由　緒　傳ふる所によれば濱田の生川吉左衛門が嘉永六年伏見稻荷神社の御靈璽を拜受して己が私邸内の鎭守として祀つてゐたものであるといふ。同社の鍵の柄に「奉遷宮萬延元年酉二月十二日正一位政成大明神鍵」とある。

合祀祭神大山祇命は大字濱田字新田町民が諏訪神社境内山神社として崇敬せしものを明治三十八年十月十日合祀したものである。

社　殿　本殿は間口七尺奥行六尺二寸で明治三十九年四月の造替である。此外拜殿、瀦垣及數多の鳥居等がある。

例祭日　元二月初午の日であつたが現今では四月九日である。

山津見神社

祭　神　大山祇命　天照大御神　素盞嗚尊　大物主命　應神天皇　蒼稻魂命　猿田彦命　大宮能賣命　大市比賣命　國常立命　火之迦具土命

由　緒　此社は市内各町に鎭座してゐた無格社山神社三十三社、稻荷神社四社、津島神社三社、八幡神社一社、神明社一社、秋葉神社一社、合計四十三社を明治四十一年二月一日諏訪神社境内へ移轉合祀した社にて、社號を山津見神社と稱する所以は、合祀の大多數が山祇の神なるが爲である。今茲に合祀神社を表示すれば左の通りである。

合祀神社表

舊鎭座地名	舊社號	祭神名
西町字二町	山神社	大山祇命
仝字西浦	山神社	大山祇命
仝字西浦	稻荷社	猿田彦命　蒼稻魂命　大宮能賣命
久六町字二町	山神社	大山祇命
比丘尼町字八町	山神社	大山祇命
北町字廳之園	山神社	大山祇命

註　伊達貫一郎所藏の元祿十二年書留一節には「此山神と松畑塀下水落口を庄九郎方よりつき留申候故云々」とある。故に元祿時代以前より祀られてあつたことが知られる。

川原町字天然　山神社　大山祇命

仝字蒲山神社　大山祇命

南町字八町　山神社　大山祇命

仝字八町　津島神社　素盞嗚尊

由緒　天保八丁酉年勸請

中新町字六町　山神社　大山祇命

上新町字八町　秋葉神社　加具都知命

合　殿　山神社

竪町字八町　山神社　大山祇命

註　井島茂作所藏明和年代の書留に「町々山神有之候是は六月に入り相勤申候云々」とある。されば明和年代以前より祀られてあつたものであらう。

中町字六町　山神社　大山祇命

境　町　山神社　大山祇命　素盞嗚尊　宇賀之御魂

合　殿　稻荷神社　大方比賣命

由緒　寬政二年六月十六日勸請である。合殿大方比賣命(稻荷神社)は三重郡水澤村別所眞左衛門私邸鎭守であつたが明治十九年十二月十四日合祀したものである。

南新町字南浦　山神社　大山祇命

由緒　文政二己卯年六月十一日勸請

四ツ谷新町字六町　山神社　大山祇命

下新町字新丁向　山神社　大山祇命　猿田彦命　蒼稻魂命　大宮能賣命

新丁字新丁向　豐川稻荷神社

合　殿　金刀比羅神社　大物主命

合　殿　靈符神社　國常立命

由緒　寬政七乙卯年正月二十日の勸請で三社(合殿共)元長谷川博太郎私邸内の社であつたのを明治十三年五月三十一日町内社としたものである。

新丁字新丁向　山神社　大山祇命

合　殿　神明神社　天照大御神

註　此の神明は葦原神明と稱し往時此邊が葦原で在つた頃より祀れる最古の社であるとの口碑がある。

新丁字新丁向　津島神社　素盞嗚尊

新丁字新丁向　山神社　大山祇命

註　此社は往時南新丁と稱せる部落民の崇敬せし社であるといふ。

北條町字濱北　山神社　大山祇命

北條町濱北　山神社　大山祇命
濱町字濱北　山神社　大山祇命
北納屋町　山神社　大山祇命
藏町　津山神社　素盞嗚尊
中納屋町字五町　山神社　大山祇命
桶ノ町字五町　山神社　大山祇命
袋町字五町　山神社　大山祇命
南納屋町字五町　山神社　大山祇命

境内社　津島神社

註　境内社津島神社（祭神素盞嗚尊）は安政年間惡疫流行の際町民崇信して病毒を免れたるを以て、明治十四年十二月廿八日一社として創立したものである。

南納屋町字外起　稻荷神社　猿田彦命　蒼稻魂命　大宮能賣命

註　初め井垣勘藏といふ人の邸内鎭守であつたものを、文久元年辛酉十二月五日此處に勸請したものである。

高砂町字新築　稻荷神社　猿田彦命　蒼稻魂命　大宮能賣命

備考　舊領主大和國郡山藩主柳澤甲斐守の崇敬によりて舊陣屋構内に祀りしを、明治七年十一月二日高砂町海岸へ移轉したものである。

濱田字葭原七軒町　山神社　大山祇命
濱田字堀木　八幡社　應神天皇
濱田字外起　神明社　天照大神

註　文明元年九月鎭座

濱田字葭原北濱田東浦　山神社　大山祇命
濱田字葭原北濱田　山神社　大山祇命
濱田字北濱沖ノ島　山神社　大山祇命

境内社　稻荷社

註　境内社稻荷社は元岡本庄吉の私邸鎭守であつたのを、明治十七年七月廿八日官准を得て境内社としたものである。

濱田字諏訪江田町　山神社　大山祇命
濱田字返し堀橋南　山神社　大山祇命
濱田字外起四ツ谷　山神社　大山祇命
濱田字濱洲出屋敷　山神社　大山祇命

備考　以上四十三社合祀の式は明治四十一年二月十一日に始まり仝十六日に終了した。

註　斯く多數の山神は元祿の頃より祀られたものゝやうである。抑々山神は讀んで字の如く山の神で、即ち山を持坐す神である。されば古は造營の爲め材木を要する時は先づ山の神を祭り、伐りたる木の本と末とを山の神に捧げ、中間の處を持來つて皇室或は神宮造營を行つたものである。是れ延喜年來の古例であつて、現に神宮の御遷宮度に山口祭といふ式のあるは之が爲めである。然るに市街の眞只中に山の神を鎭祭したのは何の爲めであるか、御巫清直氏の說に、「町村の街衢に祀られたる山神に塞神と稱して、八衢比古神、八衢比賣神、久那戸神の三神を祀つたもので、此の三神は伊邪那岐命の黃泉の國より歸り坐した時出で來られた神で、惡鬼邪神を防ぎたまふ神として、延喜式にも道饗祭と稱して此の三神を祭られてゐる。これに依りて民間にても惡魔除として祀つたもので、三神を山神と誤つたものであらう。」といふ。當市の山神社は夏季疫病流行の際などに或一二ケ町が山神を祀りて病魔を防いだのを、其の附近の町々先を爭ふて之を祀り遂に斯く多數の山神社を祀るに至つたものであらう。

諏訪神社境内建物

記念碑（西南役三重郡戰死者）　壹基
伊藤小左衛門之碑　壹基
砲彈　壹基
石標（爲革進會創立記念）　壹基

村社八幡神社

鎭座地　大字濱一色字北浦
祭神　應神天皇
由緒　本社は正保三年八月十五日の勸請で、明治六年三月村社に列せられ、四十年八月九日三重縣告示第二百九十一號により神饌幣帛料供進社に指定せられた。
社殿

一本殿　間口六尺一寸　奥行五尺一寸　明治二十年十一月造替
一拜殿　仝二十四尺　仝十七尺
一透塀　延長三十間　仝上
一鳥居　石造　高十一尺二寸　明治四十年九月造替
一手水舍　間口六尺七寸　廣八尺一寸　文化二年八月造替
仝手水鉢　奥行四尺八寸
一石燈籠　高六尺九寸　一基　寛政十一年己未仲秋建設
一狛犬　一對　明治二十年十一月建設
一社　長五尺　寛政二年九月建設
一納屋　間口十八尺　奥行十二尺
一參籠所　仝二十一尺　仝十五尺　大正四年二月建設

右の外數基の石燈籠及狛犬社標等がある。

寶物

一棟札　一枚　登錄番號　寶第四一七號
一額　一面　仝　寶第四二七號

例祭日　古來二月十五日及び八月十五日であつたが現今では九月十五日である。

境内　從來六百四十三坪であつたが昭和二年八月廿六日四百五十四坪を增加して現在千九十七坪である。

氏子　昭和二年四月　一千百七戸

境内神社

淺間神社

祭神　木之花佐久夜毘賣命

由緒　本社の棟札に「奉勸請富士淺間大明神明和六己丑六月廿九日生川守綿」とあるを以て見れば明和六年の勸請なることは疑ひない。

社殿　本殿は間口六尺奥行十二尺で建設年代不詳である。

此外鳥居、石燈籠、手水鉢等がある。

例祭日　元六月廿一日であつたが現今では七月廿一日である。

山神社

祭神　大山祇命

由緒　明和元年御還宮山神作ツタ　作市　關藏　金吉　富次郎　翌三郎　與儀之助　豊吉　六松　與三松と記されてゐる。御還宮明治四十年十二月左の二社を合祀した。

舊鎭座地名　舊社號　祭神名
濱一色字川原町　山神社　大山祇命
濱一色字横長　山神社　大山祇命

無格社　鵜森神社

鎭座地　大字濱田字堀之田

祭神　天照皇大御神　菅原道眞

由緒　當社は元江田神社と稱してゐた。其勸請は詳ではないが、文明年代より濱田城主俵家の崇敬した社で、明治四十二年一月廿八日境内社菅原神社を合祀し、仝年四月十六日鵜森神社と改稱した。

註　當鵜森神社を江田神社と稱したのは、江田川、江田町等の地名に據るといふ。但享保九年の明細

配祀　建速須佐之男命

帳に據れば「神明天皇相殿壹社五尺四方」とあれば、當時は單に神明天皇と稱したらしい。扨又當社を鵜森大明神と號したが、之は正保二年堀木家の系圖に鵜森神社と記し、天保十年及嘉永五年の棟札に何れも江田神社と並記してあるから、是亦古くより稱したものに相違ない。而して此稱の起りは古海岸接近の地にあつた森林で、鵜の多く來栖せしに因るといふ。尚當社の所在地は濱田城の舊址であつたといふことは殆ど疑ないところである。共證としては、今尚境内の周圍に濠の跡存し、字を堀之田と唱へ、其の近傍に反シ堀と稱する字の存すると、享保九年の明細帳に「當社に大織冠鎌足九代之苗裔俵藤太秀鄕之御冑を十一代田原又太郎忠綱之末葉當濱田之城主田原美作守忠秀に傳はり、則城之鎭守當社之寶物に寄附干今相續有之候境内六百坪御除地古城跡」とある等によりて明かである。

社殿

一本殿	間口五尺	奥行五尺	慶應二年二月造替
一拜殿	仝廿四尺	仝十七尺	明治十六年三月造替
一塀	延長四十二間		造營年月不詳
一鳥居	高十二尺	廣八尺八寸	嘉永元年九月造替
一納屋	間口十三尺六寸	奥行九尺五寸	明治四十二年造替
一手水舍			造營年代不詳
一石燈籠	二基	高八尺五寸	文政十三年八月建設

鵜の森のかぶと

寶物　星冑（鉢金）　壹領

註　此冑を又鐵兜と稱す眞塗で蓋裏に金泥にて左の文字が記されてある。

松平相模守内　栗田市右衛門尉寄進　萬治二年　月吉日

之を包める白絹服紗には五色絲にて「因幡國住人馬淵源三郎」と縫取られてある。

該冑は栗田市右衛門尉の寄進とあれども、又舊記に依れば鎭守府將軍武藏守藤原秀鄕の着領にして、將軍の末葉即ち濱田城主田原美作守忠秀に傳はり、忠秀之を當社に寄附したと傳へられてゐる。又堀木茂右衛門の系圖正保二年の條に忠秀所傳之冑奉納於鵜森神社之處云々とあり、又享保九年の明細帳に俵藤太秀鄕之御冑を十一代田原又太郎忠綱の末葉當濱田の城主田原美作守忠秀に傳はり、當社の寶物に寄附と記しありて、其何れが眞なるか稍疑はしき點がある。按ずるに此寶物は田原忠秀の寄附にて當社に保存しありしものを、正保年代の後一時盜難に罹り、轉々流離して終に栗田家の手に落ちし物を、後江田神社の寶物であつたことを發見し、萬治二年に至り更に當社に寄進したものであらう。併し栗田市右衛門は因州鳥取の人で、勢州と因州とは相距ること殆ど百里交通不便の當時、態々之を當社に寄進するに就ては、何等が深き緣故がなくてはならぬ。即ち栗田市右衛門は田原秀鄕公の末葉と唱へ、鳥取藩士となりて祿高五百石にて御奏者番を勤めて居た人であるから、藩主が江戸城に參勤交代の際之に扈從して當地を通過し、茲に當江田神社の由緒を聞傳へて此寄進をしたものであらう。

栗田市右衛門九代の孫栗田熊治なる人は今北海道石狩國

札幌郡江別村に居住して居るといふ。
尚該冑は寛保二年諏訪神社神主生川播摩守に預けられた。
其覺書左の通りである。

覺

一、星冑　一羽　但し鉢計

右者田原秀郷所持之由濱田村相傳鵜森社之神寶也此度御渡し候處慥に請取預申候後來隨分大切に可致候爲後證仍如件

諏訪大明神之神主
生川播摩守　㊞
同　彌兵衛　㊞

濱田村
庄屋衆中
年寄　中

寛保二戌年八月八日

斯くて寛保二年以來預けられたる冑も、大正十五年八月十六日鵜森神社に金庫設備せらるゝに及び是に返付せられた。

例祭日　元、二月十六日、八月十六日、九月九日であつたが現今では十月九日である。

境内　千百二十九坪
境内神社

御靈社

祭神　俵美作守忠秀靈、同紀伊守藤綱靈、同遠江守元綱靈、同與右衛門尉重綱靈

由緒　本社の勸請年月は不詳であるけれども、天保年度以前に創立したものである。此地は忠秀の築いた濱田城趾であつて、濱田城は天正年間瀧川一益の爲めに落城したものなるにより其靈を此處に祀つたものである。

註　本社の創立が天保年度以前なる徵證を擧ぐれば同社鍵の柄に「天保八丁酉五月廿八日遷座濱田殿御靈大明神御鍵」と記しあり、又天保十年十一月の取調書江田神社の部に御靈大明神社と記せるものなどがある。鵜森大明神即ち舊江田神社は秀郷將軍及三代の靈を奉記したものなるも、享保九年領主の忌諱に觸れんことを恐れて、天照皇大御神及建速須佐之男命を江田神社に奉祀し、別に御靈社を建立して之に濱田家四代の靈を祀つたのであらうとの說がある。而して現在の御靈社は元鵜森神社本殿の裏奧にあつたのを今より十二三年前本殿の南に遷したものであるといふ。

社殿　本殿は方一尺五寸で嘉永六年二月の造替である。此外拜殿鳥居等がある。

例祭日　八月十六日

稻荷社

祭神　保食神、猿田彦命、大宮能賣命

無格社　八幡神社

鎭座地　大字四日市字中幡（西八幡町）

祭神　應神天皇

由緒　應永年中當市建福寺の鎭守として勸請したるものにて、後獨立したるものなるも、其年代詳かでない。

註　本社は建福寺の舊記に「濃州不破郡今須之鄕妙應寺の鎭座と同体也應永年中當境内鎭守に拜請して今尚八幡宮と稱し奉る也」とありて、同寺の守護神であつたこと明かである。而して兩部の行はるゝ時代は今の信光寺（當時信光寺は建福寺の末寺であつたといふ）が別當職であつたといふ。然るに何れの時代に建福寺を離れたか明確でないが、泗水記に「八幡宮往古より有之本社は承應三午年建大工上村半次」とあり、又寛文の棟札に「大日本國勢州三重郡芝田鄕四日市里八幡町八幡大菩薩再

註　此社は享保九年の明細帳にも記錄しあり且つ初は鵜森神社境内辰巳の方位に鎭祭してあつて、田原家の鬼門除の鎭守であつたとの口碑があるから頗る古き社に相違ない。尚安永八己亥年四月二十六日現在の位置に奉遷したと言傳へる。

社殿　本殿は間口二尺六寸奥行二尺五寸明治四十一年二月の造替である。此外拜殿及鳥居等がある。

興云々于時寛文丁未八月十五天」とあるに據りて推すときは、承應寛文の頃既に獨立の社となつて居たことは明かである。

社殿

一本殿　間口四尺　奥行三尺五寸　明治二十五年八月造替
一拜殿　仝　廿一尺九寸　仝　十七尺五寸　天保四年八月造替
一透塀　延長十一間　明治廿五年八月造替
一手水舍　間口九尺　奥行五尺　明治九年九月造替
一鳥居（石材）　高九尺　廣七尺二寸　元文元年八月造替
一石燈籠（住吉形）　一基　高八尺五寸　明治十九年九月建設
一仝（雲見形）　三基　高三尺五寸　明治元年建設
一倉庫　間口十六尺　奥行十六尺　明治三十一年建設
一參籠所　仝二十九尺　仝十七尺九寸
一築墻（石材）　延長十二間四尺　明治廿五年八月建設

此外社標及數基の燈籠がある。

〔伊達貫一郎所藏書類〕

八幡神社棟札年號の控

寛文七丁未年八月十五日　神役人　黑川儀太夫正利
　　當名主　伊倉太兵衛氏盛
　　氏子中　伊嶋彌右衛門氏宗
　　清水長右衛門利次
　　大工七幡町　傳左衛門
貞享元甲子年六月廿六日
　　禰宜　黑川儀太夫常信
　　當名主　堀木安兵衛秀安
　　氏子中　伊嶋彌左衛門氏重
　　大工　長谷川傳左衛門
元祿十六癸未年九月廿七日
　　禰宜　黑川儀太夫常宣
　　當名主　伊達太右衛門氏以
　　氏子中　伊嶋太郎次氏定
　　大工　長谷川傳左衛門
享保六辛丑年六月廿六日
　　禰宜　黑川儀太夫常宣
　　當名主　伊達太右衛門氏以
　　氏子中　伊嶋彌左衛門重治
　　大工　長谷川傳左衛門
元文二丙巳年八月十二日　勢州三重郡四日市
　　神人　黑川儀太夫重春
　　當名主　伊達太右衛門茂啓
　　氏子守　井嶋彌左衛門重治
　　黑田長兵衛利致
　　村田七右衛門
　　大工　長谷川傳左衛門
寶曆三癸酉年八月吉日
　　神人　黑川與宗五郎守春
　　當宿物氏子守伊達太右衛門寛茂
　　井嶋左右治茂喜
　　大工　長谷川藤兵衛
　　井嶋治郎兵衛
安永七戊戌年八月十五日
　　當社預名主　太右衛門伊達寛茂
　　大工神梁　南川仁右衛門
　　庄右衛門西村茂貞
　　謹書

時の來るを待たまへは今そ修理奉りけり
誠や神德のありかたき事をおもひて
くもりなき神の心やけふの月　伊達免十　百拜

寶物

一、棟札　四枚　登錄番號寶第四三三號乃至第四三六號
一、刀劍　四口　仝　寶第四三〇號乃至第四三三號
一、額　一面　仝　寶第四三八號一

例祭日　古來八月十五日であつたが、現今では九月十五日である。

境内　二百七十八坪　市街宅地神社有

註　享保九年及享和元年の諸色明細帳には社地百八十坪とある。

境内神社

金刀比羅神社

祭神　大奈牟遲命、大山津見命

由緒　不詳

註　當社棟札に「奉修覆象頭山金毘羅大權現、文化第八曆未六月十日文日」とあるによりて推すときは、文化以前の勸請なることを知る。合祀の山神社は「文政六年癸未六月　奉納大山祇命靈櫃　當代神主林筑前守久諦謹封」と記せる棟札あるにより、當時始めて大山祇神を勸請したことを知り得る。而して明治四十一年二月官准を得て金刀比羅神社に合祀せられたものである。合祀の當時は境内社殿共に無く只氏子七十戸あつたのみである。

社殿　本殿は間口九尺六寸奥行十六尺建設年代不詳で此外に鳥居がある。

附記　市内鎭座の山神社中大字四日市の分は諏訪神社境内に、大字濱一色の分は濱一色八幡神社境内に、其れ〳〵合祀せられたが、只大字赤堀の分のみは明治四十年十月三重郡常磐村大字赤堀八阪神社に合祀せられた。其山神社は左の通りである。

舊鎭座地名	舊社號	祭神名
赤堀字新正	山神社	大山津見命

第二章　寺院、說教場、教會

第一節　寺院

建福寺

北町に在り、東溟山と號す。曹洞宗總持寺の末寺で、本尊は釋迦如來木像である。

當寺の開祖は大本山總持寺第二世峩山禪師の法子廿五哲の一人竺堂和尙である。而して其の權輿の開基は赤堀姓佐野又太郎である。中興の開基は當所濱田城主田原美作守忠秀で、爾來濱田家（田原美作守濱田築城以來濱田家と稱す）四代の香華所となつてゐた。當今では法憧地格宗門出世の道場となり大本山の出張所となつてゐる。

當寺は往昔境内七千六百有餘坪ありて、周圍八町を繞らし、所謂七堂伽藍及び末寺廿四院を有してゐた。今の信光寺、東陽寺等皆其の境内寺院に屬し八幡町の八幡神社も亦其の境内鎭守であつたといふ。又十二塔司とて一華菴、新豐軒、東陽院、三玄庭、芳春軒、惠林庵、笑江軒、浦雪軒、洞仙軒、窓雪軒、招月軒、流泉軒等の子院があつたこともある。第三世靈珍和尙の時には學寮を設け衆僧を會して修業せしめたから、此の地を會下と稱したといふ。此の如く往昔は頗る壯大旺盛であつたが、其の後天災地變其の他諸種の事情に依り幾多の變遷をなし境内の如きも享保年代及び享和年代には千八百六坪を有してゐたが、現在では千二百十一坪となつてゐる。堂宇の如きも嘉永七年六月の地震にて大本堂庫裡等悉く倒潰し、明治十年山田御師の古家を買ひ來りて漸く本堂庫裡を再建したが、是亦明治三十八年三月十三日夜失火して山門を除く外堂塔庫裡は勿論本尊寶

物什器に至るまで悉く烏有に歸した。然るに現住職黒田鐵巖師明治三十九年十月就職以來苦心慘憺再興經營の結果、大正元年八月三十日本堂を新築し、今や庫裡座敷什物等殆ど完備するに至つた。

山門は文化十二年二月の再建で、階上を鐘樓としてゐる。

本堂前の築山に花崗石の自然石に刻せる芭蕉の句がある。

けふはかり人もとしよれはつしくれ　　はせを

境内佛堂

觀音堂　本尊は觀音菩薩金像

閻魔堂　大正元年八月三十日の再建で、本尊は閻魔大王木像にして眷屬十一軀木像を有してゐる。

辨天堂　本尊は辨天木像（傳教大師作と傳ふ）大黒天木像（弘法大師作といふ）毘沙門天木像（雲溪作といふ）各一軀

稻荷堂　本尊は正一位稻荷大明神豐川陀枳尼天

太子堂　大正十三年四月建立、本尊は聖徳太子

光源寺

上新町に在り、正法山と號す。眞宗高田派專修寺の末寺で、本尊は阿彌陀如來木像である。當寺は永仁元癸巳年三月下旬僧慧忍の開基で天台宗に屬してゐたが、文亀三年三月高田本山中祖第十世眞惠上人勢州教導の際、時の住僧第十一世意眞其の德を慕ひて高田派に改宗し、專修寺を以て本山とした。本堂は嘉永七年六月の地震に倒潰し明治九年再建したものである。本門は今より凡百三十餘年前當寺第二十世淨輪院亮大の代の建立で、梵鐘は享保七年の鑄造である。境内は享保九年及享和元年の四日市諸色明細帳には何れも三百十三坪とあるも現在は五百十坪である。

檀徒百六十戸。

光運寺

上新町に在つて、三重山と號す。淨土宗鎭西派知恩院末寺で、本尊は阿彌陀如來（木坐像）勢至像、觀音像（何れも惠心僧都の作といふ）及び善導大師、圓光大師、源譽長順上人等の木坐像である。

往昔上野國國府に住する明圓法師の眞孫なる明觀法師といふ僧が祖父明圓法師の多夢を嗣ぎて安居院へ慕詣の途次、當地に掛錫して念佛の衆徒を結び、一宇を（今の西町廣田六郎兵衛方南に）造立して三重山東漸院尊乘寺と號し、唱演の道場とした。之れが當寺の創立であつて、時は正安三年二月である。此の年五月法師上洛の歸途尊像を荷負し來り、衆に示して曰く、「是れ我等の大先達なる聖覺上人である。有緣の地たるに由り、此の道場に留め置く。永く開基上人と尊崇せよ。我亦每年往返の際七日の念佛を修めよう。衆夫れ往生の念佛を退轉する勿れ。」と。衆之を信受し奉行した。時の人は之を聖覺同行と稱した。應仁元年應仁の亂の兵火に罹つて堂宇は灰燼に歸したが、尊像は太田某の守護に依りて幸に災害を免れた。斯くて此の頃から漸々衰微を釀し、文明四年に至つて全く結衆を亡つたが、其の後源譽上人再興を切願し、累年此所に掛錫して一萬日の念佛を興行し、再び同行を起して盛に法輪を轉じたけれども、半途にて文祿三年九月二十七日示寂した。之を當山第一世とする。爾來其の嫡弟伴舊和尙が師の宿願を嗣ぎ衆徒を勸誘したが、伊藤喜右衛門の先祖清譽是法といふ者が深く隨喜し、身命財産を拋ちて伴舊和尙の宏業を助成し、終に慶長十一丙午年堂宇の再建を完成した。今の本堂即ち之である。茲に於て伴舊和尙古を存置しようと欲し、聖覺上人の肖像を開基と尊崇し、源譽上人を大中興と仰ぎ、淨土宗總本山知恩院第二十七世滿譽大僧正に依り眞言宗より淨土宗に改宗し、三重山大知院中本山（之を別格と稱す）光運寺と改稱した。當時境域東西十四間南北二十三間半面積三百三十八坪であつたが、第十世戒譽上人の代元文二年西町より現在の地に移轉した。現今の境内千百三十六坪を有し、之に接壤の墓地を合すれば實に千五百九十三坪となる。檀徒四百六十五戸。

表門は元文二年二月第十世戒譽上人の建立である。

境内佛堂

地藏堂　本尊は延命地藏尊である。人皇第百十三代中御門天皇の御宇享保十乙巳年十月第九世乾譽上人本堂に於て別時念佛を修し、四更に及びて睡氣を催し經机に倚り懸り居らるゝ時、夢顯に延命地藏尊出現し宣く「我は此所より辰巳の方の樹下に停てる石地藏なり。有緣の心願者を救濟せん。」と言ひ終らざるに醒めた。茲に於て上人此の靈夢に由り翌朝樹下より堂山に移したものである。當時未だ其の堂宇が無かつたが、有信の輩次第に增加し、終に明治八年現在の堂宇を建立した。該地藏尊は信者願

る多く、毎月廿四日の緣日には參詣者市を爲すの盛況である。而して該地藏堂に一箇の石が奉置してあつて、此の石を持擧げて事の吉凶成否等を卜すれば其の靈驗顯著であるとて、之を試むるものが頗る多いといふ。

太子堂　本尊は聖德太子である。堂宇は元鐘樓の西にあつたが、五重塔建設敷地に充用のため之を取毀ち、境内北部に堂宇を新築し、大正十五年十二月一日落成した。

吒枳尼天堂　本尊は吒枳尼天である。

觀音堂　本尊は觀世音菩薩である。

秋葉大權現　明治四十一年二月一日當市に於て市内各町に鎭座してゐる無格社を諏訪神社境内へ移轉合祀するに當り、上新町共有にして當寺傍に鎭座してゐた秋葉神社も、共に移轉合祀せられたから、直に其の跡の堂宇に遠州秋葉山三尺坊威德大權現を勸請奉安して當寺の一佛堂とし、從前の通り毎年五月十七日祭事を執行してゐる。

末寺

明治二年六月大津縣へ書上げた由緒書に「末寺七箇寺、當所藥師寺、佛性院、靜安院、一樂庵、濱田村喜樂庵、萬松庵、右六ケ寺は現存にて御座候外に壹ケ寺當所濱町寶樹軒貧寺にて相給難相成候に付元祿年中より潰寺と相成申候。」とあれども、此の內喜樂庵、萬松庵の二ケ寺は其の後廢寺となつた。

信光寺

八幡町に在り、三瀧山と號す。眞宗大谷派本願寺末寺で、本尊は阿彌陀如來木像である。

當寺は往古建福寺末寺で眞言宗に屬し、建福寺境內八幡神社の別當であつたが、建福寺が曹洞宗に改宗の際現今の宗派に轉ずると共に八幡神社の別當を解かれた。併し從來の關係を以て同社祭典の際には例年米壹升と錢百とを同社に奉納するを例としてゐたが明治維新後は米壹升と錢拾錢を奉納し、試樂の日最初に神酒の分配を受くるを例としてゐるといふ。

舊本堂は嘉永七年六月の地震に倒潰したるを以て明治初年より新築に着手し仝八年漸く落成したのが即ち現在の本堂である。本門は凡そ六百年前の建築で其の後修繕を加へたものであるといふ。

境內は享保九年及享和元年には六百四十坪で、慶應四年には七百四十坪となつてをり、現在では千百十六坪である。檀徒二百五十戶

常德寺

中新町に在り、法轉山と號す。眞宗本願寺派本願寺末寺で、本尊は阿彌陀如來木立像である。當寺は元眞言宗であつたが、文明の頃住職法名淨圓本願寺第八世蓮如上人に歸依して改宗した。初め北町に在つたが貞享年中現今の地に移轉したもので、當時より明治年代までは境內四百七十四坪であつたが現在では八百五十五坪を有してゐる。

本堂は明治八年二月山田の梅香寺の古寺を求めて移築したものである。門及び鐘樓は共に元祿年間の建立であるといふ。檀徒百二十戶

得願寺

下新町に在り、東光山と號す。眞宗大谷派本願寺末寺で、本尊は阿彌陀如來木立像(源信和尙の作といふ)である。

當寺は元眞言宗であつたが、慶長年中住僧秀嶺本願寺に歸依して改宗し、以來同寺の末寺となつてゐる。

境內は往昔より二百三十八坪であつたが現在では三百三十一坪を有してゐる。本堂は嘉永七年六月の地震にて倒潰し、其後安政年間に再建したものである。檀徒百五十戶。

不動寺

新丁に在り、龍寶山と號す。黃檗宗萬壽派萬福寺末寺で、本尊は降魔不動明王木坐像(弘法大師作といふ)である。

當寺は寬永十六年の創立で、開山は黃檗山第二世木庵禪師の高弟なる越傳道付禪師である。當寺第三世天如禪師の代道俗の歸向一方ならず、堂舍の輪奐壯大にして實に宗內の一大叢林であつたといふ。然るに嘉永七年六月の地震にて本堂、開山堂、庫裡等悉く倒潰したるを以て、方丈に大修繕を施して本尊を安置し、明治十二年漸く本堂を再建した。表門(桁行九尺)は名づけて呑海門といふ。是蓋し寬永年代當門創建の頃は其の前面廣漠たる四日市港であつた爲め、斯くは命名されたものであらう。境內は古來二百三十四坪であつたが現在では七百三十坪を有してゐる。檀徒十八戶。

境內堂宇

辨天堂　本尊は辨財天女である。

圓通閣　有名であつた老松龍燈の松の枯死するや、昭和二年二月十五、六、七の三日を費して之を伐倒し、其の幹の下部(根付)に當寺寶物であつた千手觀音像（弘法大師作と傳ふ）を安置し、之を入るべく其處に六角堂を建立して圓通閣と名つけ、昭和三年三月十八日入佛式を行つた。而して元觀音堂内に安置してあつた觀音菩薩像を閣の後部に移して千手觀音の傍佛とし、元觀音堂は廢堂とした。

東陽寺

堅町に在り、興樂山と號す。曹洞宗建福寺末寺で、本尊は延命地藏菩薩木像である。

當寺は文明年中の創立で開山は荊溪和尚中、興開基は義叟慶忠和尚であるといふ。元建福寺十二塔司の一にして洞養寺或は東陽院と稱したが現今では專ら東陽寺と稱へてゐる。境内二百三十九坪を有し、本堂は大正十五年より改築に着手し昭和三年四月三日落成したものである。

境内堂宇

鎭守堂　天保時代の建築で大正八年境内西部に移轉した。本尊は吒枳尼天木像で、明治十六年三河國豐川より勸請したものである。

祖師堂　大正二年の建築で、本尊は弘法大師木像である。

大黑天堂　本尊は大黑天木像で古くより傳來せるものであるといふ。

蓮生寺

四ツ谷新町に在り、寶池山と號す。眞宗大谷派本願寺末寺で、本尊は阿彌陀如來木立像である。

當寺は慶長十二年三月十三日僧長閑開基創建すといふ。元祿年間第六世閑隨在職の際火災に罹り由緒記錄等に至るまで燒失した。元信光寺末寺で久しく同寺境内に在つたが、明治十二年九月五日現在の地に新築して移轉した。境内三百十四坪餘、檀徒百二十戶を有してゐる。

藥師寺

比丘尼町に在り、長壽院延命山と號す。淨土宗鎭西派光運寺末寺で、本尊は藥師如來木立像（弘法大師入唐の御自作といふ）である。

當寺は元眞言宗であつて、桑名大福田寺の出身哲俊和尚の開基である。其の後密宗退廢して一時廢寺となつたのを光運寺第二世圓譽伴舊上人が元和年中當寺を再興して光運寺の末寺となし、附法の弟子を住僧たらしめたが、寬永十甲戌年十月十六日伴舊上人遷化して後、附法の弟子之なきを以て、本山住職が久しく兼務してゐたが、安政六年未年往古の寺格を免許せられ、以來附法の僧住職となり今に至つてゐる。當寺本尊藥師如來は當所不動寺本尊不動明王と共に「四日市で名高いものは坐り不動に立ち藥師」と稱して、市民の信仰頗る厚く、殊に嘉永、安政の頃は參拜者常に境内に滿ち、緣日の際は頗る雜閙を極めたといふ。境内は古來百三十九坪であつたが、現在では三百四十坪を有してゐる。

境内佛堂

觀音堂　本尊は觀世音菩薩で、往古より其の講中なるものがあつて、之を造立維持し來つてゐるといふ。

智玄寺

南町に在り、惠遠山と號す。日蓮宗一致派鎭本寺末寺で、本尊は高祖日蓮大菩薩木像である。

當寺は元祿八年桑名鎭本寺老僧智玄和尚の隱居所として創立せられたもので、其の頃新規社寺停止のため久しく寺號公稱するを得なかつたが、明治十一年四月漸く寺號公稱を許可せられたものである。境内約百五十五坪（内附屬墓地約五坪）檀徒五十九戶である。

境内佛堂

妙見堂　本尊は妙見大菩薩である。

本覺寺

南町に在り、淨德山と號す。日蓮宗久遠寺末寺で、本尊は釋迦如來である。

當寺は明治十一年四月當所南町水谷五郎九なる人が日蓮宗假說教所として新築創立したもので、明治十三年六月寺號公稱出願を爲し、同年八月許可せられたものである。境内百六十四坪、檀徒二十六戶を有してゐる。

靜安院

久六町に在り、觀音山と號す。淨土宗鎭西派光運寺末寺で、本尊は阿彌陀如來木像である。

當院は往昔圓鏡寺といつたそうであるが、享保年代には既に靜安院となつてゐる。本山光運寺の西町に在つた時當院亦共の境內に在り、元文二年光運寺と共に上新町に移轉し、明治三十六年十月十九日更に現今の地に移轉したものである。境內は古來六十二坪半であつたが、現在では三百八坪五合を有してゐる。

佛性院

中川原町に在り、元中濱山と號したが明治四十三年實光山と改號した。淨土宗鎭西派光運寺末寺で、本尊は阿彌陀佛木立像である。

當院は萬治元年の創立で、開山惠心比丘が光運寺住職作舊上人の弟子であつた關係上同寺の末寺となつたものである。舊堂宇は嘉永七年六月の地震に崩潰したといふ。境內は古來七百六十五坪であつたが、現在では三百十坪で之に接壤墓地を加ふれば九百三十坪である。

伊勢高野寺

東中町に在り、眞言宗御室派で、本尊は弘法大師である。

當寺は明治四十三年九月廿九日三重郡三重村大字東坂部遍照院の境內佛堂なる地藏菩薩を當所に移轉したもので、後本尊を弘法大師に變更し、大正五年六月廿一日本堂を新築した。境內二百坪、檀徒五戶

一音院

十建町に在り、慈眼山と號す。曹洞宗建福寺末寺で、本尊は馬頭觀世音像である。

當院は天文年中建福寺第十世芍溪和尙の開基で、再興の開山は擔杖匡宗和尙である。初め芳春軒と稱し、建福寺十二塔司の一で同寺境內に在つたが、後一音院と改稱し文化、文政の頃一旦廢院となつたのを、天保十一年四月北町中塚亦兵衛（津の國屋と號す）なる者の盡力に依り、當時葭原であつた荒地を埋立て、此處に一宇を建立して馬頭觀世音像を安置し、一音院と稱した。今の大師堂の建物が即ち之である。明治三十三年今の本堂を新築して觀世音像を安置し、舊本堂には弘法大師を遷し、舊大師堂は之を取毀つた。境內二百五十一坪。

西福寺

北條町に在り、田藤山と號す。淨土宗鎭西派聖覺教院末寺で、本尊は阿彌陀如來木立像である。

當寺は明治廿三年十一月十日阿山郡川合村字馬場より移轉したもので、明治三十九年五月現本堂を新築した。境內三十七坪、檀徒六十戶。

境內佛堂

地藏堂　明治三十八年一月の建立で、本尊は地藏菩薩である。

半僧堂　大正二年の建立で、本尊は半僧坊大權現である。

東漸寺

中組町に在り、佛法山と號す。眞宗高田派專修寺末寺で、本尊は阿彌陀如來木立像（慈覺大師の作と傳ふ）である。

當寺は建仁元年觀月律師の開基で、當時天台宗に屬し松庭山梅養寺と號したが、後濱村山東漸寺（又東善寺とも）と稱した。文龜三年三月七日第六世玄阿法師（改宗の際祐全と改む）が眞宗高田派に改宗して專修寺末寺となつた。之を中興開山と稱へる。次で慶安四年九月佛法山と改號した。本堂は梅養寺と稱した頃方十五間もあつたそうであるが、元龜元年正月類火にて燒失し、承應二年三月再建したるも、寶永四年の大地震にて破壞したといふから、現在の本堂は其の後の建立である。境內は六百九十四坪、檀徒百四十戶を有してゐる。

考證　享保九年九月二十日領守郡山藩へ差出した明細帳に當寺開基を觀月律師とし、建仁元年辛卯二月濱田城主田原忠弘祈願所として當寺を建立すと記せるに對し、伊勢軍記、三國地誌等は「田原美作守忠秀文明二年（後土御門院御宇）濱田城を築き之に居る。是今の鵜森神社の地なり。されば鎌倉時代には未だ濱田城といふものなく、隨て之が祈願所たる說信じ難し。」と唱へてゐる。されど當山開基觀月律師の遷化は寬喜二年（紀元一八九〇年にして建仁元年より廿九年後）庚寅正月五日にして、當寺第五世玄德僧都の遷化は寬正五年（紀元二一二四年にして文明二年より六年前）なること

は當寺過去帳に明記する所である。尙諏訪神社の勸請が建仁二年にして、同社神主生川安房守金王麿の辛去が寛喜三年辛卯三月朔日なると、建福寺權輿の開基が田原又太郎忠綱なることを綜合して考察するときは當寺が建仁元年の創建なることは殆ど疑のない所である。又田原忠弘が建仁年代に濱田に在城したといふことは確たる文獻もなく、且當時濱田の地名があつたか否やは頗る疑問に屬するけれども、忠弘が當所に在城したことに關しては何等否定すべき資料を見出さない。彼の田原又太郎忠綱の從弟佐野小次郎景綱八世の孫田原孫太郎景信が應永年中上野國赤堀庄より伊勢の栗原即ち今の三重郡常磐村大字赤堀に移り來たのは何の緣故に因るか。即ち其の昔忠綱と建福寺の關係及び忠弘の當所在城と深き緣故があつたに因るものではなかろうか。されば建仁年代當所に古城のあつたことも亦一概に排すべきではなかろう。

末寺で、本尊は阿彌陀如來木像（聖德太子作と傳ふ）である。

當寺は元天台宗であつたが、文龜二年五月眞宗高田派に改宗した。元和元年十月一日火災に罹り本堂庫裡等悉く燒失した。現在の本堂は寶曆年代の建立である。本門は山門造で明治四十年の建築である。境內六百八十九坪、檀徒百二十戶。

境內佛堂

觀音堂　六角造、大正十四年三月建築。

崇顯寺

北濱田に在り、佛法山久遠院と號す。眞宗高田派專修寺末寺で、本尊は阿彌陀如來木像（聖德太子作と傳ふ）である。

當寺は元天台宗であつたが、文龜二年五月眞宗高田派に改宗した。元和元年十月一日火災に罹り本堂庫裡等悉く燒失した。現在の本堂は寶曆年代の建立である。本門は山門造で明治四十年の建築である。境內六百八十九坪、檀徒百二十戶。

境內佛堂

觀音堂　六角造、大正十四年三月建築。

聖覺教院

四ツ谷町に在り、唱導山と號す。淨土宗鎭西派總本山知恩院管轄で、本尊は一光三尊阿彌陀佛木立像（明治十三年五月信州善光寺久我誓圓尼公寄附）である。

當院は元當所光運寺住職であつた三枝樹守道が明治十年三月光運寺所藏の聖覺上人像を中納屋町に安置して一の教會所を設けて聖覺教院と稱し、仝十二年九月十三日寺號公稱を許された。仝十三年五月信州善光寺伊勢國出張所の囑託を得、仝廿一年四月本堂を建築して新善光寺と通稱した。然るに境內稍狹隘であつたため明治四十一年三月十四日現

今の地に移轉し、それより善光寺と通稱してゐる。仁王門は大正五年三月の新築、鐘樓は明治四十四年三月の建築で、其の梵鐘は口徑四尺高七尺二寸重量五百貫を有し、明治廿六年稻葉町に於て鑄造したもので、市內各寺院の梵鐘中最大なるものである。境內六百五十四坪、檀徒二十五戶。

境內佛堂

念佛堂　明治四十一年三月中納屋町より移轉。

地藏堂

安樂寺

沖ノ島町に在り、現當山と號す。顯本法華宗妙滿寺派で、本尊は本門壽量之本尊木像である。

當寺は元千葉縣山武郡東金町に在つた玄納坊を大正十一年三月十三日現在の所に移轉したもので、本堂は大正十年五月の建立である。境內二百九十五坪、檀徒百四十三戶。

天聖院

濱一色に在り、慈眼山と號す。黃檗宗萬福寺末寺で、本尊は阿彌陀如來木像（惠心僧都の作と傳ふ。厨子入）である。

當院は惠心僧都の開基で元天正院と稱し天台宗に屬してゐた。今より凡九百二十年程前惠心僧都が當地に來錫の際濱一色の東北一丘上にあつた一大樹が不思議にも忽然枯死したるを以て、僧都は其の伐木を以て御丈三尺の阿彌陀如來を彫刻し、此處に一草庵を結んで其の像を安置した。是が當院の創立であるといふ。後世其の地を木根山と稱したが、後慈眼法師が濱一色東方の一丘上（俗に坊主山と稱す）に移轉改築したが、天正年間織田信長の兵火に罹り如來尊像のみを殘して其の他は悉く烏有に歸した。斯くて數十年間廢院の形であつたが、正德元年無關禪師（黃檗宗祖隱元國師の高弟なる木庵禪師の高弟）現在の地に一寺を建立して、曩の如來尊像を安置し、改宗した。之を當院の開山とし、現住職まで九代に及ぶといふ。嘉永七年六月の地震にて堂塔殿舍悉く倒潰したが、其の後漸次修築して今に至つた。現本堂は享保十二年無關禪師の建立した客殿を修理したもので、假本堂である。境內五百四十七坪、檀徒六戶。

境內佛堂

地藏堂　第七世實關禪師の建立で、本尊は地藏菩薩である。

法泉寺

末永に在り、祥雲山と號す。眞宗本願寺派本願寺末寺で、本尊は阿彌陀如來木像である。

當寺開山は西善にして現住職太田覺眠迄十五世連綿相續す。嘉永七年六月の地震に本堂其他倒潰し、明治元年現本堂及び鐘堂、本門を再建した。境域三百二十四坪、檀徒九十戸。

第二節　說教場、佛堂、教會

南納屋町地藏堂

享和、文化の頃今の午起の東なる亥子新田と稱する部落に一躰の地藏尊が祀られてあつたが、文政七年の頃より中町村田七右衛門當地漁業繁榮のためとて、毎年一躰づゝの地藏尊を彫刻して其の傍に安置し、斯くて十躰に及んだが、當時の七右衛門死去以來此の事止み、亥子新田の亡所となるに及びて之を燈明臺(今の高砂町の東部にあつた)の傍に移轉し、次で明治十年南納屋町魚問屋の傍に移轉、更に大正三年八月五日南納屋町山神社跡即ち現在の地に移轉し、仝十四年六月廿日今の堂宇を改築したものである。該地藏尊は當地漁夫の信仰頗る厚く、毎年一月廿四日及び七月廿四日盛に祭禮を行つてゐる。

西町地藏堂

本尊は延命地藏尊(座像)である。口碑に依れば百數十年前の設立であるといふ。毎年六月廿四日祭典を執行す。

建福寺末庵觀音堂

沖ノ島町に在り、本尊は聖觀世音菩薩である。

當堂は建福寺第十世芍溪慶洪大和尚の創立で、過去帳には天正四年八月十七日と記錄してある。舊くは芝田山林松軒と稱したが漸次衰頽に及び殆ど廢滅に頻する狀態となつたので、明治四十一年七月より建福寺出張說教場として維持し、更に大正十年六月今の名に改め寺籍に編入せられた。本堂は明治四十四年四月四日の建築である。

當觀世音菩薩は古來子養觀音と稱し、産婦の乳汁不足なるもの又は全く乳汁の分泌せないものも當觀音に祈願すれば其の靈功顯著であるとて、遠近より參詣祈願するもの頗る多いといふ。

四日市日本基督傳導教會

下新町に在り、日本基督教會派である。

明治廿一年頃當所に來住して印判業を營める一六堂岡田駒三なる者名古屋の教會より傳導者家田兼次郎を聘し、八幡町の自宅にて公開傳導を始めた。之が四日市に於ける基督教傳導の嚆矢である。明治廿二年傳導の機關として英語學校を開設し、レズナ孃外貳名を聘して英語教授を開始、更に鳴峰會なるものを起して鋭意布教した。仝廿三年二月中町に移轉し、仝廿四年五月創めて當教會を建設した。仝廿七年六月袋町に移轉、仝四十年七月沖ノ島町に移轉、仝四十一年四月現在の地に移轉した。境内二百三十一坪。信徒六十人。

日本聖公會

朝日町に在り、日本聖公會派で、大正二年八月西町に創設、仝五年四月濱町に、仝八年四月川原町に移轉し、仝十年十月現在の地に牧師館を新築して之に移り會堂に充てゝゐる。境内二百二十坪。信徒三十人。

四日市美普教會

沖ノ島町に在り、耶蘇教中メソジスト、プロテスタント(美普)派に屬す。明治四十年七月八日中町に創設、四日市美普教會講議所と稱したが、仝四十四年二月十日四日市美普教會と改稱した。大正十年現在の地に會堂を新築して之に移轉した。信徒約三十人。

神道猿田彦教會

新丁に在り、神道本局派で、祭神は猿田彦命、蒼稻魂命、大宮能賣命、大物主命、國常立命である。

當教會は元長野縣下伊那郡伊賀良村大字上殿岡所在の豐川教會に屬し、明治四十一年二月廿日仝教會の支教會として現在の地に設立したものである。大正六年四月五日豐房支教會と改稱し、仝十一年五月四日豐房教會を脫して神道本局に屬し神道猿田彦教會と改稱した。

此の地は往昔海中の一小島に祀られた神明神社及び山神社の在つた所で、明治十三年五月三十一日新丁に在つた豐川稻荷神社(寛政七乙卯年正月九日勸請合殿金刀比羅神社、靈符神社)此所に移轉して祀られてゐたが、明治四十一年

二月一日此等各社が諏訪神社境内に合祀せらるゝに及び、全年全月廿日前記教會を設立したものである。境内九十四坪。信徒千二百五十人。

金光教四日市教會所

西中町に在り、祭神は天地金の神である。當教會は明治三十七年六月二十一日北條町に創設して金光教四日市小教會所と稱し、全四十一年十二月五日今の名に改めた。全四十二年七月十六日新丁移轉、全四十三年九月十日現在の地に移轉し、大正八年三月會堂を新築した。境内四十九坪半。信徒五百八人。

天理教中和大教會津分教會四日市支教會

諏訪西町に在り、祭神は國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊、大苫邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉冉尊、天照大神、月夜見尊、である。

明治二十八年五月十八日淺井七次郎、上新町に神道天理教郡山分教會津支教會四日市布教所を設立した。之が當支教會の創始である。次で全廿九年五月十日神道天理教中和分教會津支教會四日市布教所と改稱。全四十二年三月廿五日天理教中和教會津分教會四日市支教會と改稱。大正七年四月十七日現今の地に宏壯なる會堂を新築移轉し、全十三年十月廿一日今の名に改稱した。境内六百坪。信徒四千五百四十人。

以上の外市内に設けたる說教場又は教會は左の通である。

說教場又は教會名	創立年月	宗派	所在
興正寺出張說教場	明治四五、七	高田派	川原町
西覺寺出張說教場	大正四、五	大谷派	西袋町
眞宗高田派德田說教所	明治四三、七	高田派	同
眞宗本願寺派泗水說教所	大正七、八	本願寺派	中納屋町
眞宗木邊派星野說教所	大正七、九	木邊派	濱町
高野山總持院說教所	明治三七、二	高野派	南納屋町
眞宗興正派新正說教所	大正五、七	興正派	赤堀町
進德教會場	大正元、一〇	本願寺派	沖ノ島町
眞宗高田派說教所	大正一四、一一	高田派	新濱町
大師堂	弘化三、三	高野派	北納屋町
高野山大師教會四日市大師支部	明治四三、三	高野派	南町
天理教中和大教會津分教會一神宣教所	大正一二、一二	鳥居派	鳥居町
天理教甲賀大教會中部分教會桑名支教會泗港宣教所	大正一五、一	中川原派	中川原町
天理教中和大教會津分教會北勢支教會三瀧川宣教所	大正一五、四	南川原派	南川原町
天理教敷島大教會東海分教會勢港宣教所	大正一五、六	西派	西町
天理教水口大教會泗水宣教所	大正一二、二	四ツ谷派	四ツ谷町
神道三重分局	大正一五、一二	新丁派	新丁
神道御嶽教會天誠教會所	昭和二、六	同	同
神理教北勢布教所	昭和三、九	同	新田町

第三節　廢寺

海印寺と萬松庵

往昔濱田城の附近に海印寺といふ寺院があつた。天台宗に屬し七堂伽藍を有する巨刹で、濱田家の菩提所となつてゐたが、天正三年濱田城の陷落と共に燒滅した。其の跡に萬松庵を建立して本尊什物等を傳持したが、其の後萬松庵は濱田字中條權現社（熊野神社とも稱す。明治四十一年十月八日諏訪神社境内菅原神社に合祀せらる）の傍に移され、光運寺の末寺として久しく維持せられた。然るに明治四十年の頃或事情にて忽ち廢滅に歸し、本尊は各地展轉後數年間北條町西福寺に保存せられたが、明治四十四年十一月十八日三重感化院の本尊として迎へられた。

海印寺什物の一たる雲板に

勢州三重郡濱田村海印寺公用

天文歲癸巳閏三月十六日　　住持　秀輝　記

と銘切りたるものが北町建福寺に有つたが、明治三十八年三月同寺出火の際燒失したといふ。

專念寺

往古より堀木町に在りて、境内百壹坪を有する眞宗高田派の寺院であつたが、嘉永七年の大地震に本堂其の他倒潰し、且當時無住にして上新町光源寺住職兼務であつた爲め本尊を同寺に預けて復興の運に至らず、明治初年遂に廢寺となつたものである。

其他濱田に喜樂院、沖ノ島町に神道實行教所屬四日市支教會北條町に半僧坊教會所諏訪町に天台寺門御嶽會眞勢支部水車町に正福寺說教場ありたれど何れも廢止せられたのである。

第八　兵事編

第一章　兵事沿革

我國に於て始めて洋式兵操を採用したのは、文久二年であつて、當時幕府は步騎砲の三兵隊を組織し、我國駐屯の外國兵に就いて教練したが、これは幕府の崩壞と共に解隊した。

明治元年軍事總裁を置き、後に海陸軍務總督を設け、次で軍防事務局を置きて軍務官を改め、海軍、陸軍の二局を置いた。同二年軍務官を改め兵部省を設け海陸軍を統轄することとし、兵制の改善を圖り、兵學寮を設けて下級幹部を養成した。同三年八月軍制の改善は實現し、陸軍は佛式、海軍は英式を採用することに定め、同四年薩長土三藩の兵を以て御親兵を組織し、翌年之を近衛兵と改稱した。更に廢藩置縣の成立により各藩兵を廢して、東京大阪仙臺熊本の四鎭臺を置き、各藩兵を徵收して鎭臺兵とした。明治五年國民皆兵が採用せられて徵兵令を發布し、士民の壯丁を召集して軍事教育を施し國家の干城たらしめた。又兵部省を廢して、海軍陸軍の二省を分置した。

明治六年名古屋廣島の二鎭臺を新設して全國を六軍管區とし、步騎砲工輜重の兵種を規定し平時戰時の兩編成が制定せられた。同七年近衞步兵隊を二個聯隊に編成して、軍旗を授けられた。これ軍旗

親授の嚆矢である。同八年北海道に屯田兵の制を布き、近縣の士族を募集して之に充てた。同十年四南の役起るや鎭臺兵の規律ある動作を直觀して、徵兵制度の美點を理解し、翌十一年參謀本部を設け、同十二年監軍部を置き、全國鎭臺を三部に區劃し、各之に部長を置き、更に徵兵令を改正して服役年限を十箇年とし、常備豫備後備國民の四役とし、男子十七歲より四十歲まで兵役に服せしめた。

明治十五年明治天皇陸海軍の擴張を詔し給ひ、同十七年步兵聯隊を旅團に編制し、同二十一年に至つて各兵種を充實し、旅團を師團に編成し、鎭臺を師團司令部と改稱し、騎砲工輜重の各兵科を各師團に配備して、獨立策戰の力を得せしめた。其後二十七八年戰役に獲た償金を擧げて陸軍海軍の擴張費に充て、六箇師團を增設し、次で三十七八年戰役中更に四箇師團を增設し、戰後更に二箇師團を新設し、韓國に二箇師團を新設し、近衞師團を合せて二十一箇師團となり、大正四年航空大隊が創設せられた。

大正十一年には國家的に經費節減の必要と戰鬪法の改革とによつて第一次の軍備整理を行ひ、同十二年更に第二次の整理を行ひ、同十四年第三次の整理により、四箇師團を廢止し、之に代へるに飛行隊の增置を始めとし、戰車隊高射砲隊通信隊自動車隊を新設し、火砲の改良と科學兵器の研究幷之が充實等に全力を盡した。昭和新政には徵兵法を兵役法に改め、陸軍省內に整備局を設けて國家總動員に關することを司ることになつた。

第二章　徵兵

明治五年五月東京鎭臺兵の補缺を名として、舊桑名縣で解隊した步兵二箇小隊を召集して、同鎭臺へ赴かしめたが、本縣で徵兵令發布の下に徵兵を始めたのは、明治七年二月のことである。豫め徵兵署を津(安濃郡寺町天然寺)に檢查場を、桑名(桑名郡寺町本統寺)と上野(阿拜郡上野學校)に設け且つ議長(權參事)議官(縣屬二名)議員(各區戶長十二名)及傭吏生(六名)傭醫(十一名)を命じた。同年三月廿四日徵兵使陸軍少佐宮本信順、同副使醫官書記等來り、廿五日より三十日まで本署及び檢查場に就いて募集の壯丁七百三十四名を檢し、合格二百八十四人を得た。更に抽籤せしめて常備步兵百二十七名、砲兵十名、補充步兵百四十二名、砲兵五名を定め、四月二十一日常備兵百三十七名を數群に區分し、各戶長二名を附して之を大阪鎭臺所に發送し、八月七日陸軍省よりの命に依り、八月三十日更に補充兵百四十二名、區戶長各一名を附して同臺に送り、初度の徵兵は修了した。

次で同年四月十八日兵員不足の故を以て、陸軍少佐鳥尾小彌太より本縣に壯兵志願者募集の回牒あり、四月二十四日陸軍大尉岡本柳之助來縣して壯兵の召集を議つた。因つて五月四日三重管下に志望者を募り本縣士族佐々木策等三名に命じ、各區戶長等と協議斡旋せしめ、漸く志願者百餘人を得た。之を津(安濃郡寺町天然寺)四日市(三重郡新町光運寺)上野(阿拜郡上野學校)の三箇所で檢查し同月二十五日適材の者百七十名を大阪鎭臺に赴かしめた。是等は赴營直に步兵第二十二大隊に編入し、熊本鎭臺に轉ぜ

しめ、九年三月十七日同臺で五十五名だけを免除した。

同年七月二十四日陸軍省第二七九號達を以て陸軍士官生徒撰拔の令を布き、志願者を具陳せしめ、檢査官陸軍大尉松本春智以下來縣、九月管下を巡回して之を召集し試驗を行ひ、合格者十三人を得、十一月兵學寮に赴かしめた。同八月十五日陸軍省第二九三號達を以て補缺步兵召集の令を頒ち、十月縣吏を派し陸軍大尉南小四郎と倶に管內を巡視し、召集の旨意を諭した。應募者五十名を四日市（三重郡新町光運寺）津（安濃郡大門町觀音寺內大寶院）上野（阿拜郡上野學校）に檢査して三十七名を採擇し、十月二十六名を大阪鎭臺に發送し、十一月更に十一名赴營したが、翌八年三月に至つて悉く解免となつた。

同年八月二十八日臨時徵兵の命があつて、嘉永三年戌二月十五日迄三箇年間に出生の者を募り、徵兵署を四日市（三重郡四日市學校）に、檢查所を上野に設け、議官以下を命じた。十月十四日徵兵副使陸軍大尉白井胤良及書記醫官等來縣し、四日市本署及び上野檢查場で招集の壯丁九百七十四名を檢し、合格五百二名抽籤の結果百四名を常備とし餘は悉く補充とした。常備兵は區長二名戶長一名を附し、同月二八日大阪鎭臺に發送し、補充兵は十一月に至つて悉く解免となり、翌八年一月には常備兵も亦解隊歸鄉せしめ、更に第一後備軍とし同鎭臺より駐在官として少尉試補一名を派して之を管理せしめた。

以上は徵兵當初の狀況であるが、兵制の改革と軍備の擴張と兵器の研究に伴ひ、徵兵令も亦數次改正せられ、國民皆兵の實は確實となり丁年に達した男子は悉く兵役に服する義務を負ふ事となり、最近兵役法の施行せられる事になつた。左に市制實施以來の徵兵狀態と最近參年間の成績とを表示すると左の通りである。

壯丁檢查成績表

明治廿一年同廿六年同四十一年大正二年同七年　同十三年

	受檢總員	甲種合格	第一乙種合格	第二乙種合格	徵集免除	兵役免除	現役兵	補充兵
明治廿一年	一六五	一二八	……	……	三	一五	七	一四
同廿六年	二一八	一六〇	四一	一五	九	一四	六	一〇
同四十一年	二六九	二〇九	五〇	一三	三二	四〇	一八	四〇
大正二年	三二八	二〇一	四〇	一五	四〇	四一	一八	四〇
同七年	二一六	一四五	四三	一三	五六	五一	一八	五〇
同十三年	二六五	一六四	五一	一三	五七	五一	一八	五〇

（附記）明治三十一年に於ては本表記載の外徵集猶豫等四拾壹名あり。

最近三箇年間壯丁檢查成績表

一合格者

		昭和二年	昭和三年	昭和四年
甲種		三二八	二四八	二五八
乙種	第一乙種	一一	一一	五
乙種	第二乙種	一六	一五	二六

		甲種	第一乙種	第二乙種
野砲兵		七	三	六
	第一乙種	三	二	三
	第二乙種	五	三	〇
重砲兵		三	二	三
	第一乙種	二	二	三
	第二乙種	四	〇	〇
高射砲兵		〇	〇	二
	第一乙種	〇	〇	五
	第二乙種	〇	〇	四
工兵		四	〇	一
	第一乙種	二	〇	一
航空兵		三	二	〇
	第一乙種	三	三	〇
	第二乙種	〇	〇	〇
輜重兵		五	七	七
	第一乙種	二	二	二
	第二乙種	〇	〇	三
看護卒	甲種	〇	六	〇
	第一乙種	〇	三	〇

輜重輸卒	甲種	六	三	七	仝第三聯隊	一	〇	〇
	第一乙種	一八	一五	一七	歩兵第一聯隊	〇	一	〇
	第二乙種	二〇	二二	三二	仝第六聯隊	〇	一	一
補助看護卒	甲種	二〇	二	〇	仝第一九聯隊	〇	〇	二
水兵	甲種	三	二	二	仝第七九聯隊	〇	七(二)	六(二)
機關兵	甲種	〇	二	二	仝第三〇聯隊	一	〇	〇
第二補充兵		〇	四五	八四	仝第三三聯隊	二二(四)	二七(七)	二八(三)
合計	甲種	六五	五三	五九	仝第九聯隊	〇	五	二
	第一乙種	四一	三八	三二	騎兵第二〇聯隊	一	〇	一(一)
	第二乙種	四五	四〇	六五	野砲兵第六聯隊	三	二	七(二)

二 不合格者

種別	昭和二年	昭和三年	昭和四年				
徴集免除	一一五	五六	五一	重砲兵第三聯隊	〇	〇	三(一)
兵役免除	一三	一五	一七	高射砲第一聯隊	〇	一	〇
合計	一二八	七一	六八	舞鶴重砲兵大隊	二(一)	一	三
				馬山重砲兵大隊	一	〇	〇
				旅順重砲兵大隊	一	一	〇

三 現役入營者

部隊名	昭和二年	昭和三年	昭和四年				
近衛歩兵第一聯隊	〇	一	一	鐵道聯隊	一(一)	〇	〇
仝第二聯隊	一	〇	〇	工兵第十六大隊	六(二)	〇	四(三)
				飛行第三聯隊	四(一)	二	一
電信第一聯隊	一	〇	〇	野砲兵	七	五	二
輜重兵第一六大隊	八	七	一三	高射砲兵	〇	〇	六
呉海兵團機關兵	一	三(一)	三	重砲兵	五	二	二
仝水兵	三	二	二	工兵	二	〇	〇
合計	六四(一〇)	六一(一一)	八三(一七)	輜重兵	三	三	四
				飛行隊兵	三	三	〇
				輜重輸卒	二一	二二	一四
				看護卒	〇	四	〇
				合計	六一	六六	六一

備考　括弧内の數字は入寄留者の數なり

四 第一補充兵編入

種別	昭和二年	昭和三年	昭和四年
歩兵	二〇	二七	二三

第三章　管區

本市は現在第拾六師團の管轄で津聯隊區司令部の區域である。徴兵令發布の當初は大阪鎭臺に屬し、三重縣駐在所があつて、同臺より派遣した駐在官によつて徴兵事務を執行した。明治十七年一月名古屋鎭臺の管轄に轉屬し、三重縣駐在所の外に安濃郡駐在所飯高郡駐在所を設け、三重縣駐在官は縣下全体の徴兵事務を總理した。同十九年には三重縣駐在所と安濃郡駐在所とを安濃津觀音境内の大寶院内に移し、同二十一年には勅令で大隊區司令部條例が制定せられ、津の大寶院内に津大隊區司令部を置き、更に監視事務所を本市四日市と津山田の三個所に置いた。從前の駐在所は同時廢止となり、改め

て歩兵第六聯隊より司令官を補任し、副長以下書記監視區長の任命があつた。同二十七年五月更に本本監視區を設けて、事務所を木本町に設けた。同年七月二十四日我國は清國と國交斷絶し、八月一日宣戰の詔勅が下賜せられ、翌二十八年五月十三日に平和克復の詔勅を奉じた。

戰後明治二十九年三月勅令を以て、聯隊區司令部條例を制定せられ、從來の監視區長の駐在所を廢止せられた。其結果津大隊區司令部を津聯隊區司令部と改稱し、桑名員辨三重河藝鈴鹿安濃一志飯南多氣度會志摩南北牟婁の十三郡と、津市と本市を管轄した。同三十年九月津市西堀端町に司令部廳舍を新築し、落成の後に移轉して開廳した。

明治三十七年二月十日、露國との國交斷絶して宣戰を布告せられ、同日近衛師團の動員が行はれた。次で三月六日第三師團下の動員が行はれたが、此戰役中本市より應召せられた忠勇な軍人と戰病死者は左記の通りである。

明治三十七年中應召者	二九四名
同三十八年中應召者	一二四名
同戰役當時現役中の者	一〇六名
合計	五二四名

內戰病死者は左表の通である。

現役	戰死者	病死者	合計
一	一一	一	一二

豫備役	一一	二	一三
後備役	二	〇	二
補充兵役	四	五	九
計	二八	八	三六

明治三十八年十月十六日平和克復の詔勅下賜せられ、同年十一月より翌三十九年上半期に亘つて諸兵は凱旋した。殊に同三十八年十一月十五日　天皇陛下畏くも皇大神宮に御親謁あそばされて、平和克復の旨を御告げあそばされた。

同四十年九月には軍令第三號を以て陸軍管區が改定せられ、本市は桑名員辨三重の三郡と共に新設の桑名聯隊區の所管となり、壯丁を歩兵第三十三聯隊に送ることになつた。

大正三年歐洲大戰勃發するや、我國は東洋平和と日英同盟の誼によつて、同年八月獨逸に宣戰を布告し、膠州灣を封鎖し青島を攻圍して、同年十一月之を陷落せしめた。然し歐洲大戰の禍は遂に東洋に及ぼし、同七年八月二日先づ第十二師團を動員し、次で同月二十四日第三師團の動員を令せられた。八月三十一日天長の佳節を以て動員を完結し、九月八九兩日衞戍地を出發して遠征の途に就いた。朝鮮を經て滿州を超え、遠く西伯利亞ザバイカル州に入り、吉江支隊に屬し主力はベリヨゾフカに駐屯し、主として西部ザバイカル州の治安維持に盡し、其他重要な守備の任務に服した。本市より應召した軍人は左記の通でである。

應召軍人員數表

	將校	下士	兵卒	合計
歸休兵	○	○	△一五	△一五
豫備兵	△一	三	四九	△三〇
後備兵	一	四	△一六	△一七
補充兵	○	○	△一七	△一一
計	△一	一四	一〇四	△一二八

△印は疾病で應召歸鄉の者

本表以外に入寄留者で本市より應召した者

	將校	下士	兵卒	合計
四名	准士官	一名	二名	五九名

出征者補充隊勤務者區分員數表

		將校	下士	兵卒	合計
出征者	本籍	四	五	△六九	△七三
	寄留	五	一	△五一	△五七
計		九	六	△一二〇	△一三五

補充隊勤務	本籍	○	△九	△三五	△四〇
	寄留	○	一	△一八	△一九
計		○	九	△五三	△五九
累計		○	△一二	△一七三	△一九四
		九	△三	△五二	△五五

△印は現役兵其他に海軍現役兵卒九名がある。

以上は滿壹箇年の間、克く酷寒に耐え、缺乏に克ちて忠勤を勵み能く所期の目的を達成して、大正八年九月二十日衞戍地に凱旋したのである。

大正十四年軍備整理の結果、四個師團の廢止に伴ふて桑名聯隊區司令部は廢止となり、三重縣一圓即ち三市十五郡は津聯隊區の管區となり、歩兵第三十三聯隊は五月一日より第十六師團管下に入り、五月五日名古屋衞戍地守山兵營を出發して、同日津市に着して久居の兵營に移つた。

久居兵營は元歩兵第五十一聯隊の屯營であつた。同聯隊は明治三十八年四月十日に新設せられ、三重縣の中桑名員辨三重名賀阿山の五郡と本市とを除いた殘郡も管區とした。日露戰役には樺太島の攻略に任じ、戰後には朝鮮の暴徒の討伐に從軍し、大正七八年には西伯利亞に駐屯して偉勳をたてたが、大正十四年四月に廢止せられた。本市徵集管區の沿革は左の通りである。

四鎭臺時代　大阪鎭臺の管下……三重縣駐在所

六鎭臺時代……大阪鎭臺の管下
六師團時代……第三師團の管下……津大隊區
明治二十九年……第三師團の管下……津聯隊區
明治四十一年……第三師團の管下……桑名聯隊區
大正十四年……第十六師團の管下……津聯隊區

第四章　戰病死者

正八位勳六等功五級　歩兵中尉　高橋初治郎　明治三十八年三月七日　戰死
勳七等功七級　砲兵曹長　辻　徳次郎　同三十七年十一月三日　病死
勳七等功七級　歩兵軍曹　梅戸萬次郎　同三十八年三月七日　戰死
勳七等功七級　歩兵軍曹　石崎鐵次郎　同三十八年三月七日　戰死
勳七等功七級　歩兵軍曹　井垣勝太郎　同三十八年三月七日　戰死
勳八等　歩兵伍長　後藤常治　同三十八年三月七日　戰死
勳八等功七級　三等看護長　笠井甚七　同三十八年一月三日　病死
勳八等功七級　歩兵伍長　加藤竹治郎　同三十八年三月七日　戰死
勳八等功七級　歩兵伍長　丹羽萬次郎　同三十七年十月十三日　戰死
勳七等功七級　歩兵伍長　辻　諭吉　同三十七年五月二十六日　戰死
勳八等功七級　一等水兵　加藤豊吉　同三十八年五月三十一日　傷死
勳八等功七級　歩兵上等兵　近藤繁吉　同三十八年三月七日　戰死
勳八等功七級　歩兵上等兵　谷口鐵司　同三十七年九月三日　戰死
勳八等功七級　歩兵上等兵　伊藤勝之丞　同三十七年八月三十一日　戰死
勳八等功七級　歩兵上等兵　山本慶治郎　同三十八年三月七日　戰死
勳八等　歩兵上等兵　井濱宗太郎　同三十七年十月十八日　病死
勳八等功七級　歩兵上等兵　長谷川源治郎　同三十七年八月三十一日　戰死
勳八等功七級　歩兵上等兵　山田伊之助　同三十七年十月十四日　戰死
勳八等　砲兵上等兵　齋藤開兵衛　同三十八年十月十七日　病死
勳八等功七級　歩兵上等兵　堀田辨藏　同三十八年三月七日　戰死
勳八等功七級　歩兵上等兵　加納竹治郎　同三十七年十月十四日　戰死
勳八等　歩兵一等卒　石田益治郎　同三十七年十月十四日　戰死
勳八等功七級　工兵一等卒　羽田勘藏　同三十八年三月七日　戰死
勳八等　歩兵一等卒　伊藤伊右衞門　同三十八年八月十七日　病死
勳八等　歩兵一等卒　小川清兵衞　同三十八年三月七日　戰死
勳八等功七級　歩兵一等卒　後藤伊三郎　同三十七年十月十四日　戰死

勳八等功七級	歩兵一等卒	柏木開次郎	同	三十七年十一月十日
勳八等	四等水兵	黒田幸次郎	同	三十八年九月十一日
勳八等	看護卒	松林仙三郎	同	三十七年十月二十一日
勳八等功七級	歩兵上等兵	光本仁吉	同	三十七年八月三十一日
勳八等功七級	歩兵一等卒	坂井專之助	同	三十七年十月二十一日
勳八等	歩兵一等卒	赤塚彌三郎	同	三十八年三月七日
正八位勳六等	歩兵少尉	佐藤常重郎	同	三十九年八月八日
勳八等	輜重輸卒	岡本文治郎	同	三十七年十月十六日
勳八等功七級	歩兵伍長	森岡紋之助	同	三十八年三月七日
勳七等	砲兵軍曹	堀木宇吉	同	四十年二月九日
	歩兵一等卒	川村芳松	同	二十八年三月十日
正八位	三等軍吏	杉村僊之助	同	二十七年十二月廿六日
	歩兵二等卒	小川岩吉	同	二十八年七月一日
勳七等功七級	歩兵軍曹	伊藤彌太郎	同	三十七年六月五日
勳七等功七級	砲兵曹長	渡邊菊藏	同	三十八年一月二十七日
勳八等功六級	一等水兵	森　助太郎	同	三十八年五月二十七日
勳八等功七級	歩兵上等兵	平野萬次郎	同	三十八年三月七日
勳八等功七級	歩兵上等兵	小川友治郎	同	三十八年三月二日
勳八等功七級	歩兵上等兵	河野久吉	同	三十八年三月七日
勳八等	輜重輸卒	村瀬眞管	同	三十八年七月二十三日
勳七等	二等兵曹	佐路喜一	同	三十九年二月二十六日

病死	戰死
傷死	戰死
病死	戰死
戰死	戰死
戰死	戰死
病死	戰死
病死	戰死
病死	戰死
戰死	戰死
病死	戰死
病死	戰死
病死	戰死
病死	戰死
戰死	戰死
戰死	戰死
戰死	戰死
病死	戰死

第九衞生編

第一章　沿革の大要

明治維新以來醫術は驚く可き發達を遂げ、國民の衞生思想に大いなる刺戟を與へ、各種の階級を通じて普及し、衞生機關の設備も亦年と共に完備するに至つた。されど明治初期未だ衞生に理解の乏しかつた時を顧みると、實に幼稚な狀態であつた。明治十年虎疫流行の際多數の同胞が斃れて慘狀を呈したのも、畢竟するに防疫や治療の機關が不備であつたばかりでなく、一般に衞生の思想が缺如して居たからである。

明治八年政府は火葬禁止令を廢し、衞生局を設置し、各府縣に令して保健衞生に注意をした。我縣では學務課に衞生課を併置して、第二部第三課と稱した。同二十年單獨した衞生課を新設して、第二部第五課と稱し衞生事務を管し、實務は縣立病院に委ねて居つた。其後衞生課は內務部に轉じ、更に警察部に移り、同三十二年衞生課長を設け、同三十九年縣醫警察醫を任命して稍面目を革めたが、衞生主任として專任の課長を置いたのは同四十一年の事である。爾來同課の努力と奮勵とによつて、衞生事業は著大の改善進步の跡を示した。

明治の初期に於て縣は公衆衛生の思想啓發に努め、明治五年道路掃除規則を公布し、街道民屋の清潔を督勵した。規則の概要は左の通である。

道路掃除規則

住地を清淨にし人身の健康を保養するは土地の繁榮する基に付き、別冊之通掃除規則書相渡し候、汚穢の氣を受くるは甚だ人身を害し候間、篤と相心得各町村内に於て厚く申合不行屆無之様可致注意候事、右趣旨管内無洩可相心得者也。

第一則　毎町村其町村其村内の裏々又は横手小路等にて人家に障り無き最寄の場所を見計、所々へ塵溜取設置可申事。

第二則　毎日朝晩毎家其軒先を掃除し可申事。

第三則　道路往來へ散亂の塵芥果の皮核牛馬糞等、都て汚穢物は其地元の家々にて掃除可致事。

但家並兩側に於て我軒先の掃除致し、塵芥は往來へ掃捨候様の事致間敷、往來道巾の廣狹に拘はらず、兩側家々より往來の中央迄を、互に住居地先と心得申合掃除致可申事。

第五則　明き家有之候はゞ、兩隣に於て引受前條の通掃除可致事。

第八則　前條の如く毎家自ら往來を掃除するを不便とすれば、其町議其村議を以て掃除人抱置候共、其町其村の申合都合次第勝手たるべし、只前條の規則に不違様清潔にさへ致し候へば、宜敷儀と相心得べき事。

第十則　前條の如く掃除規則相立るに於ては、必ずしも其町其村並に軒先並往來のみに限り申さず、屋敷内たり共塵芥汚穢物散亂又は積置等の儀致間敷、折々掃除致し、則最寄の塵溜へ取捨可申、尤自家肥用の爲め別に仕方を設け圍置臭氣之人身に障らざる様致し候は勝手たるべく候へ共、若怠惰之者掃除を厭ひ、自家肥し用と僞り屋敷内へ妄りに積置き腐敗之臭氣、人身を害する様の事有之候ては以の外の事に付、是れ等の向は隣家にて互に氣を付共に吟味可致事。

第十三則　往來筋へ無用の石材木車等、其他何にても平生据置諸人通行の妨げ致す間敷事。

第十五則　前條規則の内其町其村の實地に於て難行儀有之候へば、其町其村適宜之方法を相設候ても不苦、詰り道路を清潔にして人の健康を害はざる様致し、無様物を有用にし、世の益を爲し往來の妨を除きて、人の便利をなす主意に不違様可致事。

衛生思想の幼稚な時代では、之を確守するものが尠なかつたので、明治八年には再び令して割烹店と浴湯營業者へ其汚水の取締方を命じ、病災豫防のために種痘謝金を定め、又死亡者取締のために醫師の診斷書を死亡屆に添へて差出すべき旨を發令し、更に同九年には違式詿違條例を發令し、飲食物販賣の取締を厲行した。

明治十二年虎疫が縣下を襲ひ、次で天然痘が各地に續出したので自然と衛生の重んずべきことを自覺し、本市も亦力を防疫に致して其撲滅を督勵した。其頃縣としては縣立病院の充實を圖ると共に別に地方衛生會を設けて委員を公選した。この會が地方の衛生事業に先鞭をつけたので、縣下第一の衛生機關となつた。同三十二年には衛生課は技術官を聘して、藥や清涼飲料水等の檢査を取扱ひ、同三十四年に衛生試驗所を設け、同三十六年に細菌檢査場を置き、防疫機關としたのを始めとし、其他傳染病發生に際しては臨時檢疫所を設け、又傳染病院を建てて病毒の傳播を防ぎ、衛生事業に多大の貢獻を致した。

殊に本市は衛生講話會、幻燈會、實驗講演會等を縣と共力して開催し、著しく其効果を收めた。明治三十八九年以來は徵兵適齡者の豫備檢診を行ひ、花柳病其他の疫病を治療して、健全な壯丁を軍隊に送ることに努め、トラホーム患者に對しては學校生徒、兒童は勿論工場職工、工女、特殊營業者の檢診を行ひ、次で一般住民の檢診を行ひ、以て其豫防と撲滅とに力を盡しつつある。

第二章　傳染病

傳染病の豫防法は、明治三十年三月法律第三六號を以て發布された。同法により傳染病として指定されたのは、コレラ、赤痢、腸窒扶私、猩紅熱、實布垤利亞（格魯布を含む）ペストの八種で、四十四年更に內務大臣の指令によりパラ窒扶斯をも傳染病に加へ、後に疫痢、流行性腦脊髓膜炎を增し、現今は拾壹種を數ふるになつた。尙傳染病に關しては、同三十四年十二月にペスト菌取締規則、同三十七年に肺結核豫防に關する內務省令、同四十年三月法律第十一號による癩豫防に關する件等、傳染病に關する法令、省令の發布されたものは頗る多い。一面防疫事務に關しては、衞生局に防疫官を置き、地方衞生吏員を督勵して、之れが豫防事務に當つて病毒の侵入を防ぐことに努めた。けれども大正五年十月印度より齎した、木綿花中にペスト菌が附着してゐたため、本市は一時ペストの流行地となり、六十三名の患者を出し、全治者七名を除いた他は、悉く病毒の犧牲となつて殪れる慘狀を呈した。左に大正元年以來本市の傳染病死者並に病名を表記する。

傳染病死者累年比較表

	赤痢	腸チブス	痘瘡	猩紅熱	ヂフテリヤ	ペスト	疫痢	計
大正元年	二	四	〇	〇	〇	〇	〇	六
同二年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同三年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同四年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同五年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同六年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同七年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同八年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同十年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同十一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同十二年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同十三年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同十四年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
昭和元年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同二年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同三年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考　コレラ、發診チブス、パラチブス、流行性腦脊髓膜炎は死者無きゆゑに表中より除いた。

第三章　四日市立四日市病院

本院は傳染病院と稱し、明治十九年六月二十七日の創立に係り、當所に於て發生せし傳染病患者を收容する爲に設けられたものである。爾來人口の增加により患者の數次第に增加し、且つ院舍の腐朽により改築の必要を感ずるに至つた。大正五年ペスト病の流行により患者續出し、益々改築の必要を促し遂に改築に決し、同七年四月二十四日三重縣の認可を受け、地を濱一色字松下に相し、先づ用地の買收に着手し同八年に至り完了した。同九年一月廿四日改築に着手し、同年三月三日竣工した。敷地總坪數九百四十六坪、建物總坪數百九拾五坪八合、總工費金貳萬壹千七百九拾八圓六拾七錢である。市制施行以來四日市市傳染病院と稱したが、大正十一年七月四日、四日市市立四日市病院と改稱した。

現在は患者を三十名まで收容し得るが、改築以來は法定による傳染病患者の發生も少く、概ね赤痢腸チブス猩紅熱患者等を收容して居る。左に最近十年間の入院患者數を表示する。

市立病院入院患者數表

	赤痢	腸チブス	ヂフテリヤ	疫痢	合計
大正八年	二	一八	〇	〇	二〇
同九年	九	二〇	〇	〇	二九
同一〇年	五	二七	〇	〇	三二
同一一年	七	四四	〇	〇	四〇
同一二年	四	二九	〇	〇	三三
同一三年	四	一二	〇	〇	一六
同一四年	五	一九	〇	〇	二四
同一五年	二	一〇	五	〇	一七
昭和二年	四	五	一	四	一四
同三年	四	六	〇	〇	一〇

備考　大正九年に流行性腦脊髓膜炎一名、同十年に猩紅熱一名、同十一年に猩紅熱三名パラチブス一名、昭和三年に猩紅熱三名の患者があつた。

第四章　トラホーム檢診

一般市民に對しては每年一回トラホームの檢診を行ひ、其の中發見患者には治療券を交付し、各自任意の醫師に就いて治療することを督勵し、又貧困者で業務の都合で醫師に就いて治療し得ぬ患者のために市設洗眼所を開設し、日曜日祭日を除き每日正午より午后一時まで、無料治療を行つてゐる。昭和三年中の治療成績は左記の通りである。

一般市民トラホーム治療成績表

性別	昭和二年末患者數	全年中退去數	昭和三年末患者數
男	二二一	五四	一六〇
女	七〇四	七	四〇
計	九二五	四三九	四三九

小學校兒童に對しては毎年春秋の二回學校醫が檢診を行ひ、發見したトラホーム患者に對しては、市醫監督の許に洗眼專務の常傭看護婦一名と、學校衛生婦一名とをして市醫と共に、市內各小學校を巡廻して治療に努めつつある。最近五箇年間に於ける治療成績は左表の通りである。

小學校兒童トラホーム治療成績表

年度	性別	發見患者	全治者	未治者	其他
大正十三年	男	一四〇	六〇	七三	七
	女	一七八	九〇	七九	九
	計	三一八	一五〇	一五二	一六
大正十四年	男	四四七	一二五	三〇九	一三
	女	四二九	一二九	二八五	一五
	計	八七六	二五四	五九四	二八
大正十五年	男	四七五	二六五	一八二	一八
	女	四〇二	二四二	一五二	八
	計	八七七	五〇七	三三四	三六
昭和二年	男	三三七	一三二	一九一	一四
	女	二七五	一〇一	一五四	一〇
	計	六一二	二三三	三四五	二四
昭和三年	男	四五八	一三二	三〇六	二〇
	女	四〇三	一一一	二七九	一三
	計	八六一	二四三	五八五	三三

（備　考）

一　昭和二年末現在患者數は男一九一人女一五四人の患者と同三年中新發見患者男二六七人女二四九人等を各性別に計記したものである。

一　其他欄は小學校兒童の患者中轉校又は死亡者の總數である。

徵兵適齡者豫備檢診の規程によつて、每年其年の壯丁に對し、トラホーム並に花柳病の有無を檢診すること二回、患者に對しては治療を督勵し、特にトラホーム患者には市設の洗眼所にて市醫の治療を受けしめ、徵兵檢査の當日までには大約全癒せしめるやうに努めて居る。最近五箇年間の成績は左表の通りである。

徴兵適齢者豫備檢診結果表

年度		壯丁數	健康者	百分比	トラホーム	百分比
大正十三年	本籍	一五三	一二五	一九、二〇	一四	一、二〇
	寄留	四九	四二	一六、六七	七	一四、二八
大正十四年	本籍	一四六	一一五	一九、一八	一八	一二、五〇
	寄留	二四	二一	一二、五〇	三	一二、五〇
大正十五年	本籍	二〇九	一七〇	一三、二〇	二六	一二、五〇
	寄留	六五	五〇	一二、〇七	七	一〇、七〇
昭和二年	本籍	二二五	二〇二	八、八八	二〇	八、八八
	寄留	五一	四三	一三、七三	七	一三、七三
昭和三年	本籍	二五〇	二一二	一〇、八〇	三四	一〇、八〇
	寄留	九五	七三	二一、〇五	二〇	二一、〇五

第五章　種痘

明治八年一月病災豫防のために種痘謝金を定め、同九年三月種痘取扱手續を定めて普及に盡し、同十八年十一月布告第三十四號種痘規則の施行となり、爾來多少の改正を行ふて現行の種痘法となつた。

本市は種痘法に基いて、毎年第一期の第一回を五月中に施行し、第二回は十月中に市役所樓上に實施してゐる。小學校兒童のためには第二期第一回は五月中に、同第二回は十月中に、市内各小學校へ市醫出張して施行してゐる。最近拾年間の成績は左表の通りである。

定期種痘成績表

年度	善感數	不善感數	合計
大正八年	一〇六八人	八七八人	一九四六人
同九年	一〇三七	九八八	二〇二五
同一〇年	一三八四	一〇四九	二四三三
同一一年	一四二五	七一六	二一四一
同一二年	一七一九	四九五	二二一四
同一三年	一八〇八	三五一	二一五九
同一四年	一四八二	三九三	一八七五
同一五年	一七三八	六二七	二三六五
昭和二年	一五七二	九七九	二一五一
同三年	二〇二四	九八六	三〇一〇

第六章　ペストの豫防

大正五年十月八日、市内にペスト患者發生し、患者續出して其の勢猖獗を極め、翌大正六年に亘り患者六十一名を算するに至つた。（第十六災異編に詳なり）

市はペスト發生と同時に市役所内に臨時防疫事務所を置き、部署を定めて豫防事務に遺憾なからしめ、市會、豫防委員會、市衞生會役員會、町總代會等を開きて豫防上の施設及び之が豫算を協議し、一方消毒器具の準備、隔離所の建築、傳染病院の增築、各要所の防鼠設備、鼠族買收の奬勵、殺鼠劑の配置各町の自營防備を實行した。又患家並に附近は除鼠的消毒滑潔法を厲行し、他豫防上諸種の施設を爲し、極力之れが防遏に努めた。同年十二月全市一般に對し除鼠的清潔法を施行した。以來患者の發生を見ることなく小康の狀態に至つたが、有菌鼠は根絶することなく所々に發見された。當地上下其の再燃を慮り豫防に力を盡し、嚴重な方法を講じた結果、翌六年には僅に二名の患者を發見したに止まり、爾後患者の發生は絶え有菌鼠も其數を減じ、同年十一月以後全く其跡を絶ち、全病は遂に終熄するに至つた。鼠族買收と殺鼠劑の配布を爲して鼠族の驅除を勵行してゐるが、大正五年より昭和三年に至るまで買收鼠族實に六十萬六千七十四匹に達したのである。

第七章　蠅蚊蛔蟲の驅除

蠅の驅除

市は警察署と共同し、其の監督により、大正十一年七月より同年八月二十日まで、四日市聯合保安協會をして蠅の買入を行はしめた。其方法は蠅百匹以上附着の蠅取紙一枚に付抽籤券一枚を交付し抽籤により一等金拾圓以下各等につき現金を與へるのである。此の期間中に於て抽籤券を交付した數は七千四百八十八枚で、之を蠅の實數に換算すると、實に七十四萬八千八百匹となる。而して之は買收した蠅の實數なのである。

大正十二年には六月十二日より七月三十一日までと、八月一日より九月十五日までの二回に分けて、前年と略同樣の方法を以て、蠅の懸賞的驅除を實施し、其期間中に於て抽籤券を受付けた數は、九千七百二枚で、蠅の實數は百九十四萬四百匹の大多數である。

爾來市民は驅除の必要を感じ、大正十五年夏季中各町に於ける蠅取紙の共同購入の申込によつて、取寄せ配付した數は五千九百三十五枚である。更に便所の撒布用として各町に配付し使用した蛆殺劑は六千袋の大數を示した。又昭和二年の夏季中各町の蠅取紙共同購入の申出により配付したのは、一萬千五百七十一枚で、便所の撒布用として配付した蛆殺劑は九千袋に達した。

蚊の驅除

蚊の驅除は大正十二年より四日市市衛生會の事業として、初夏蚊の發生する頃より初秋まで、市内公共下水溝に石油を撒布して之れが發生防止に盡して居る。

蛔蟲の驅除

大正十一年より本市藥品同業組合に金五錢と金拾錢の袋入海人草を調達せしめ、鼠族買收の際希望者に其買收代金相當の海人草を警察署と協同して交付し、之を服用せしめ以て蛔蟲驅除の効果を示してゐる。

第八章　狂犬病の豫防

大正十三年中本縣下で發生した狂犬は、百八頭で其中一頭は本市で發生したのである。本市では狂犬病豫防のために各戸の畜犬に對し、諏訪公園に於て豫防注射を施し、更に野犬の勦滅を圖るがために、本縣より野犬を捕獲して警察署に提供した者には、每頭に付金壹圓但し仔犬は其半額金五拾錢を支給する旨の通牒によつて之が絶滅を期し、警察署と協同し特に四日市市衛生會より懸賞金五拾圓を支出して實行した。其結果は左記の通りである。

大正十三年中	捕獲提供數	百三十一頭
大正十四年中	仝	九十四頭

當年は本縣下で發生した狂犬は三十二頭で其內十二頭は本市に於て發生したのである。

大正十五年中	捕獲提供數	百五十五頭
昭和二年中	仝	百五十六頭

本市で各畜犬に對し諏訪公園で豫防注射した頭數は合計二百五十四頭である。

第九章　火葬場

火葬場は初め成永株式會社の經營であつたが、明治四十年四月に土地三段八畝二十八歩と建物四箇所總建坪百二十二坪七合五勺幷附屬物件一切を、金貳千八百五拾圓で市に買收し、同年五月十五日より市營となつた。大正八年十月接續地の池沼一段三畝二十五歩を將來の擴張地とし、金參百拾八圓を以て買收し、舊阿彌陀堂二十四坪を取毀ち、其跡に三間一尺に七間の休憩所を工費千四百六拾圓を投じて大正九年五月改築に着手し同年九月に竣成した。其後竈二個を增設して幾多の改善を施した、現在に於ては屍体の火葬上差支へなき程度に整頓した。左に大正八年以來の火葬取扱數を示す。

市營火葬場取扱數

年度	火葬 大人	火葬 小人	埋葬 大人	埋葬 小人	合計
大正八年	四二七	三〇六	六	一	七四〇
同十一年	三五二	二六二	四	二	六〇九
同十四年	四一三	三五二	二	一	七六七
昭和三年	五〇〇	四〇八	二	二	九一二

第十章　出產死亡年齡別諸表

出產死亡累年比較表

	大正二年 男	大正二年 女	大正二年 計	大正七年 男	大正七年 女	大正七年 計	大正十二年 男	大正十二年 女	大正十二年 計	昭和三年 男	昭和三年 女	昭和三年 計
出產	五〇一	五一七	一〇一八	四八一	四九九	九八〇	五六三	五八〇	一一四三	七五五	六八五	一四四〇
死亡	三一〇	三三九	六四九	五〇〇	四七三	九七三	五一三	四七三	九八六	五〇九	四九一	一〇〇〇
死產	三〇	三〇	六〇	三九	二九	六八	二八	三三	六〇	四一	二五	六六

現住人年齡別表

	大正七年 男	大正七年 女	大正七年 計	大正十二年 男	大正十二年 女	大正十二年 計	昭和三年 男	昭和三年 女	昭和三年 計
十歲未滿	三七二四	三九七四	七六九八	三〇五七	三八〇七	六八六四	四五一八	四八六九	九三八七
十歲以上	三一一〇	三二八三	六三九三	三六二六	五〇六二	八六八八	四三五一	六一九七	一〇五四八
二十歲以上	二九六九	三四七五	六四四四	二二〇六	二八六九	五〇七五	三五五四	四〇五九	七六一三
三十歲以上	二三九九	二五三三	四八三三	二四〇三	三〇三五	五四三八	二八一〇	二六五七	五四六七
四十歲以上	二一七二	二二〇三	四三七五	二七九〇	二一三九	四九二九	二三九四	二三五八	四七五二
五十歲以上	一三六一	一五一〇	二八七一	三三〇四	三六三五	六九三九	一四七三	一六八七	三一六〇
六十歲以上	五〇九	六三一	一一四〇	七七九	一〇八五	一八六四	八〇二	一〇五二	一八五四
七十歲以上	二四五	三〇六	五五一	三〇九	三八四	六九三	三四四	四五二	七九六
八十歲以上	六〇	五八	一一八	九八	一一二	二一〇	四三	八二	一二五
九十歲以上	一	四	五	二	一〇	一二	〇	四	四
計	一六四五〇	一七九七七	三四四二七	一八五七四	二二一三八	四〇七一二	二〇二八九	二三四一七	四三七〇六

第十　官公署編

一　四日市市役所

一　所在　上新町二千六百六拾壹番地

本廳舍は明治二十年十月、四日市上新町外二十五ケ町戸長役場として新築せられ、同二十一年五月三十一日落成式を擧げたもので、明治二十二年四月町制施行の際より、町役場に充當し、更に同三十年八月市制施行に當り市役所に之を充て、今に至つた。附屬稅務課、會計課の建物は大正二年九月十日元四日市稅關支署廳舍を移轉したものである。廳內に設置せられてゐる各種團躰は左の通りである。

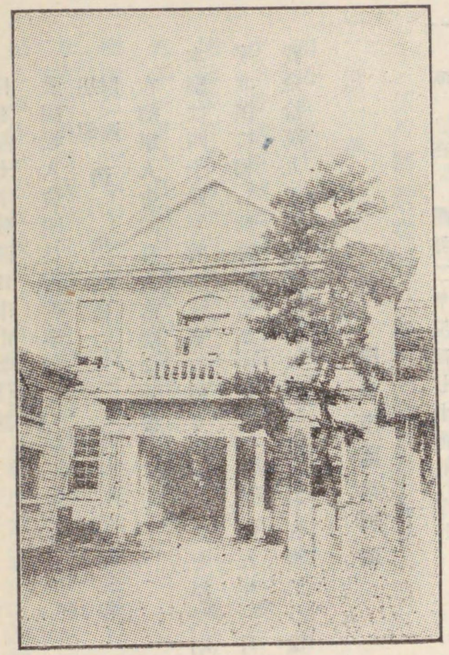

市廳舍

四日市市農會
四日市地主會
四日市市尙武會

日本赤十字社四日市市委員部
愛國婦人會四日市幹事部
恩賜財團濟生會
在鄉軍人會四日市市聯合分會

本廳は四十餘年前の建築に係り、狹隘なるを以て、昭和四年八月二十四日改築の議成り新に地を、濱田宇北濱に相し新築することゝなつた。同五年三月十五日地鎭祭を行ひ、同月二十一日起工した。工費金拾萬九千六百圓、昭和六年一月二十日竣工の豫定である。

二　四日市區裁判所

一　所在　西町二千四百七十番地ノ一
一　管轄區域　四日市市、三重郡　桑名郡　員辨郡
一　歷代所長或は上席判事

氏名	就任
佐藤幹	明治九年十二月五日
高島正載	仝　十四年八月廿六日
木村祚胤	仝　十五年一月廿六日
池田房明	仝　十七年六月十六日
富田恒一	明治十一年八月廿四日
松尾猶人	仝　十五年一月十六日
平野正雄	仝　十七年六月五日
高島正載	仝　十九年七月十四日
木村信懷	仝　廿二年十一月二日
荒川正忠	仝廿五年十二月廿三日
莊田要二郎	仝　廿九年五月十三日
佐川鎗太郎	仝　卅一年十二月二日
大鑓英九郎	仝　卅五年九月四日
石澤命世	仝四十二年五月廿五日
小野篤	大正五年七月四日
志水貞元	仝　十二年四月廿四日
乙部正次郎	昭和三年六月十九日
田中維寧	仝　廿四年七月二日
藤田菊江	仝廿八年四月一日
櫻井祥造	仝　三十年五月十九日
澤崎賴之助	仝三十五年四月廿三日
近藤熊禰	仝　四十年九月十九日
壹岐寅之進	大正二年五月廿八日
生田友次郎	仝　九年十月十五日
馬淵錦八	仝十三年十二月廿五日
長井運平	昭和五年三月五日

一　沿革

明治九年十二月十八日三重郡四日市村竪町の官有地に開廳、名古屋裁判所管內四日市區裁判所と稱す。管轄區域は桑名郡　員辨郡　朝明郡　三重郡。

明治十年五月十六日四日市西町二千四百七十番地ノ一外七筆に廳舍新築、同年九月六日移廳、明治十五年一月一日四日市治安裁判所と稱す。

明治二十三年十一月一日四日市區裁判所と改稱し、同日安濃津地方裁判所四日市支部併置せられ、地方裁判所の權限に屬する刑事事務を取扱ひ、明治廿六年二月一日より地方裁判所の裁判權に屬する民事事件をも取扱ふ。支部管轄は鈴鹿郡（龜山區裁判所管內）を編入す。

明治二十八年四月十六日支部の管轄區域中亀山區を削除す。同二十九年四月一日管轄中朝明、三重の兩郡を併合し三重郡となる。同三十年八月管轄中三重郡四日市町は市制施行により四日市市となる。大正二年四月二十一日限り安濃津地方裁判所四日市支部廢止。大正七年七月十五日安濃津地方裁判所四日市支部併置せられ豫審事務を取扱ふ。管轄は四日市區裁判所の管轄に同じ。

安濃津供託局四日市出張所

一　所在　西町二千四百七十番地ノ一
一　管轄區域　四日市市　三重郡　桑名郡　員辨郡
一　供託取扱主任書記

氏名	就任
落合健吉	大正十一年三月卅一日

一　沿革　大正十年三月法律第六十九號を以て供託法の一部を改正し、供託事務を司法省所管となし、同十一年四月一日より施行により同十一年勅令第六十八號供託局官制制定、四日市區裁判所廳内に安濃津供託局四日市出張所を置き、法令の規定に依り供託する金錢有價券の供託を取扱ふ。

氏名	就任
河合一雄	大正十二年三月廿二日

三　四日市區裁判所檢事局

一　所在、創設、管轄區域、沿革等は四日市區裁判所に同じ。

一　歴代檢事

氏名	就任
大岩金次郎	明治廿三年十月廿三日
伴政埤	仝　廿七年三月卅一日
山下昌義	仝　卅二年四月十五日
内田司馬彦	仝卅二年十二月廿七日
佐々木盛	仝卅七年十一月十二日
新谷昇	仝四十年七月十日
石橋省吾	大正七年七月一日
帶刀吉五郎	仝十年七月十八日
森田定治郎	仝十四年十二月廿五日
千葉譲祐	昭和二年四月四日
高松範重	明治廿六年十月廿四日
前田常宥	仝　卅一年八月十二日
安藤勇	仝　卅二年十一月八日
清原義禮	仝　卅五年十月卅一日
大原敬藏	仝　卅九年六月十五日
赤羽乙二郎	大正五年七月四日
谷津慶次	仝　八年六月廿日
濱口菅六郎	仝十二年八月七日
海野得志	仝　十五年七月廿七日
正岡正延	昭和二年十二月廿七日

四　四日市警察署

一　所在　濱町千五百五十八番地
一　管轄區域　四日市市　羽津　三重　神前　川島　常磐　日永　四郷　小山田　内部　河原田　楠

一　創設　明治十年一月

一　市内に於ける巡査派出所

濱田派出所(北濱田)　北町派出所(北町三瀧橋詰)　中納屋派出所(中納屋町)
水上派出所(高砂町)　驛前派出所(東驛前)　沖ノ島派出所(沖ノ島)

一　歴代署長

署長名	就任年月日
關根勝太郎	大正十二年三月九日
森篤三郎	昭和二年一月廿二日
橋場善次	昭和四年九月十三日

一　沿革　當所に三重縣支廳が設置せられてあつた時、明治七年三月廳内に檢察係を設け、之に捕亡吏を附屬せしめて市中を巡邏せしめ、且つ管内各村に、捕亡手先を置きて其の村の警備に當らしめた。之が警察署設置前の警備狀態である。明治九年三月廿日伊勢農民暴動のため支廳舍の燒棄せらるゝに及び、翌十年一月北町辻西北角(今の加藤時計店の位置)に創めて警察署を設置した。次で明治十二年四月北町二千二百四十七番地(今の第一小學校校地内の西北部)に廳舍を新築して之に移轉したが、廳舍の腐朽と狹隘のため、仝三十八年四月十日現在の地に再び新築移轉したのである。

五　四日市稅務署

一　所在　四日市字八丁(堅町)二千五百八十二番地ノ三　一　創設　明治二十九年十一月一日

一　管轄區域　四日市市　三重郡　鈴鹿郡

一　歴代署長

氏名	就任
田中好謙	明治廿九年十一月
吉川新太郎	仝　卅三年九月
安井績	大正二年六月
秋葉市之助	仝七年七月卅一日
井上正治	昭和三年一月廿七日
福井銑吉	明治卅一年九月
澤崎山五郎	仝　卅八年二月
中筋榮二郎	大正六年二月廿日
丹羽鈁雄	仝　十二年一月十八日

一　沿革　明治廿九年十一月稅務管理局官制の實施に依り、新に四日市稅務署を大字八幡町千八十二番地ノ一に設置した。管轄は初め三重郡のみであつたが明治三十年八月市制を實施してより一市一郡となり、次で明治四十二年十一月官制改正に依り亀山稅務署の廢止と同時に其管轄であつた鈴鹿郡を併合し、翌四十三年三月現廳舍(新築)に移轉した。

六　四日市郵便局

一　所在　藏町一番屋敷　　一　創設　明治四年三月一日

一　管轄區域　四日市市　三重郡の内四鄕　川島　羽津　海藏　日永　常磐　三重　神前の八ケ村

一　歴代局長又は局長心得

氏名	就任
久志本常琢	……
木村朗明	明治十九年
中川親	仝廿六年九月十八日
代理西山光雄	仝廿八年八月十三日
藏田守靜	仝卅三年六月廿五日
大西慶寛	仝卅五年三月卅一日
高石覺本	仝卅九年四月廿五日
岡出寅藏	大正元年十月四日
鏑築申太郎	仝八年九月三日
小川宗太郎	仝十二年三月十六日
渡部孝一	仝十五年二月十二日

一　沿革　明治四年四日市南町に四日市郵便役所を設置し、同八年一月四日市郵便局と改稱。同十六年三月三日四日市濱町に四日市驛遞出張局を設置し同所に移轉した。其位置は現大井新聞店（百五銀行支店の筋向）の所であるといふ。

同十九年三月十六日二等郵便局に指定せらる。同二十年十一月十六日四日市電信局と合併し、四日市郵便電信局と改稱す。（四日市電信局は明治九年十二月一日中納屋町現郵便局位置に創設、同月二十日伊勢農民暴動にて局全燒失、同十年一月中旬更に開始した。）

同廿一年一月廿二日藏町一番屋敷に局舍新築落成移轉。同三十一年七月一日四ツ谷新町に電話分室を新築、名古屋電話局四日市支局と稱す。

同三十六年四月一日名古屋交換局四日市支局を合併、四日市郵便局と改稱。大正十四年六月廿二日濱田（沖ノ島）に電話分室新築移轉す。

七　無集配三等郵便局

一　所在　濱田（新田町）千五百七十三番地　四日市濱田郵便局
一　創設　明治三十三年八月一日

一　所在　濱町二千四十番地ノ二　四日市濱町郵便局
一　創設　明治四十二年三月廿六日

一　所在　南町二千五百七十六番地　四日市南町郵便局
一　創設　明治廿八年六月十六日

一　所在　新濱町　四日市濱一色郵便局
一　創設　昭和五年三月廿六日

八　四日市電信電話技術官駐在所と電話分室

一　所在　濱田（沖ノ島）自千八百六十四番地至千八百六十九番地

一　設　置　明治三十六年四月一日
一　沿　革　明治三十一年七月一日四ツ谷新町に電話分室を新築して名古屋電話交換局四日市支局と稱す。仝三十三年四月一日初めて電話の開通を見,當時の加入者百十七名であつた。仝三十六年四月一日當支局は四日市郵便局の支配となり,同時に四日市電信電話技術官駐在所を設置せられた。大正十四年六月廿二日現在の地に電話分室を新築すると同時に此所に移轉し,次で地下管道の敷設に着手,仝年十二月十二日完成,市内交換を從來の單式より複式に變更し,共に市外交換も小市街交換機より大市街交換機に變更した。

九　四日市燈臺

一　所　在　稻葉町五番屋敷(三千四百十五番地)　一　創　設　明治十九年八月一日　木造四角形白色
一　管　轄　遞信省(横濱市北仲通六丁目燈臺局中繼)
一　沿　革　創設當時等級六等の不動白色,明治二十九年三月等級五等の不動白色に變更光達距離十一浬五,明治四十四年三月,三十二燭の電燈に燈器變更,大正四年十二月等級六等の閃白光毎十秒時間に三閃光發の回轉燈(水銀槽付)に變更燭光數三千,光達距離十二浬,大正十二年八月一日二トラ三百ワット電球に光源變更,等級六等閃白光毎十秒時に一閃光發燭光數四千五百,光達距離十二浬

一〇　三重縣工業試驗場四日市分場

一　所　在　三重郡海藏村大字東阿倉川　一　創　設　昭和元年十二月廿五日開場
一　分場の業務及部別
窯業部(窯業に關する試驗研究,檢定幷に鑑定其他必要なる調査又は指導)分析部(一般分析)圖案部(一般意匠圖案の調製)庶務部の四部に分ち各其の事務を分掌してゐる。
一　敷地及建物總坪數　敷地　二一〇〇坪　建　物　三三八坪五
一　場　長　地方技師地方商工技師　熊　田　健　一
一　沿　革　萬古陶磁器同業組合の熱望に依り,大正十四年縣會の決議に於て,大正十五年度より四日市外海藏村東阿倉川に設置することゝなり,豫て萬古陶磁器同業組合より寄附申請に關する敷地二一〇〇坪建物三三八坪五合及地上定着物一切並に設備費の一部として金八千圓を受理し,之に本場既設の窯業部の仝部と圖案部の一部とを移し,昭和元年十二月廿五日を以て開場した。

一一　三重縣穀物檢査所四日市出張所

一　所　在　中納屋町二十五番屋敷　一　創　設　明治三十九年九月十日
一　管轄區域　三重郡及四日市市
一　歷代所長(主事)

氏　名	就　任
尾畑直三郎	明治三十九年九月十日
澤井音松	明治四十一年六月十三日

岡田一雄　仝四十二年四月廿三日
麻生正紀　大正十三年三月廿七日

一　現在職員　主事一名　技手一名　輸出米檢査員一名　市町村勤務產米檢査員三十八名

一　沿革　創設以來大正六年三月迄三重縣米穀檢査所四日市出張所と稱せしが、仝年仝月三重縣穀物檢査所四日市出張所と改稱。

一二　四日市港臨時海港檢疫所

一　所在　千歳町九番地

一　管轄區域　四日市港

一　歷代所長

氏名	就任
山岡國利	大正六年一月一日
百濟文輔	仝九年九月十四日
落合慶四郎	仝十二年二月廿四日
岡田喜久治	仝十五年九月廿八日

一　沿革　大正五年十月、四日市市内にペスト流行し、甚しき災害を蒙つた爲め、海港檢疫の必要を認め、明治三十二年法律第十九號海港檢疫法施行規則第一條に依り、大正五年十二月八日內務省告示第七十四號を以て、大正六年一月一日より當四日市港に於て臨時海港檢疫を施行することゝなつた。同日同省告示第七十五號に依り、四日市に臨時海港檢疫所を開設し、大正五年十二月八日三重縣告示を以て其名稱を四日市臨時海港檢疫所と稱し、位置を四日市市高砂町に定められた。次で千歳町九番地に廳舍を新築し、大正十三年五月一日茲に移轉し現在に及ぶ。

氏名	就任
鯉沼巖	大正六年一月十七日
杉野繁	仝十年六月三日
有吉實	仝十三年六月廿七日
土岐銀次郎	昭和二年五月十七日

一三　名古屋地方專賣局四日市出張所

一　所在　北納屋町三千四百五十九番地

一　管轄區域　津市　四日市市　桑名郡　員辨郡　三重郡　鈴鹿郡　河藝郡　安濃郡　一志郡　阿山郡　名賀郡

一　歷代所長

職名	氏名	就任
主幹	谷崎瀧見	明治卅一年十一月一日
仝	小久保義雄	三十三年四月一日
所長	松浦正重	仝三十八年二月一日
分工場長	石原鎌五郎	仝四十年三月四日
支所長	內藤源五郎	仝四十二年五月三十日
主幹	山本慶三郎	仝四十五年四月一日

職名	氏名	就任
主幹	松本次立	明治三十二年五月一日
仝	黒田有顯	仝三十五年十一月五日
分工場長	佐野治彰	仝三十九年十二月一日
支所長心得	伊藤寅吉	仝四十二年三月十五日
所長	坂川岩彦	仝四十二年十二月四日
所長	伊藤千三	大正二年六月十三日

所　長　安藤　豊　大正三年五月九日
所長心得　西澤豊吉　仝六年三月三日
所　長　鈴木文策　仝八年八月十四日
所長心得　今井伊三郎　仝十二年一月廿八日
所長心得　加藤　猛　仝十三年十二月十日
所長心得　内山賢策　仝十五年四月十七日
所　長　川瀬源次郎　大正五年七月廿五日
所　長　島名義三郎　仝六年六月十九日
仝　橋本千麿　仝十年六月十六日
所　長　廣瀬清次郎　仝十二年三月四日
所　長　宮本省吾　仝十三年十二月廿日
所　長　植木次郎　仝十五年五月三十一日

一　沿　革　當出張所は明治廿九年葉煙草專賣法發布せられ、準備二ヶ年の後、明治三十一年一月より實施。仝年十一月一日山田煙草專賣所四日市葉煙草專賣支所として四日市市北納屋町三四五九番地に設立せられた。明治三十二年五月一日山田專賣支局四日市出張所と改稱。仝三十五年十一月五日名古屋專賣支局四日市出張所と改稱。仝三十七年六月一日名古屋葉煙草收納所四日市出張所と改稱。仝三十八年二月一日四日市煙草製造所として設置同時に松阪、山田分工場を設置し、刻煙草の製造並に製造煙草の販賣を開始した。仝三十九年十二月一日名古屋煙草製造所四日市分工場と改稱。仝四十年十月一日鹽樟腦を合併し專賣事業を統一せられた。仝四十二年十二月製造煙草の販賣事務廢止となる。仝四十三年十月所在地外の鹽引渡場所として四日市に定められ、名古屋專賣支局より出張引渡事務を取扱つた。大正元年四月名古屋專賣支局四日市專賣官吏派出所を當所構内に設置せられた。
仝二年派出所は出張所と併合、刻煙草の製造、鹽の販賣事務を取扱つた。大正二年六月十二日名古屋專賣支局四日市出張所と改稱し今に至つた。

一四　四日市築港事務所

一　所在　大字末廣町字末廣町十八番地ノ五
一　歴代所長

氏名	就任
皿井巖	明治四十三年七月十七日
渡邊綱次郎	大正十四年十一月九日

一　沿　革　明治四十三年五月三十日四日市市大字尾上町字尾上町二十番地に於て事務所建築に着手し、同年七月四日竣工、四日市築港事務所と稱し、同月十七日起工式を擧行し、港灣修築工事に着手した。大正四年四月二十日事務所を四日市市大字末廣町字末廣町二十三番地に移轉し、同十年十二月七日火災に罹り燒失し、同町十八番地ノ五に於て倉庫を改築し、同月十九日移轉した。昭和元年十月十八日末廣町に移轉し今日に至つた。

一五　四日市驛

一　所在　濱田
一　管轄區域　四日市驛　四日市港驛

一　創　設　明治二十三年十二月廿五日

一　歷代驛長

氏名	就任
石井　漱	大正八年三月一日
太田勝治	大正四年十二月十六日

一　沿革　國有鐵道關西線は其の大部分は元關西鐵道株式會社の經營にかゝつたものである。關西鐵道株式會社は明治二十一年三月我が四日市に於て創立せられたもので、明治二十三年十二月廿五日漸く四日市、草津間鐵道開通、四日市驛を創設し初めて列車の運轉を見た。次で明治二十七年七月一日四日市、桑名間、仝廿八年五月廿四日桑名、名古屋間開通、更に程なく柘植、大阪(網島)間開通、木津奈良、湊町間を併合し、明治四十年十月一日國有となり、大正九年十二月二十一日四日市築港線延長と共に四日市港驛開始、大正十一年十月一日西驛開設今日に至つた。四日市驛工場は明治二十三年十二月廿五日開始、大正十三年四月一日閉鎖大部分名古屋に移轉した。

一六　公證人役場

一　所在　八幡町二千百九十番地

一　管轄區域　內地全國

一　歷代の公證人

氏名	就任
鈴木鈴三郎	大正十二年三月廿一日
野田謙造	明治廿六年六月
高松範重	明治四十年
館　元二郎	大正十四年六月
大橋　進	明治三十年四月
渡邊則元	大正十一年七月

一　沿革　公證人規則に依り四日市區裁判所管內公證人野田謙造、明治廿六年六月初めて四日市に公證人役場を開設、次で大橋進、明治三十年四月濱田(新田町)三百五十五番屋敷に開設、大正六年高松範重濱田三百六十五番屋敷に移轉開設、大正十一年七月渡邊則元は高松範重の後任となり、大正十四年六月現在の所に移轉館元二郎執務す。

一七　三重縣肥料分析所

一　所在　尾上町三番地ノ三

一　創設　昭和三年十月一日

一　管轄區域　三重縣　但し縣外の依頼にも應ず。

一　歷代所長又は主任

所長氏名	就任
村田　保	昭和二年十月一日
羽田秀雄	昭和三年七月十三日
主任氏名	就任
山村伴吾	昭和二年十月三十一日

一　沿革　海陸運輸至便なる當市は、昔から肥料の取引が盛んで、肥料の販賣、製造、輸入の年額少からず、之等營業者は肥料取締法に據り販賣せんとする肥料に責任ある保證票の添附を要する關係上、

多年急速に品質を調査し得べき分析所の設置を希望して居たが、其の機熟し、昭和二年十月縣立分析所創設され、當業者の宿望も茲に漸く達せられた。

一八　三重刑務所四日市出張所

一　所在　三重郡海藏村大字東阿倉川字大石千百七十八番地

一　設立及沿革　其の初め三重郡四日市山ノ瀨古、同八幡瀨古の兩所に設置しあつた囚獄、即ち牢屋を明治五年一月舊陣屋より受繼存置したるを、明治九年十二月縣下人民暴動の際過半破壞せられしを以て、翌十年四月、四日市竪町字廳ノ園に監獄を建て、名古屋裁判所、四日市區裁判所の未決者を拘禁し、同十一年四日市監獄署と改稱した。仝十四年十一月更に監獄四日市支署と改稱し、同地治安裁判所に於て開く輕罪裁判所の未決者を拘禁した。然れども同裁判所に係る已決囚にて定役に服するものは監獄本署（津）に移送し、定役に服せざる刑期五十日以下のものは便宜同支署に拘禁することとした。爾來漸次監房を增築し三百名內外の已決囚を拘禁した。仝二十六年四日市監獄支署と改め翌二十七年十二月從來監獄の位置市街の中央にありて囚徒感化上不適當なる爲め、三重郡海藏村に四十五間四方の地所を買收して、此所に移築し、海藏支署と改めた。明治三十六年四月監獄官制改正により四日市分監と改稱し、更に大正十一年十月官制改正のため四日市支所と改められた。其の後仝十三年十二月仝支所を縮少して、四日市出張所と改稱し、四日市區裁判所に繫屬する未決者を收容してゐる。

一　所在　高砂町三千四百九拾壹番地

一　管轄區域　三重縣　但阿山郡名賀郡北牟婁郡南牟婁郡を除く。

一　創設　明治二十二年十一月十日

一　歷代支署長

氏名	就任	氏名	就任
藤谷綱二	明治三十年六月廿二日	神田藤次郎	明治三十年七月十四日
白井鏡作	仝三十二年九月廿二日	羽生幾三	仝三十五年八月六日
森永直次郎	仝三十八年五月十五日	大西有弘	仝四十年十一月五日
久木山四郎	大正二年六月二日	不破孝太郎	大正二年十一月廿五日
安部薰松	仝三年三月十六日	田澤金次郎	仝三年七月廿一日
甲斐琢磨	仝八年七月十一日	心得秋山鈴一	仝十一年十二月廿八日
刀根友太郎	仝十二年一月廿二日	同秋山鈴一	仝十二年十一月四日
時岡由藏	仝十二年十二月八日	山口主稅	昭和四年九月十一日

一　沿革　明治二十二年七月三十一日法律第二十號を以て特別輸出港規則の發布あり、伊勢國四日市港を大阪稅關所管の特別輸出港に指定せられた。是に於て所長以下二名を任命派出し、十一月十日高砂町三千四百九十三番地に出張所を設置し、同月十五日四日市大阪稅關出張所と稱して事務

を開始した。明治廿六年八月一日該出張所を三重縣直稅分署に移し、稅務吏をして假りに事務を兼掌せしめた。後三十年六月十七日勅令第二二六號に據り四日市港は博多外五港開港外貿易港（外國貿易の爲め帝國臣民所有の船舶の出入及び貨物の輸出入をなすべき港を云ふ）に追加指定せられたから、新に同港高砂町四十八番屋敷に移轉して八月一日事務を開始し、四日市大阪稅關支署と稱した。

明治三十二年四月二十五日更に四日市稅關支署と改稱し、同年七月十二日勅令第三四二號を以て開港場と指定せられ、八月四日開港地として稅關事務一般を取扱ふことになつた。後大正三年三月高砂町三千四百九十一番、三千四百九十一番ノ五に廳舍を新築移轉した。

第十一　社會事業編

第一章　公立社會事業

第一節　職業紹介所

大正十年四月一日、一般民衆の職業を紹介し、失業者を救濟する目的を以て、職業紹介所を設立した。爾來主事一名、書記一名、事務員一名、を置いて職業紹介に盡す所があつた。

同十四年十月少年の職業紹介をも爲すことゝなり、少年職業紹介委員會を組織し、市內各小學校長、小學校醫、方面委員、求人側代表者等を委員に任命した。昭和四年十月更に市內小學校教員六名を少年職業紹介所指導員として囑託し、是が實績を擧げんことに努力してゐる。創立以來の成績は左の通である。

職業紹介成績一覽

年度	求人	求職	紹介	就職
	男	女	男	女	男	女	男	女
大正十年	二三五人	八六人	一七〇人	二五人	一三一人	二四人	一一六人	一九人

仝十三年	二二九	四四	三二七	四〇	二三一	三一	一七二	二四
昭和二年	二五二	七八	三九九	一〇二	一一三	六五	一六〇	五七
仝三年	三二三	一〇八	四四九	一一三	二八〇	八三	二二七	七六

備考　本表中には少年の職業紹介をも含む。

少年職業紹介成績一覽

昭和元年	一二二人	六〇人	五七人	四〇人	四六人	三九人	四一人	三八人
仝二年	一〇六	三七	六〇	四三	五四	三六	三九	三六
仝三年	一四二	五五	一〇四	五五	一〇一	五三	九九	五一

職業紹介所の價値は次第に世人に理解せられ、求職者も求人者も年々多くなつたが、實際就職し得るものは求職者の約五割乃至六割である。財界不況の影響を受けて、成人の就職は困難になつたが、少年の求人者は就職者より多い事は統計の示す所である。

第二節　方面委員

大正十二年十二月方面委員規程によつて組織せられ、仝年十二月二十五日左の六名に對し本縣知事から方面委員を囑託せられた。

山中萬五郎	松木常雄
山川德平	阪倉宗助
雪竹繁一	堀川喜助
舘利助	富山熊吉
松島寅吉	三枝樹弘道
黒田松次郎	山路美之助

昭和三年三月雪竹繁一辭職し、後任として諸戸清七昭和三年四月就職した。其後事業の進展と成績の向上により、昭和四年八月十三日更に左の六名を方面委員として囑託した。

大正十三年十月八日方面委員事業後援會を設置し、方面委員事業後援會規定を設けて方面委員の活動を助け其の事業の達成を期してゐる。現在會員數は左の通である。

名譽會員	甲種	年額百圓以上を十ヶ年間又は一時金八百圓以上を醵出される者	六名
	乙種	年額七拾圓以上を十ヶ年間又は一時金六百圓以上を醵出される者	六名
特別會員	甲種	年額五拾圓以上を十ヶ年間又は一時金四百圓以上を醵出される者	一〇名
	乙種	年額貳拾五圓以上を十ヶ年間又は一時金貳百圓以上を醵出される者	四一名
通常會員		年額拾圓以上を十ヶ年間又は一時金八拾圓以上を醵出される者	二二名
賛助會員		年額五圓以上を十ヶ年間又は一時金四拾圓以上を醵出される者	二七名
計			一一二名

本會には會長、副會長各一名理事、幹事各若干名を置き、事務の遂行目的の達成を圖つてゐる。而して昭和三年度に於ては救助貳百五百八圓を出し、十三名に對し月額平均參圓貳拾五錢の救恤をした。現在の役員は左の通である。

會長　市長　戸野周二郎
副會長　助役　加藤信太郎

第三節　公設市場

日常生活品の安價提供と公定相場を一般に示し、市價を公平にする爲めに、大正十年五月市内新丁に市營公設市場が建設された。當時店舗は僅に十三戸に過ぎなかつたが、翌十一年六月北町に第二公設市場を建設、十戸の店舗を以て開業した。尙新丁の第一公設市場も店舗を增して合計二十五戸となり相當の賣上高を擧げる樣になつた。されど、其の施設の趣旨が一般市民に認められるゝに至らず、其の發達は充分ではない。今創立以來の店舗數及賣上高を左に示して見よう。

年度	店舗數	賣上高	一日平均
大正十年	一三戸	五七、八九二円	一五九円
仝十二年	二五	一一二、二三五	三一〇
仝十四年	二五	七八、六四一	二一五

第四節　市營住宅

當市商工業の發達に伴つて人口は年々增加し、大正十一年來住宅難を告げる樣になつた。是に於てこれを緩和する爲め、市は率先して市營住宅の建設を市會に圖り、市會の贊同を得て、大正十二年三月市營住宅建設費として遞信省の低利資金六萬圓を起債し、仝年十月新濱町に三十八戸の住宅を建設した。

年度	店舗數	賣上高	一日平均
昭和二年	一五戸	五〇、九五三円	一四〇円
仝三年	一三	四八、二二一	一三二

更に仝十三年五月再び遞信省から六萬圓の低利資金を借入れ、仝年二月稻葉町に二十八戸、仝年十一月川原町に三十四戸を建設した。其の概況は左の通りである。

所在地	敷地坪數	建物坪數	戸數	最高家賃（月額）	最低家賃（月額）	平均
稻葉町	六九九坪	三五三坪	二八戸	一三、五〇円	七、八〇円	一一、七四円
新濱町	一、〇〇四	四七八	三八	一三、五〇	七、八〇	一一、六七
川原町	七六三	四一六	三四	九、〇〇	七、八〇	八、一〇

第五節　恩賜財團濟生會

明治四十四年二月十一日紀元節の佳辰に當り、畏くも　明治天皇は醫藥救療を受ける事の出來ない貧窮者に對し、其醫藥の料に充てよとの御聖旨により、內帑金百五拾萬圓を下賜せられた。時の首相桂太郎は此御下賜金を基礎とし、恩賜財團濟生會を設立した。

市役所內にも濟生會の事務主任を置き、貧困者に無料治療券を交付し　明治大帝の聖恩に浴せしめてゐる。大正三年以來の治療券交付人數及治療延日數を示せば左の通りである。

年度	治療券交付人員 男	女	治療延日數
大正三年	四二人	二〇人	三、六八一日
仝八年	三八	三三	四、五二二
大正十三年	四〇人	二七人	三、九一七日
昭和三年	四九	二九	四、二七五

第六節　四日市警察署人事相談所

人事相談所は大正八年三月精神的煩悶者、物質的困窮者、其他人事に關しての相談相手となつて其の原因を排除し、進んで社會公益を助長する事を目的として設立されたのである。事務所を四日市警察署内に置き、左記の業務を行つてゐる。

一　一般的身上相談　　二　職業の紹介
四　孤兒の世話　　三　貸家の周旋
七　模範者篤行者の表彰　　五　傘提灯の貸與
　　六　赤貧者の匡救

右の業務を遂行する爲めに左記の各種團体と連絡をとつてゐる。

一　諸會社及官營工場　　二　四日市佛教保育院
三　財團法人三重感化院
四　竹葉學園（津市）　　五　免囚保護會
六　四日市婦人結髪ホーム
七　恩賜財團濟生會　　八　四日市醫師會
九　四日市佛教會
一〇　管内篤志家　　一二　市内各病院
一三　各種營業組合　　一四　石工組合
一三　市役所
一六　仲仕組合　　一七　日雇業組合
一五　大工組合

而して設立以來の取扱件數は左の通である。

年度	大正八年	大正十年	大正十二年	大正十四年	昭和二年	昭和三年
取扱數	一八	六〇六	二五一	四〇八	四二〇	二一九

第七節　救恤事業

市制實施以來市費歳出の部に救助費の一款を設け、貧民の救助をしてゐる。初めは僅か拾圓乃至拾五圓の小額であつたが、時勢の進運に伴つて逐年豫算額を增し、昭和三年度の豫算額金四百七拾八圓、救助人員十二名、月額平均參圓參拾錢餘の補助を與へてゐる。

第八節　行旅病死人

住むに家なく、頼るに親類緣者もない哀れな行旅の疾病者、病死者、身元不明の精神病者又は變死人の處分も亦社會事業である。彼等行旅病死人の取扱人數も年々十人内外を數へてゐる。左に明治三十六年以後の統計を示して見る。

年度	病人	病死	變死	精神病者	計
明治卅六年	四人	二人	一人	……	七人
仝四十一年	七	一	五	……	一三
大正二年	六	二	一	……	九
大正七年	六人	二人	二人	一人	一一人
仝十二年	九	四	四	一	一八
昭和三年	五	三	四	一	一三

第九節　大正七年米價暴騰とこれが救濟

大正七年八月米價暴騰の爲めに、各地に悲しむべき騷擾事件が頻々として起つた。市は同問題に對し、同月上旬以來熟考してゐたが、各地の騷擾事件の餘波を受けて形勢愈々日に險惡の兆があつた。爲めに同月十二日、市參事會員及市是調査委員會を開いて、即時有志の醵金募集する事に決し、事務處理の爲めに救濟會を設け市長代理助役齋藤福次を委員長に、市會議長牧野鈔人以下二十九名を委員に、九鬼紋七以下十六名を幹事に、九鬼紋七以下十名を米買收委員に、主事福林文右衛門以下十五名を事務員に選定し、着々事業の進行を計つた。左に臨時救濟會事業の概要を示すことにする。

一、寄附金品

金千九百七拾壹圓　　恩賜金
金五萬四千八百貳拾四圓　　一般有志者寄附金
外國米五十袋　　仝
內地玄米三十俵　　仝

二、本會が自ら買入及本縣より配給を受けた米穀左の如し

1　內地玄米百九十俵　　配給
內地玄米五千百四十三俵　　買入
內地白米四十一俵　　仝
2　外米(蘭貢)千四百五十袋　　買入　(約七斗入)
外米(蘭貢)千四百四十四袋　　配給　(約七斗入)
外米(西貢)四百二十五袋　　仝　仝
外米(東京)五十袋　　仝　仝
3　臺灣玄米二千五百袋　　買入　(約六斗入)
臺灣玄米二百袋　　配給　仝

以上寄附金及買入配給の分の合計は左の通である。

內地米五千四百四俵
外國米三千四百十九袋
臺灣米二千七百袋

三、救濟方法左の如し

1　八月十六日より一般に對し、一人一日三合づゝの割合で、內外米の米券を發行して、內地米は市內白米商に販賣させ、本會は一升金四拾錢の米價に對して、金拾五錢の補給をし、外米は各町總代に於て、一升金拾五錢の割で、米券と引換に販賣した。

此戶數五千七百二十六戶
人員二萬四千百七人。

2　八月十九日より廉賣米購入者は、本年度市戶數割二十八等以下を標準として實行することに變更した。購入數量制限は前同樣である。

此戶數五千三百九十五戶人員二萬千六百三十二人

3　八月二十一日より廉賣米購入者一人一日の制限を內地米二合、外國米一合五勺に減量變更した。

又二十八等以上のものに對しては、一人一日一合五勺を限度として、外米を原價(一升金貳拾錢)を以て販賣することにした。

4　九月一日より廉賣米購入者を戶數割等級三十等以下を標準として實行する事に變更し、尙內地米は本會に於て搗精の上各町總代を經て、外米と共に販賣する事、內地米一升金貳拾五錢と定めた。此戶數四千五百八十四戶人員一萬八千二百三十二人。

5　九月十一日より廉賣米購入者を戶數割等級三十三等以下を標準として實行實施する事に變更し、內外米の數量制限は從前の如くし、又三十三等以上のものに對しては、一人一日三合以內を限度として臺灣米(本會で搗精のもの)を原價(一升金貳拾八錢)を以て販賣し、外米原價販賣も從來の樣に繼續した。此廉賣米購入者戶數三千二百二十戶人員一萬二千八百七十人。

6　十月一日より內地米の廉賣を廢して、それに代へるに臺灣米を廉賣(一升金貳拾參錢)する事に變更した。

7　十月十日より外國米の廉價販賣を廢止した。

8　十月末日、從來の臺灣米廉賣、外國米廉賣及び臺灣米の原價販賣を中止し、之に代へるに、十一月一日より戶數割等級三十五等のもの並に同等以上であつても、出征其他の事故によつて三十五等の者と同樣の

生活程度のものと認めたものには、一人一日三合の割で、臺灣米廉價(一升金貳拾錢)販賣を實行する事に變更し、以來此方法によつて、本年內細民救濟を實行した。此戶數四百七十二戶人員千八百三十四人。

四、右の外救濟期間中、市內米穀の緩和を計り、時價を調節する爲めに、臨時に本會所有の內外米を販賣したもの左の通りである。

內地白米千五十三俵	各町總代を經て一般へ供給	內地白米一千九十四俵	原價販賣米
外國米二百十八袋	同上	內地玄米一千九百三十一俵	原價販賣米
內地白米四十一俵	市內白米小賣商へ販賣	外國米一千五百十二袋	廉賣米
內地玄米千二百七十八俵	同上	外國米八百三十五袋	原價販賣米
外國米百袋	同上	臺灣白米二千四百四十七俵	廉賣米
		臺灣白米千百八十四俵	原價販賣米
		臺灣玄米四十袋	原價販賣米

以上の結果に依つて本會に於て本年中米穀を販賣した數量合計左の如し。

內地白米二千八十七俵　廉賣米

外に大正八年一月一日に繰越すべき殘米左の通り

臺灣米二百四十八俵　外國米七十二袋

五、恩賜金施與

市內極細民者に對し、一戶一回金壹圓づゝ施與することとし、八月三十一日、九月三十日、十月三十一日の三回に延戶數千七百二十戶に頒つて施與した。

恩賜殘額金貳百五拾壹圓は一般救濟費中に編入して廉賣資金とし、聖恩の忝なさを拜戴せしめたのである。

第二章　一般施設の社會事業

第一節　救貧事業

救貧事業は古くから行はれてゐた。當所は寶曆七年(一七五七)不漁の爲めに漁師を救濟したのを始めとして、天明七年(一七八七)の米價騰貴の爲め難澁者の救濟、天保七年(一八三六)大饑饉の翌年一般的に亘つての救濟、村田七右衛門差上金の利子によつて行はれた數度の救濟、文久元年(一八六一)貧窮人の扶助等維新前に數回救貧事業が行はれてゐる。維新後は明治十八年秋、仝二十三年六月の二回一部的の救濟が行はれた。左に各救貧事業の概要を記すことにする。

第一項　寶曆七年の救濟

寶曆六年(一七五六)秋以來不漁續き、之に加ふるに米價騰貴し、漁師共は困窮の極に達し、之が救濟方を町役人宿場役人に訴へた。役人一同は有志と共に全力を盡して救濟したが、多數の爲めに充分な救濟は出來なかつた。是に於て庄屋、問屋、役人、年寄は連署を以つて救濟方を信樂役所に願出たのである。其の願書及び救濟狀況の記錄は左の通りである。

〔伊達貫一郎所藏書類〕

乍恐以書付奉願上候

一、當町納屋町、北條町、新丁、下新町漁師共近年不漁に付至極困窮仕罷在候處去秋より冬中一向漁事無御座當春に至りて別て小漁等も無御座其上米穀高値に付段々飢候者出來仕候に付町々申合せ相應に暮し候者共施行仕候得共大勢之事故行屆不申難儀至極仕候飢人數吟味仕別紙面指上候通相違無御座候間乍恐御慈悲を以夏作取入迄御救被成下様偏に奉願上候　以上

寶曆七年丑三月　　四日市　庄屋
　　問屋
　　年寄

御役所

別紙人數之覺

下新町　家數〆十四軒　此人數四十五人
新丁　家數〆三十八軒　此人數八十九人
北條町　家數〆七十八軒　此人數百九十四人
納屋町　家數〆五十九軒　此人數百九十八人
惣家數　〆百八十九軒　此人數五百二十六人

右の願出によつて四月信樂役所から左の通り救助米を下付された。

覺

一、米拾八石壹斗八升　納屋町、北條町、新丁、下新町之內飢食　此人數五百二十六人

譯

男　百六十人　但一日一人壹合五勺宛
男　四十七人　但六歳より十五歳迄一日一人壹合宛
女三百十九人　但六歳以上一日一人右同斷

右は當所漁師幷小肴賣漁師に付添渡世仕候者共へ飢食爲御救日數三十日分被下之

寶曆七丑年四月　　土屋新兵衛㊞
　　四日市　庄屋　年寄

第二項　天明の飢饉救濟

天明三年諸國に飢饉起り、當所の被害は少なかつたが、同年正月から三月迄有志者から救濟を受けてゐる者は十七戸に達した。翌四年正月百十一人同樣に救助した。越えて七年六、七月飢饉の後を受け、米價騰貴し、難澁者約二百人餘を賑恤した。即ち每日一人につき粥五合宛を救助し、飢人には外に錢一人八文宛、難澁者には十文宛を施與した。但し弱は米一升に水八升を入れ、一日內米一斗二升乃至一斗三升、錢壹貫參拾文とした。

第三項　村田七右衛門の救濟

村田七右衛門から貧窮人救助資金を信樂代官に差上げた。この利子によつて前後四回貧困者を救濟してゐる。

一、文政四年(一八二一)正月　　壹分

極貧人　二十四人　家數　十一軒
難澁人　七十二人　家數　二十二軒
計　九十六人　三十三軒

右扶助金　金拾貳兩　但し一人金貳分宛極貧人へ、金拾八兩壹分　但し一人金壹分宛を難澁人へ、外に參拾兩を地下方へ、貳拾兩を廻船方へ扶助　合計八拾壹兩　宿方へ扶助　廻船方へ扶助

二、文化六年(一八〇九)

極貧人二十三人　家數　十一軒　一人に貳分宛
難澁人百三十七人　家數　三十八軒　一人に壹分宛
計　金四拾九兩參步

外に金貳拾兩　金拾兩

金壹兩參步永百七拾五文　獵師魚干場に使用地借用濱田村へ支拂米二石代へ扶助
合　計　七拾七兩貳步永百七拾五文

三、文政七年

極貧人　十六人　家數　十軒　一人に付貳分宛
難澁人　七十九人　家數二十九軒　一人に付壹分宛
計　金貳拾七兩參歩
外に　金拾五兩　地下方へ扶助
金貳拾兩　宿方へ扶助
金　拾兩　廻船方へ扶助
金參兩參歩永百四拾八文魚干塲の使用地借用濱田村へ米四石四斗拂代扶助
合　計　金七拾六兩貳歩永百四拾八文

第四項　天保飢饉の救濟

天保七年の大飢饉の後を受けて、同八年左の如く救濟した。

一、米一石四斗五升
一、金壹兩と錢參百七拾貫八百文　山中屋傳四郎
右は三月より五月九日迄、中町の難澁人之者共へ施行仕候
一、米三石八斗　西町　米屋善兵衛
右は三月より四月迄右同斷
一、米　六升、錢拾四貫六百文　仝　鍵屋　忠四郎
一、米　五石五升　仝　長太屋與次右衛門
一、米　三石九斗　仝　廣田屋六郎兵衛
一、米　一石六斗　村田七右衛門
一、米　八斗　又　兵　衛
一、米　八斗　伊右衛門
一、米　四斗　鹿間屋吉兵衛
一、米　四斗　伊倉屋喜右衛門
一、米　四斗　米屋三右衛門
一、米　四斗　油屋長藏
一、米　四斗　魚屋久左衛門
〆五石二斗
右同斷
一、錢貳百貫文　南町　帶屋治兵衛
一、米五石六斗
一、錢貳拾參貫文　伊倉屋喜兵衛
右は四月より五月迄町内へ同斷
一、錢參拾壹貫百四文　濱町　田中屋半兵衛
一、米一石六斗　中島屋文五郎
一、米一石二斗、錢拾貫文　綿屋惣兵衛
一、米八斗　中島屋善藏
一、米五石五斗八升　宇佐美屋利兵衛
新　八
一、米三石六斗、錢四貫文　田中屋武兵衛
一、米一石　北條町　權右衛門
吉　助
太　七
右は濱町組内町内へ同斷　久四郎
一、米八斗　桶ノ町　鹽屋文助　久藏
右は四月十六日より五月十五日迄粥施行仕候　小七
一、米九斗七升　藏町　濱屋卯八
右は四月下旬粥施行仕候
一、米三斗　桶ノ町　文治
右同斷
一、米二升宛　中納屋　紋七
右は二月一日より町内粥施行仕候
一、米三斗　同人
右は町内病人難澁人に同斷
一、米二升宛米六斗二升　桶ノ町　太七
右同斷
一、米二石六斗　中納屋　三右衛門
右は三月中粥施行仕候
一、米八斗八升　同人

右は町内病人難澁人へ同斷
一、荒め六百束　同　人
右は町内中へ施行仕候
一、米一石二斗　藏町善七
右は五月十一日町内へ粥施行仕候
一、米八斗　同　人
右は町内病人難澁人へ同斷
一、米二石四斗　南納屋伊兵衛
右は町内へ同斷
一、米八斗　北納屋孫左衛門
右は町内へ同斷
右之通施行仕候に付乍恐以書附奉申上候　以上
天保八酉年五月
四日市宿　問屋　庄右衛門
同　小右衛門
庄屋　彌左衛門
同　太右衛門
年寄　新四郎
同　角左衛門
同　八左衛門
同　喜兵衛
同　庄左衛門

信樂御役所

右に付天保十一年正月御褒美被下
村田七右衛門　銀二枚　利兵衛　銀一枚
濱一色吉兵衛　四日市鹿間屋吉兵衛　久四郎　金一百疋

第五項　明治維新後の賑恤

明治十八年秋米價騰貴の爲め、納屋町の町民は疲弊困弊した。町役人富豪篤志家に義捐金を募り、中納屋町舊善光寺内で焚出を爲して難澁者を救濟した。
明治二十三年六月米價諸物價の暴騰の際、九鬼紋七其他篤志家の寄附によつて濱七ヶ町即ち南納屋町、北納屋町、西袋町、東袋町、稻葉町、高砂町、中納屋町の町民二百十七人を救濟した。四歳以上は一日白米二合、九歳以上一日三合、十六歳以上一日四合宛施與した。尙貧窮の程度に應じて一戸に付金貳圓、參圓、五圓宛惠與した。

第二節　財團法人三重感化院

明治三十年九月三十日、現在の理事長山岡作藏が不良兒の感化を目的として創立したのである。當時は未だ感化院の事業に對して一般に理解なく、尙院兒も今日の樣な勞働作業を課す適當な職業がなかつたので經濟的に危機に陷り、其の經營は非常に困難であつた。仝三十三年感化院法が發布せられ、同事業の必要を認められる樣になり、經營上の努力も認められる樣になつた。同三十四年九月濱田に新築移轉し、院兒二十名を收容薰育した。仝三十五年縣費補助金五百圓を得、經營に曙光を認め得る樣になつた。爾來刻苦精勵感化事業に盡瘁し、成績は年々向上した。大正六年五月組織を改めて財團法人とし、院兒に活版印刷業、農業、薪販賣業を實習させた。これは同院の維持費を得る爲めであると共に他面院兒に勞働神聖の精神を體得させ、將來獨立生活の素地を養ふためである。其後經營も比較的順調に進み、成績も優秀であつたが、不幸昭和二年十二月十一日祝融の禍に罹り、院舍の大部分を烏有に歸した。爲めに現在濱田の民家を借りて院兒を收容してゐる。昭和三年度會郡田丸町の御料林四町六段三畝歩の拂下げを得、同地に分院を設立し、竹林を經營し、着々實蹟を擧げてゐる。創立以來の每一ケ年の收容兒數左の通りである。

年度	越年人員	入院	退院	現在數
明治三十年	……人	七人	……人	七人
仝　卅七年	二〇	一四	……	三四
仝四十一年	二〇	八	三	二五
大正二年	一四	三	四	一三

第三節　四日市佛教保育院

市內各宗派の僧侶が貧兒救濟を目的として聯合し、大正五年十月創立したのである。上新町に本院を建設して貧兒を保護救濟してゐたが、其後被保育者の父兄の理解を得、收容兒は年々增加した。依つて大正十年五月市內濱町に、同十五年四月新濱町に各分院を設立する樣になつた。創立以來の成績左の通りである。

年度	越年人員	入所數	出所數	現在數
大正五年	……人	一六人	……人	一六人
仝　十年	四九	八二	七九	五二

年度	越年人員	入所數	出所數	現在數
大正七年	一二人	三人	二人	一三人
仝　十二年	一三	一	二	一二
昭和三年	一〇	四	四	一〇

第四節　慈光園

大正九年四月四日、佛教會の一事業として慈光園を設立し、盲人の教育を施してゐる。園舍は創立以來四ツ谷町善光寺內茶所を充用してゐる。佛教會は該事業に最善の力を盡し、收容人員は年々相當の數に達し、昭和四年十月二十三日、三枝樹弘道を園長に囑託し、職員を增加し、大に改善に努めてゐる。現在生徒十六名、同五年八月には、縣知事より左の通り認可せられた。

三重縣告示第六百九拾八號

慈光園ヲ社會事業トシテ經營ノ件左ノ通認可セリ

昭和五年八月十三日

三重縣知事　市村慶三

一、目的及事業　鍼灸術、按摩術等獨立自活ニ須要ナル技能並普通教育ヲ授クル爲メ盲人ヲ收容教養ス

二、名稱　慈光園

三、主タル事務所並事業施行ノ場所　四日市市濱田　善光寺內

四、代表者　四日市佛教會長　戶野周二郎

五、認可年月日　昭和五年八月十一日

第十二　各種團體編

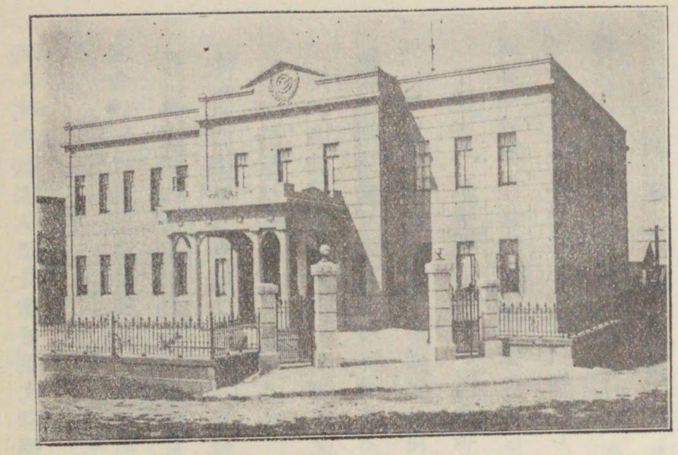

四日市商工會議所（建坪百三十三坪六合）

一　四日市商工會議所

明治二十六年五月十日、市内濱町に四日市商業會議所を創設した。同三十五年商業會議所令が改正せられて定款を改訂し、同三十八年八月二十一日新築落成した。大正五年商業會議所法改正ありて再び定款を改正し、昭和二年商工會議所法の公布あり、四日市商工會議所と改稱した。同三年二月定款の認可があつた。

昭和五年四月十五日、市内尾上町小菅劍之助より御大典記念事業として築港第二號埋立地に建設鐵骨コンクリート二階建の寄附を受け、面目を一新した。組織事業の概要、役員等は左の通りである。

一　組　織

議員は定數三十五名を以て組織し、役員として會頭一名、副會

頭一名常議員六名を置き、別に顧問七名を置く。職員は理事一名書記數名である。

二　事業の概要

當會議所に庶務、會計、商業、工業、理財、運輸の六部を置いて各關係事項を調査審議する。

一、商業部では市場價格の高低、貨物の集散、販路の伸縮、輸出輸入の增減等に關する事項を司る。

二、工業部では製造工作及び手職業、生産物の精粗及び多寡、生産費の增減、勞銀の高低等に關する事項を司る。

三、理財部では關稅其の他商工業に關する諸稅の適否、金融の緩急、金利の高低流通貨幣の多寡、內外爲替、商業手形流通等に關する事項。

四、運輸部では交通運輸通信の便否、運賃の高低、運送貨物の增減、運送業者と荷主、運送取扱と運送の危險と其分擔等に關する事項。

又當會議所地區內の商工業に關し紛議の調停及び仲裁を當會議所に請求する者には役員會で其受否を決し、商品產地價格手荷物として取扱ふ商品の見本等の證明を爲し、商工業上各種の鑑定に應じ、鑑定人の推薦を爲す。

商工會議所議員　（昭和四年三月改選）

推薦議員

西口利平	九鬼紋十郎（退任）	宮田小右衛門	榎並趙夫
吉田伊兵衛	水谷源四郎	川村松次郎	

當選議員

藤澤常吉	田中武	森欽太郎	駒田藤市
伊濱吉次郎	絹笠貫一	松島寅吉	鈴木芳松
有竹久吉	山本清兵衛	伊藤省二	山路忠作
千種繁藏	齋木伊三郎	熊澤龍太郎	鈴木庄松
堀木忠良	名坂彌作	村山清八	金澤熊男
森勇	小菅弘	三輪藏之助	鈴木廉平（死亡）
九鬼紋七	平野太七	川村又助	岩田安治郎
中上庄次郎（補欠就任）			

顧問

小菅劍之助	戸野周二郎	熊澤一衛	伊藤傳七
益子愛太郎（退任）	三輪綏	熊澤九右衛門	九鬼紋十郎

歷代の會頭

井島茂作	自明治二十六年八月 至同三十六年五月	九鬼紋七	自明治三十六年五月 至昭和三年三月
西口利平	自昭和三年四月 至現今		

二　四日市商工會

初め四日市商店改良會なるものがあつて、市內商店の改善を計つてゐたが、時に統一を缺くの憂があ

つたので、西口利平は市内實業組合を網羅して四日市商工會を組織したのである。會員は市内商工業者と之に關係ある有志者を以て組織し、事務所を四日市商業會議所内に置いた。同會は商業、工業、調査の三部を置き、商工業の發展に努力してゐる。毎年末に「歳の市」を開催して小賣商店に景氣を添へ、時々店頭裝飾の競技會、屋根看板の競技會、廣告行燈競技會等を行つて斯業の發達を計つた。

大正十一年の夏、四日市教育會主催文化展覽會に協賛會を設けて後援し、同十三年の夏、御成婚記念全國發明品展覽會を開催して、文化の啓發に資する所があつた。最近に於ては、東洋紡績株式會社濱一色工場敷地問題、勢江鐵道速成問題、營業税全廢問題等に盡し、又毎年實業都市視察團を縣外に派遣する等商工業の進展に努めてゐる。創立以來の會長は西口利平、昭和五年三月、岩田安治郎之に代つた。會員は七百五十名、幹事四十六名相談役八名を置いて事務を處理してゐる。

三　四日市市農會

明治三十年八月の創立で、農業の改良進歩を圖るのを目的とし、事務所を市役所内に置いてゐる。當初の會長は山中源三郎で其後福井銑吉、飯田盛敏、稻見貞藏、川上親俊の各市長が相次で會長となり、大正十五年より佐伯又太郎會長となつた。昭和五年二月佐伯會長死亡し、副會長山路文次郎會務を處理することになつた。

本會は創立當時は市の勸業費によつて活動してゐた。事業の主なるものは試驗場、農談會、品評會であつた。明治三十三年より土地所有者の地價割によつて會費を賦課して經費の一部とした。大正十一年農會法の改正によつて從來の土地所有者のみを會員とした制度を改めて、一段歩以上の小作者をも會員に加へ、農會の役員は會員が選擧することになつた。

役員は三十名の總代と、總代互選の六名の評議員と、會長副會長各一名である。現在會員數は約六百二十五名である。

四　帝國在鄉軍人四日市聯合分會

明治二十六年三重郡軍人義會組織せられた。是四日市聯合分會の前身である。明治三十年八月市制施行により三重郡より分離して四日市軍人義會と稱し、同四十三年十一月三日在鄉軍人會と改稱した。

大正七年五月十日、本市全區域を六區に分ち、第一區より第六區に至る分會の設立成り、外に東洋紡績四日市工場分會の設立を見たるを以て、同時に聯合分會を組織した。昭和五年一月一日四日市市は三重郡海藏村、同鹽濱村の兩村を併合したるを以て、軍人會に於ても之が併合の必要を認め、同年四月三日總會を兼ねて併合式を擧行した。次で海事思想の普及を圖る必要を認め海軍班を設立し、同年五月二十七日發會式を擧行した。現在各分會役員事業等は左の通りである。

帝國在鄉軍人四日市聯合分會役員

聯合分會長	後備役陸軍歩兵中尉	川村又助
同副長	同歩兵少尉	加藤祐造

同	後備役陸軍砲兵少尉	米川喜八郎
第一區分會長	同歩兵上等兵	吉松英太
第二區同	同歩兵少尉	山本與一
第三區同	同二等主計	熊澤龍太郎
第四區同	豫備役陸軍砲兵少尉	館　敏夫
第五區同	後備役陸軍歩兵中尉	永田利一郎
第六區同	豫備役陸軍砲兵曹長	福村好夫
海藏同	後備役陸軍歩兵軍曹	小村重吉
鹽濱同	同歩兵少佐	卯野誠忠
東紡工場同	後備役陸軍三等主計	佐藤三郎
海軍班長	後備役海軍特務二等主計	伊藤繁太郎

事業實施の狀況

各種事業中、定期事業たる左記事業は聯合分會に於て統一又は合同して實施する。

一　入營兵豫習教育　十一月、十二月の二回に分ち各五日乃至七日間合同教育を行ふ。

二　陸海軍記念日祝賀會及講演

三　入退營兵奉告祭

四　在營兵慰問　市尚武會と協同して實施する

五　招魂祭同

六　總會　隔年實施することに定め、此の時機を利用し武術競技會若くは講演等を實施する

財政に關する事項

基本財産として現金八百五拾圓を有し、之より生する利子、市より受くる補助金及國庫補助金を以て收支してゐる。但し、市より受くる補助金九百五拾圓を各分會に金八拾圓宛配當し、殘額貳百參拾圓を聯合分會の費用としてゐる。

五　四日市市教育會

明治三十年八月市制施行により三重郡私立教育會より分離したが、市制實施草創の際で直ちに四日市市教育會を組織する運びに至らなかつた。同年十二月六日酒井禮一、三輪猶作、九鬼紋七、井島茂作、伊藤傳七、白石直治、田中武兵衛、前橋孝義、稻垣義郎の諸氏相計り創立發起人となり、同月十日夜四日市高等小學校内に於て市内の教育關係者及有志者を會合して創立總會を開いた。而して會則の制定歳計豫算の議定役員の選擧を行つて、茲に本會の成立を見たのである。最初は四日市私立教育會と稱したが、大正八年七月四日規則を改正して、名稱を四日市市教育會として今日に至つた。

會員は創立當時僅に二百十四名であつたが、明治三十三年十二月より翌年三月に亘つて會員の大募集を行ひ、新入會員八百五名を得て會員數千十九名の多數に達した。爾來年々入退會者があつて多少の異動あり、昭和三年末の會員數は左の如くである。

名譽會員　五〇名　特別會員　一五四名
通常會員　四〇六名　計　六一〇名

歷代會長

酒井禮一	自明治三十年十二月 至仝三十一年十二月	
福井銑吉	自明治三十三年二月 至大正三年六月	
稻見貞藏	自大正八年二月 至仝十一年十一月	
熊澤九右衛門	自大正十四年五月 至現今	

經費

明治三十一年度	二五六、九二四	円
同　三十五年度	三三三、九四三	
同　四十五年度	七六七、四〇〇	
大正六年度	七六一、七七五	
大正十一年度	八九四、七四〇	円
昭和二年度	九〇六、〇〇〇	
同　三年度	一、七五六、〇〇〇	
同　五年度	一、一三六、〇〇〇	

（備考）本表は經常費を示したるものにして、他に臨時費として昭和五年度に於て水泳教授費金七百六拾六圓五拾參錢、市史印刷費として金八百圓を計上した。

事業

一　學事通報の發行　明治三十三年十二月二十一日初刊發行以來號を重ねること百九十六、主として教育に關係した事を記し、家庭の自覺を促し、學事の大要を知らせてゐる。年三回發行。

二　實業夜學會　明治三十九年二月一日より四日市高等小學校長藤原安之助、四日市尋常小學校長橋本喜內の經營が始まりである。本會はこの擧を後援してゐたが、明治四十年二月本會の經營として開設した。大正十一年四月よりは本市の經營に移つて四日市商工補習學校が設立せられたるを以て之を廢した。

三　新聞閱覽所　大正四年四月から市民の爲め新聞閱覽所を市內貳箇所に設けて、一般の閱覽に供してゐる。

四　學事視察　本會員の教育者をして、各地の學事の狀況を視察せしめ、或は講習會に出席せしめて智德の向上に資してゐる。

五　水泳教授　大正八年度より市內小學校の尋常科第五學年以上の男女兒の中、水泳教授を志願する者每年七八百名を集めて、理想的に衞生、体育、訓育の方面から考慮して水泳を實施してゐる。

六　夏期大學の開催　創立以來每年講習會を開催してゐたが、大正十三年八月より本縣教育會と聯合して夏期大學を開設したのを初めとし、爾來年々學界の泰斗を招聘して、政治經濟哲學宗教教育文學等の講習を開いてゐる。

七　講演會の開催　隨時に名士を招聘して、講演會を開いて市民に聽講せしめてゐる。

八　教育功勞者の表彰　本會の會員で教育の爲めに十五年以上及二十五年以上勤續して功績の顯

著な者を表彰してゐる。

九　市史編纂及び印刷　市の依囑を受けて大正十年度から市史編纂の大事業を起し、爾來資料の蒐集に努力し、本年七月中に原稿の完成を告ぐることになり目下印刷中である。

十　展覽會の開催　明治四十四年八月一日より十日間、第一第四兩小學校に於て教育品展覽會を開催した。大正十一年八月五日より二週間高等女學校及び第五小學校に於て文化展覽會を催し、大正十三年八月十一日より二十四日まで第一小學校に於て兒童創作品展覽會を催した。

六　四日市佛教會

大正七年四月の創立である、市長を會長とし、市内寺院の住職及其の推薦に係る人を幹事とし一般の僧侶を會員としてゐる。

講演、印刷物の配布、日曜學校の經營等によつて不斷に民風の敎化、貧民の救濟慰安に努力してゐる。特に大正十年五月より慈光園を設立して盲人敎育を實施し、鍼灸術と普通敎育を施し、不幸な不具者に將來の活路を與へてゐる。目下收容してゐる者は十八名ある。

七　四日市消防組

四日市消防組は、明治二十七年二月勅令第十五號、消防組規則内務省令第一號、消防組規則施行概則及仝年五月三重縣令第四十號消防規則施行細則に法り、同二十八年十二月二十六日三重縣知事の認可を得て組織したものである。其の概要は次の通りである。

一　消防組の人數を二百名とし組頭一名小頭六名消防手百九十三名とする。

二　消防組を六部に分け其區劃と名稱は次の通りである。

四日市消防組第一番組　川原町、末永、濱一色
仝　第二番組　西町、久六町、比丘尼町、堅町、南町、北町
仝　第三番組　中町、境町、八幡町、中新町、四ッ谷新町、南新町
仝　第四番組　下新町、新丁
仝　第五番組　藏町、北納屋町、中納屋町、桶之町、袋町、高砂町、稻葉町、南納屋町
仝　第六番組　濱田、赤堀

三　各組配置人數及擔當並に設備せる器具は次の通り。

喞筒腕用	六	大水桶	小水桶	六四
梯子	六	蔦口	刺又	六	弓張	六二
纏	六	旗	大繩	六	
喇叭	六	消口札	高張	六	
鋸	一二			
釣瓶	一三	斧	三一		

四　器械定置場

第一番組　川原町
第三番組　中町
第五番組　藏町

五　信號の位置

北町　中町　藏町　下新町　川原町　濱田町

爾來時代の趨勢によつて、大正六年十月二日第五番組にガソリン喞筒一臺を加へ、同九年三月更に第四番組第六番組に喞筒を新調し、同十二年にはガソリン喞筒を備付けて其威力を增し、同十五年には自動車一臺を購入じて、其眞價を發揮せしめた。昭和三年末の概要は次の通りである。

一　本市消防組人員を百七十名とし其內譯は

組頭　一名　小頭　六名　消防手　百六十三名

但消防手中　自動車喞筒運轉係　二名　同助手一名　救護係一名を專任とする。

一　消防組を七組に分つ其區分及名稱は左記の通である。

四日市消防組

第一番組　川原町　末永　濱一色　古川　中島
第二番組　西町　久六町　比丘尼町　竪町　南町　北町　上新町
第三番組　中町　境町　八幡町　中新町　四ッ谷新町　南新町
第四番組　濱町　北條町　下新町　新丁
第五番組　藏町　北納屋町　中納屋町　桶之町　袋町　南納屋町　高砂町　稻葉町
第六番組　濱田　赤堀　末廣町
自動車隊　全市

一　消防器具定置場

自動車隊　北町　第一番組　川原町　第二番組　北町
第三番組　中町　第四番組　濱町　第五番組　藏町
第六番組　濱田

一　警鐘臺

川原町　北町　中町　濱町　藏町　南納屋町　濱田

一　組織

小頭　消防手　運轉水運　梯子　鳶口　刺又　大纏　提灯　纏

自動車隊	一二	八	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第一番組	一	二五	八	四	二	七	一	一	一
第二番組	一	二五	八	四	二	七	一	一	一
第三番組	一	二五	八	四	二	七	一	一	一
第四番組	一	二五	八	四	二	七	一	一	一

第五番組	一	二五	八	四
第六番組	一	二五	八	四
合　計	六	一六二	五六	二八

二	七	一	一	一	一	一	一
二	七	一	一	一	一	一	一
二	七	一	一	一	一	一	一
二	四二	六	六	六	六	六	六

組頭一名を置き事務を總理せしむ現組頭三原啓光、外に專任の醫師一名を置く。

八　四日市市町總代會

本會は明治年代の末、福井市長の時に町總代であつた角田忠誠等の發起によつて組織せられたものである。最初は各町五に連絡を圖り、市行政の事務の打合せを行ひ、市の發展に貢獻することを主眼として、時々會合を行つたのである。爾來數次會則の改正を施し現在に及んでゐる。

本會は四日市市の各町總代を以て組織し、各町互に氣脈を通じ、公益を增進し、自治の振興と市の發展を企圖することを目的として、毎年一月と七月に總會を開き、又時宜によつて臨時會を開くこととしてゐる。

役員は會長副會長各一名幹事十二名で、會長は一切の會務を總理し、副會長は會長の事故ある時に之を代理し、幹事は會長を補佐して會務を處理する。而して會長と副會長は毎年一月の總會で、會員中より選擧するのである。幹事も亦一月の總會で各團体（共同會、橋北同盟會、同和會、納屋一致會、同盟會、濱田同志會）より二名宛を選出するものである。共に役員の任期は一ヶ年である。

本會の會議は會長が招集して議事の議長となる。臨時會は會長で必要と認めた時と、一團体より開會の要求のある時、又は幹事會で必要であると認めた時に開會する。而も會議は總會員の半數以上の出席を要件とし、議事は出席者半數以上の同意によつて決定する。市長は本會議に出席して意見を述べ、且つ行政事務に關しての打合を行ひ得るのである。

會長は初め角田忠誠之に當り久しく其職にあつたが、大正十四年一月坂部剛之に代り、同十五年下半期井口長右衛門之に任し、昭和四年一月松島寅吉の就職を見、今日に至つた。本會は自治の振興に貢獻する所少くなかつたが、中にも昭和二年三月除幕式を擧げた稻葉三右衛門の銅像建設は其の著しきものである。

九　自彊會

本會は明治三十八年の頃、時の市長福井銑吉の首唱に係り、市內小學校教員が和衷協同して市教育發展に努めるために、毎學期一回之を市役所に集めて茶話會を催したことが起因である。其後明治四十二年樋口兼吉、辻信吾、松田一海の發起により、戊申詔書御下賜記念として市內小學校職員を以て會を組織することを企畫し、市長の同意を經て、明治四十二年四月十三日に發會したのが自彊會である。

本會は本市の小學校教員を以て組織し、會員の修養と相互の親睦を圖るを目的とし、戊申詔書の御下賜を記念するがために毎月十三日に例會を開いて居る。事業の重なものは學事視察の報告、各種事業の見學、名士の講話、各自の意見の發表幷娛樂等である。會長は幹事の推擧で幹事は各小學校の首席訓導で會務を掌つて居る。會長は第一尋常高等小學校長奥川大徹、現在會員の數は百四拾五人である。

一〇　四日市市衛生會

明治三十三年四月從來設置した衛生組合を廢止して、四日市市衛生會を創立した。會費は年額五拾錢を徵收し、以て諸種の衛生方面に活動し、相當の實績を示して現時に至つた。時勢の進歩に伴ひ大正十五年三月に會則を修正した。

會員を分けて名譽會員特別會員と通常會員の三種とし、名譽會員は本會に功勞ある者又は學術名望を有し、本會に稗益ありと認める者で會長に於て候補者を選び、評議員會の決議を經て推薦した者、及び一時金百圓以上を出金する者である。特別會員は一時金貳拾圓以上出金する者、通常會員は一時金七圓又は年額金五拾錢を出金する者である。

其後種々の事情のために、未だ改正會則に依る會員募集に着手せず、從來の會員を以て持續しつゝある。現在會員六百五十名を有して居る。

一一　四日市市醫師會

四日市市醫師會は明治十二年三月創立した精勤社を起原とする。其頃十四名の社員が毎月三日十五日の午後會合して社則の遂行に努めた。精勤社則に示す所は左の通りである。

方今の世上有職の君子より下藝園の諸士に至るまで、各其業を修め、日礪月淬せざるは莫し。況んや吾輩の業たる生靈の命運を一匙の下に決す。豈に焦思苦慮せさるべけんや。茲に會同の日を設け、以て今日目擊する所の病候を討論し、金石の能を驗し、動植の功を按じ、傍ら問題を前會に設け、各赤心を吐露し、其論の當非を議せんとす。蓋又微志の聊天帝に報する所以也。

同廿五年四月、四日市醫會と改稱し、四日市在住の開業醫を以て組織した。本會は同業者の協和親睦を主とし、業務に關する萬般の事項を討議し、益我醫業の隆盛を計るを目的とした。之が實現を圖るため通常會と臨時會とを設け、會員の互選による幹事二名を置いて本會一切の事務を處理した。同三十年七月市制實施以來人口遂年增加し、市勢著しく發展するに伴ひ、本會も亦進展を遂げた。

大正九年醫師會令に依りて四日市市醫師會を設立し、醫事衞生の改良發達を圖るを以て目的とした。四日市市を區域とし醫師法第九條第二項の醫師を會員と定めた。役員には會務を總理する會長一名、會長を補佐する副會長一名庶務及會計を分掌する理事二名、幷役員會に出席し會務執行の狀況を監査する評議員三名を置き、法令に依り設立した縣醫師會總會及役員會の三種とし、定時總會は每年三月會長之を招集し、臨時總會は役員會の議決に依り會長之を招集し、役員會は役員を以て組織し、會長の意見又は役員三人以上の請求に依り會長之を招集する制度とした。會員は本會の經費として會費年額金七圓を納入し、又會員で法令會則若は議決に違反し、公益を害する行爲の者には制裁することを規定した。尙別に四日市市醫師會議事細則と、四日市市醫師會處務規程を定めて會務遂行の指針とした。現在會員三十九名。現在役員左の通りである。

會長　鈴木善策
理事　臼井康　八木信行
副會長　五井徹

一二　三重縣斯民會四日市部會

本會は明治四十二年十月、三重縣斯民會規則に基いて設置し、事務所を四日市市役所内に置いた。本會の事業は、左記縣斯民會規則第一條乃至第四條の各項目に準據して行ふのである。

第一條　本會は教育勅語戊申詔書の御趣旨を遵奉して精神訓育を奬め廣く道德經濟の調和地方自治の作興教育産業の發達其他一般地方の改良を期するを以て目的とす。

第二條　本會員は宗教の如何を問はず職業の異同に論なく一に地方改良の精神を以て共同助力し本會の目的を達することを期すべし。

第三條　本會員は左の個條を以て規範と爲すべし。

一　忠君愛國の思想を涵養し公共心の作興を圖ること

二　誠實を以て本と爲し勤勉事に當りて能く分度を守り公益の爲めに盡力すること

三　協同一致を以て公私の事に當り立德致富の實を擧げて相互に克く助成救濟を爲すこと

四　自治の改良民風の改善に盡力すること

第四條　本會に於て遂行すべき事業の概目左の如し。

一　地方公共團体と聯絡を取り團体の事業を幇助し庶般地方改良の方法を講ずること

二　善行良風を勸奬して公共の事に盡力する者一意專心其の業務に精勵する者其の他善行者篤志者の類を旌表すること

三　公益慈善の事業を援助すること

四　講話會に依りて社會教育の作興を圖ること

五　道德經濟自治民政教育産業に關する事項を研究し若は之に關し實行を期すること

六　各項の外衛生其他本會の目的を達するために必要を認むる事項

本市の部會は市の住民で丁年以上の男女子を會員とし、役員には部會長に市長を、副會長に警察署長、市助役及市會議長とを充て、幹事は市參事會員、評議員は總會で推薦することに定めてある。創立以來旌表した善行者を左に列擧する。

三重縣斯民會表彰者

氏名	表彰事項	表彰年月
小川宗三郎	忠僕	明治四十三年十月
寺岡かね	節婦	大正三年十月

四日市市部會表彰者

氏名	表彰事項	表彰年月
堀木忠良	公共盡力	大正二年二月
森本市藏	模範總代	同
小林信一	模範職工	同
服部常吉	忠僕	大正四年四月
廣方由松	同	同
伊藤宗吉	模範總代	大正二年二月
佐藤文四郎	模範職工	同
小津長藏	忠僕	同
梅津元吉	同	同
味岡格太郎	公共盡力	同

水谷五郎九　模範議員　大正十一年八月
相澤茂三郎　忠僕　同
榊原榮太郎　忠僕　同

一三　四日市市聯合青年團

大正十三年二月既設青年會十二の團体を糾合して聯合青年團を組織し、市長を團長に推薦した。其後新に設立した青年會四箇團体を加へ、現在十六團体、團員數は八百六十七名に及んで居る。現在團長は戸野周二郎である。本團の事業は運動會、雄辯會、敬老會其他各種の奉仕事業である。

一四　四日市市女子青年團

昭和三年七月の創立に係り、女子青年の智德を涵養し、身体を練磨し、團体的統制に馴致せしめ、健全な國民、善良な主婦の素養を得しむる目的で創設された。

現會員は八百二十六名で、市内小學校の學區を單位とし八支團に分けて講習會、見學旅行、奉仕作業、修養會、講演會を開催して各自の修養に資してゐる。團長は四日市市長戸野周二郎である。

一五　少年團四日市聯盟

南町少年團、第一少年團、竪町少年會、西町少年會、八幡町少年會稻葉町少年會、東中町少年會の七團体がある。會員は六百二十人で運動會、遠足、神社參拜、會員表彰、お伽會其他奉仕作業等を行ふてゐる。

一六　日本赤十字社四日市市委員部

明治三十年八月市制施行の際、三重郡より分離して、本市の委員部を設置した。現在委員長は戸野周二郎。最近の會員數は左記である。

	佩有功章	特別社員	正社員	合　計
明治四十年	〇	一四	九〇〇	九一四
大正元年	一	一八	一一一六	一一三五
同六年	〇	一七	一二二三	一二四〇
同十一年	一	三〇	一二二六	一二五七
昭和二年	二	三二	一九四四	一九七八
同三年	四	四四	二一六九	二二一七

一七　愛國婦人會四日市市幹事部

明治三十年八月市制施行と共に三重郡より分離して、本市の幹事部を設置した。現在幹事長は戸野みちゑ。最近の會員數は左記である。

	佩有功章	特別社員	通常社員	合　計
明治四十年	……	三九	二二六	二六五

大正元年	……	四一	四一六	四五七	
同六年	……	四七	四八三	五三〇	
同十一年	……	一五四	五六九	七二三	
昭和二年	……	一九七	一〇二二	一二二〇	
同三年	四六	一五一	一一八五	一三八二	

一八　日本海員掖濟會四日市支部

明治三十年八月市制施行と共に三重郡より分離して當市の幹事部を設置した。現在幹事長は戸野周二郎で最近貳拾箇年間の會員數は左記の通である。

	佩有功章		特別社員		通常社員		合　計	
明治四十年	○	四	四一	四	四七六	四	五一七	四
大正元年	一	四	四二	四	六三四	四	六七六	四
同六年	一	四	四二	四	六七五	四	七一八	四
同十一年	一	四	四一	四	一〇八五	四	一一二七	四
昭和二年	○	四	四一	四	九一六	四	九五七	四
同三年	○	四	四一	四	九一六	四	九五七	四

一九　海員掖濟會三重支部四日市海員寄宿所

本所は明治四十一年三月一日當市稻葉町に創立したもので、主として船舶乘込員及家族の寄宿幷療養を事業とし、旁ら四日市市に於ける公共の事業と陸上會員の利用に便してゐる。同四十二年以來全國暴風雨警報信號事務取扱を囑託せられ、大正十二年二月一日より船員職業紹介所を併置せられ、無料で船員の職業紹介事務を開始した。昭和二年以降春秋兩期に小形船舶の職員養成を計畫し、其第一回を甲板部とし、同年二月十日より開始し、四月九日に終了した。

二〇　帝國水難救濟會三重支部四日市救難所

當所は帝國水難救濟會の目的とする日本帝國沿岸に於ける人命財産の遭難を救助するために、大正八年四月四日を以て四日市警察署內に創設せられたものである。

所長は四日市警察署長で職員は左記の通りである。

所長	一名	救助長	一名	組長	二名
副組長	二名	看守長	一名	看手	四名
船長	一名	機關士	四名	救護守	十四名

所屬救命艇　諏訪丸は大正十五年七月六日進水したもので十七噸で八節の速力を有してゐる。

二一　萬古陶磁器同業組合

明治十九年萬古燒關係者は萬古商工組なるものを組織してゐたが同三十九年同業組合法に依り四日市市及三重郡に於ける萬古陶磁器製造業者及販賣業者を以て本組合を組織し、今日に至つたのである。組合長は川村又助、森欽太郎相繼ぎ現今宮田小右衛門である。現在組合員は二百二十一名である。左に昭和二年六月改正認可の萬古陶磁器同業組合の定款により其大要を記すこととする。

一　當組合は萬古陶磁器同業組合と稱して四日市市南川原町に事務所を設置し、萬古陶磁器の製造業者及販賣業者を以て組織してゐる。但し單に生地又は描畫のみを職として窯燒を爲さぬ者は製造業者と看做さぬ。當組合の地區は三重郡桑名郡及四日市市一圓とする。

二　當組合は組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し、共利益を增進するがため、左記の目的を達することを期してゐるのである。

1　不正品の製造を防止し、燒上良否の區分を明かならしめる爲めに製品の檢査を行ふ。

2　需要供給の平衡を圖る。

3　新規の考案を奬勵保護する。

4　生地職描畫職を保護養成する。

5　生地職描畫職に對する取扱方を一定ならしめる。

6　當業者相互間の圓滑を期する。

7　其他萬古陶磁器の信用を保持增進し改良發達を圖る。

三　當組合の業務

1　製造及製品の視察をなす。

2　荷造方法を務めて一定し組合發行の荷札を貼付せしめる。

3　需要供給の度を斟酌し必要に應じて製造額に制限を立てる。

4　考案者を保護して專製の權利を與へる。

5　功勞者優待の途を立てる。

6　生地職及描畫職の徒弟養成に關し保護を與へる。

7　組合員と生地職又は描畫職との關係を圓滑ならしめるため其多數の同意を得て、相互間の規定を設け保證の途を立てる。

8　組合員をして時々集合して親睦を謀り、紛議を未萠に防止せしめる。

9　組合員取引先に損害を被らしめた時は組合で匡正の手段を講ずる。

10　組合員たると否とを問はず代金不拂其他不都合の所爲のあつた時は取引停止等の方法を設ける。

11　本組合の定款を確實にならしめる爲め組合員に對し相當の制裁を加へる。

12　時々品評會及講話會等を催す。

13　右の外信用も保持し改良進歩を圖る方法を講究して之を實踐する。

四　役員機關

組　長　壹名、副組長　貳名、評議員　七名、評議會、組合會、

五　製品檢査の標準

合格品

一等　形狀色澤燒成完全なもの。

二等　形狀燒成完全でも色澤稍劣るもの。

三等　形狀完全でも色澤燒成共に稍劣れるもの。

不合格品

前項の等級に適合せぬもの。

六　經費と徵收

証票料　荷造貼付の証票一箇に付金貳錢以內。

開窯割　窯壹基に付一ヶ月金壹圓以內。

等級割　組合員一人に付月額金貳拾錢乃至金貳拾圓以內とし二十五等に區分した。

二二　商業關係組合

生存競爭の激烈になるに從ひ、何れの時代にも同業敵視を爲し易いものである。この弊害を避くる

がため同業一致結合して能く氣脈を通じ、商工業の發達を期するために組合を組織してゐる。本市内で同業組合法の規程に依る組合は四日市米穀問屋業組合、萬古陶磁器同業組合がある。同業組合法に依らず單に組合として相互連絡して業務に從事するものは多い。重なるものは、左記の通りである。

組合名稱	組合員數	事務所位置
四日市米穀問屋業組合	三〇	濱町
萬古陶磁器同業組合	二二一	川原町
四日市茶業組合	四五	藏町
四日市肥料商組合	二二	同上
四日市米穀商組合	七四	橋南
四日市薪炭商組合	九	西町
四日市履物商組合	四二	堅町
三泗養鷄組合	六四	新濱町
四日市商工會	七三五	濱町
四日市小間物化粧品組合	一八	同上
四日市藥業組合	二三	新丁
四日市飲食店組合	七三	堅町
四日市海運業組合	四五	稻葉町
四日市吳服商賣出組合	二二	新丁
四日市洋服商組合	一七	南町
四日市洋物商組合	二三	同上
四日市時計商組合	一六	中町
四日市醬油商組合	四七	新丁
四日市酒商組合	五七	北町
四日市自轉車商組合	四六	中町
四日市菓子商組合	二四	上新町
四日市菓子卸商組合	一四	水車町
四日市パン商組合	九	沖ノ島
四日市砂糖商組合	九	西町
四日市紙商組合	一三	新田
四日市疊商組合	一五	南町
四日市練張業組合	七	同上
四日市染物業組合	二四	中町
四日市材木商組合	二三	高砂町
三重石炭協會	二一	高砂町
四日市宿屋組合	五四	北町
四日市料理業組合	五四	同上
四日市清涼飲料水製造販賣組合	二四	川原町
同共同販賣組合	三	同上
四日市銀行組合	六	濱町
四日市醬油業組合	一一	末廣町
泗三請負業組合	三五	高砂町
四日市印刷業組合	一三	四ツ谷

二三　産業組合

一有限責任四日市信用購買組合

當組合は大正八年十二月二十六日の創立で、其頃は有限責任四日市協會と稱したが、同十三年四月十一日に現在の名稱に改めた。同十三年八月市内沖之島に事務所を新築して、組合員に資金の貸與日用品の販賣並に組合員の貯金を取扱つてゐる。創立以來の成績は左の通である。

年次	組合員數	出資口數	賣却代金
大正九年	四六五	四七二	八七、〇八〇、一一〇
同十年	五二七	五五八	一〇九、〇六五、二〇
同十一年	五八七	九八四	一〇五、一〇八、五九
同十二年	六四〇	一、一四四	一〇八、五七五、四〇
同十三年	七一五	一、二一四	一一五、七四〇、六六

同　十四年	七二〇	一、一九八	一二、七七六、二五
同　十五年	七一二	一、一七四	八〇、五五六、二一
昭和二年	六九八	一、一三二	六六、〇八八、〇〇

（備考）出資金額は壹口金拾圓の割合である。

二　住宅組合

有限責任四日市住宅組合	戸數	二五	大正十一年三月設立許可	
有限責任四日市第二住宅組合	戸數	二一	大正十四年八月設立許可	
有限責任末永住宅組合	戸數	一〇	大正十二年三月設立許可	
保證責任十三住宅利用組合	戸數	一四	大正十五年三月設立許可	

第十三　人物編

第一章　政治家

田原美作守忠秀

田原家は藤原鎌足八世の孫俵藤太秀郷の末裔である。秀郷十一世の孫に田原又太郎忠綱と言ふ者があつた。その従弟を景綱と言ふて、信濃國に移り、佐野小次郎と稱した。景綱より八世の孫、田原孫太郎景信は、上野國赤堀の庄より伊勢國栗原（常磐村大字赤堀）に移り、赤堀肥前守と稱した。景信に三子があつた。長子景宗は羽津に、次子季宗は赤堀に、末子忠秀は濱田に據つた。

忠秀は田原美作守忠秀のことで、四日市繁榮の開拓者である。彼が濱田に築城したのは現在の江田神社の地で、文明二年（一四七〇）の頃であつた。彼は家臣千種、丹羽、堀木、味岡、生川等を城下附近に居住せしめて濱田の基を成した。又隣村四日市も彼の城代家老の伊達を始め、黒田、中島、堀木等を中堅とし、諸方の移住者と共に一村落を創めた。これは約四百五十年昔のことである。

忠秀の子藤綱、孫元綱相續いて北勢に覇を唱へ、其勢四隣に榮えたが、天正三年（一五七五）六月織田信長の將瀧川一益の大兵に攻圍せられ、元綱は勇戰奮闘して討死した。これは人口に膾炙する濱田合戰であ

る。元綱の子與右衛門重綱は合戰後織田家に仕へ、天正十二年(三四四)小牧の役に信雄の與力となり、美濃加賀野井城主平井駿河守に加勢して戰死を遂げた。

柳澤吉里

吉里は始め安哖(ヤステル)と稱し、次で安貞、後に吉里(ヨシサト)と稱した。柳澤吉保の長男で、嫡母は曾雌茂左衛門盛安の女、實母は家臣の女飯塚氏で、妻は酒井雅樂頭忠擧の女である。

貞享四年(二六八七)丁卯九月三日江戸城の西丸下邸に產れた。元祿十二年巳卯十二月三日從四位下に叙せられ、越前守に任ぜられた。同十四年十一月二十六日柳澤越前守を改めて松平伊勢守と稱した。寶永六年乙丑六月三日父吉保致仕し、吉里家督を嗣ぎ、甲斐國山梨八代巨摩三郡の地を領し、同二十八日伊勢守を甲斐守と改稱した。享保九年甲辰三月十一日大和國郡山十五萬千二百八十八石餘の地に移封せられた。即ち大和河內近江伊勢の諸國に跨り當所は其封內であつた。

吉里は延享二年(三四五)乙丑九月六日武藏國豐ヶ島郡櫻田幸橋の邸に卒した。享年五十九歲、同十一日全郡一谷庄正覺山月桂寺に葬り、法名を乾德院瑞龍全利と名づけた。

柳澤信鴻

信鴻(ノブトキ)は始め義稠(ヨシアツ)、次に信卿(ノブアキ)、次に伊信(コレノブ)、後に信鴻と稱した。嫡母は酒井雅樂頭忠擧の女、實母は家臣の女森氏である。妻は伊達遠江守村年の女であつたが、歿後眞田彈正忠信の弘女を後妻とした。

享保九年甲辰十月晦日大和國添下郡郡山城中に生れ、延享二年乙丑九月六日父吉里卒去、同年十月二十日父の遺領を繼いだ。即ち大和河內近江伊勢の諸國に跨り、當所を合せて十五萬千二百八十八石餘の地であつた。

信鴻は從四位下に叙せられ、美濃守に任ぜられ、兵衛督であつた。寬政四年(二七九二)壬子三月三日駒ヶ籠の別墅で卒した。享年六十九歲、同十六日正覺山月桂寺に葬つた。法名は佛心院無譽祐阿香山と稱した。

柳澤保光

保光は始め安信又は久菊と稱した。母は眞田彈正忠信の女で、妻は松平右京大夫輝高の女である。寶曆三年(一七五三)癸酉四月四日武藏國豐島郡櫻田幸橋の邸に生れた。

安永二年癸巳十月三日父信鴻致仕し、家督を相續し、當所を合せて十五萬千二百八十八石餘の地を領した。後享和元年辛酉十月七日當所を始め伊勢國內の領地を收め、之に代るに大和河內兩國の內で三千石餘の地を賜はつた。

保光は從五位下に叙せられ、造酒正となり、甲斐守に任ぜられ、更に從四位下に叙せられた。文化八年辛未八月五日隱居を請ひ家督を子保泰に與へ、同六日剃髮して堯山と號した。同十四年丁丑正月二十日武州荏原郡芝新堀の別墅に卒した。享年六十五歲、同二月十一日正覺山月桂寺に葬つた。法名止觀心院堯山欽明といふ。

城戸金作

金作名は富恭字は溫卿と稱した。三浦義明の弟杉本太郎義宗の後裔である。父富清は赤石藩に仕へたが、後大和に入り郡山柳澤侯の屬大夫豐原飛彈及び鈴木出雲の家宰となつた。病を得、子元順之を嗣いだ。元順は金作の弟である。

金作は郡山柳澤侯に仕へて功あり、當時郡山藩の食邑であつた四日市の代官に擧げられた。父富清を吏邸に迎へて心を盡して愛養した。累進して明和二年には上士之班に列するに至つた。

金作は人となり忠孝の志厚く謹厚質樸、政を行ふに惠み深かつた。されば人民は異口同音に其の溫厚の德を嘆稱したと言ふ。安永元年（一七七二）癸巳正月十四日逝く。享年五十七、先塋の側に葬つた。

城戸月菴

月菴諱は賢、字は公賢、芙蓉と號した。敬業館主人と月菴老人とは藩侯から賜つた號である。父は忠岸母は吉田氏、延享元年當所四日市に生れた。

幼少の頃から聰敏で博覽令聞の譽が高かつた。安永二年家を嗣ぎ、同九年郡山に移つた。天明元年の冬京邸の吏となり、同六年副小姓となり、翌年大小姓となつて、郡山に還つた。寬政五年春藩侯の命によつて儒臣となり、書院に遷つたのは年五十であつた。藩侯に扈從して始めて江戸に赴き、藩侯及び夫人世嗣に侍講して屢々菱章の時服其他の賞賜が多かつた。

月菴は溫柔謹愼の資で至忠至孝の人であるから終身君寵を失はなかつた。復古の學に研鑽深く、著書に芙蓉先生文集、辨道辨名便覽、學庸解、解又註、帝範臣軌及び開元天寶遺事がある。當所及び郡山の學藝の盛大を致したのは皆月菴薰陶の力である。

月菴又花卉を愛した。嘗て楓木を求め、一行院と名くる一株を愛して晨夕その樹下で諷詠した。家人に「我死せば必ず此木を墓地に移せ」と告げた。寬政十一年（一七九九）己未十一月二十七日卒、年五十六、大和國發志禪院に葬つた。

杉山重水

重水諱は政常、字は子友、重水と號した。當所四日市に生れ、城戸月菴の弟である。郡山藩吏杉山氏の懇請により嗣となつた。

性溫柔にして寬裕、少しも喜慍を聲色に現はさぬ長者であつた。少時から好學の念強く月菴に從ふて修學した。長ずるに及んで物徂徠の學風を慕ひ、之が研究に精進し、發明するところが多かつた。文は秦漢の源流を遡め、詩は唐明の佳境に入つて、其才識は實に非凡であつた。

藩侯に招かれて郡山に移り、儒官に拔擢せられ、厚く寵遇を蒙つた。重水深く之に感激し行を修め、學を勵み、經筵に侍つて典籍の講論に盡した。爾來藩內人士の學業が頗る進展したことは全く重水指導の功果である。文化四年（一八〇七）丁卯冬十月二十日卒す。逝年五十五、發志禪院月菴の墓側に葬つた。

多羅尾氏純

氏純（ウヂイト）は光崇の子で幼名亀万呂後に織之助、久三郎、靱負と更めた。安永七年六月十四日に生れ、文化十一年七月父の後を襲ぎ、近江國信樂代官となり、當所四日市を支配し、同十三年七月將軍家齊に謁した。性明敏、經世の才あり又文藻にも富んでゐた。采地が僻邑で人民が概して頑陋であるのを嘆じて、法令百ケ條を定めて頒布し、依る所を明かにされた。夙に文學武道の不振を患ひ、自知名の師に就いて學藝を精勵し、且學校及び演武場を設けて屬僚家臣の子弟を養成した。殊に國學を專攻して本居大平を師とし古典の考究に力を極め、和歌も萬葉の古調を慕うて櫻舍又櫻齋と號して吟詠が多い。氏純職にあること多年、良吏の名聲揚がり、幕府管轄壹萬石を增し、又江戸に邸地を賜はつた。天保八年（一八三七）六月病に依つて退任し、同十二年六月卒した。享年六十四近江國多羅尾村淨顯寺に葬つた。

多羅尾純門

純門（スミカド）は氏純の庶長子で、享和三年三月十四日に生れた。長ずるに及んで繼嗣となり、文政九年三月より天保八年六月まで父の職を佐け、後父の職を襲いで信樂代官となり當所を支配した。在職數十年、慶應三年六月病に依つて退隱した。其間は幕末で國事多端の上に政務も亦繁劇であつたが能く其の職を盡し、治績擧つたので、前後管轄地の高四萬石を增し、代官中の首席となつた。

和宮內親王降嫁の事に與り、其の勤勞に依り、布衣の格に進んだことは當時の異數であつた。又幕府の西丸造營其他品川砲臺の建築等に對し、能く管內人民を諭して用度の供給に力を盡した。爲めに前後數回賞與を受けた。かくして多羅尾家を繁榮せしむるに大に力があつた。

純門は性文學を好み殊に力を國學に極めて、本居內遠に學び、後に萩原廣道、佐々木弘綱等を聘して賓師とした。又和歌を好み吟詠する所が多かつた。老後は楳賀と號して風流を以て餘生を樂しんだ。明治十一年（一八七八）九月病歿した。享年七十有二歲。

多羅尾光弼

光弼は幼名を銑吉後に織之助と稱す。字は士良、俊齋又は枕齋と號した。純門の養嗣子で、同家の支族津藩家老藤堂數馬光訓の第二子である。光弼は弘化三年（一八四六）十二月二十二日伊勢津丸之內邸で生れ、幼少の頃から俊秀の譽があつた。慶應元年五月宗家に迎へられ、同三年六月多羅尾家を繼承し、信樂代官となり、當所を始め幕領十數萬石を管轄した。

幕末多事の時に當り、府帑窮し、屢々金を管內の富豪に課したるがため民情が騷しかつた。光弼は能く之を鎭撫して管內に事無きを得た。慶應三年十二月戰亂の將に起らんとする兆があつたので、幕府の命により支配所取締の職を奉じ、將軍慶喜に從ふて大阪に居つた。翌年正月幕軍敗れ慶喜が江戸に退いたので多羅尾の邸に歸つた。時に肥後藩士東征先鋒總督橋本少將、柳原侍從の命を奉じて勤王歸順することを勸めた。光弼意を決し、家康の神靈を祭り、時世の變遷と大義名分の已む能はぬことを告げ、更に其狀を幕府に報じ、明治元年正月十一日大津に至つて兩卿に歸順の誠意を表した。兩卿は深く

之を嘉して御領の支配と御東征の御賄用を命じた。其頃政府は用度多端で、兵需さへ辦じ難いので、海江田木梨兩參謀は之を憂ひて懇囑した。光弼は之を快諾して私金若干を出し、王師前進の機を誤らしめなかつた。又惘々とした民心を安堵せしめるために、督府の命を奉じて任地に歸り、管内を鎭めることに努めた。更に屬數名を兩卿に隨從せしめて東海道筋に、甲府に、江戸に御賄御用を勤めしめ、其任務を終へた。

光弼は勤王の功に依つて太夫に列せられ、尙御領を支配したが、其支配地は明治元年四月より同年七月までの間に各府縣へ引渡した。この時當所は亀山城主石川成之、菰野城主土方雄永の假管轄となり、後大津縣の管轄に移つたのである。同年七月十九日大津縣判事に任ぜられ、兩度御東幸の事に與り、勤勞非常であつた。翌年八月その職を免ぜられたるも京師に留ること三年、專ら文武の技を研いた。次で廢藩置縣となるや、朝廷より幕府旗下の陪臣に扶助料下附の恩命があつたが、光弼は朝廷の政費多端を察して之を固辭し、私金を分與して各々自營の途に就かせた。朝廷之を嘉みして賞詞を下された。爾來永世祿九十石を受け多羅尾村に居住し、專ら心身を公共事業に盡した。明治二十七年四月綠綬褒賞を賜ひ、同三十五年九月從五位に叙せられた。光弼体質强健、毎朝早起し輕裝して邸内の畑地を耕し、庭園を灑掃して花木を栽培する等、嗜好に適した餘生を送つた。明治三十八年八月十八日卒去した。享年六十歳。

杉原清九郎

清九郎、諱は佐信、双虎と號す。胸宇豁達、知識朗明、經世濟民の志があつた。近江國信樂役所に出仕し、元締手代となり吏務に精勵し、其名聲四隣に高かつた。多羅尾代官厚く清九郎を信頼し、信樂を佐くの意を以て、佐信の諱を賜つた。

文化三年以來當所四日市陣屋と信樂役所の間を往來して盛に治を圖つた。萬壽新田幷富講事件の審査を始として、治績著しく揚り當所人民は深く清九郎を德とした。功績中特筆すべきは文化七年中町方取締用件を帶びて約五箇月當所に滯在し、民治施政の改革を決行したことである。世に之を文化の大改革と傳へて居る。

文化の改革は庄屋、問屋、年寄を三役とし、地方、宿方、町方の三方に區別し、地方は庄屋之を支配し、宿方は問屋之を支配した。年寄は地方年寄と宿方年寄とに分ち、各問屋と庄屋とを補佐することにした。地方年寄は地租の徴收と堤防、水利、道路、橋梁等の地所に關する一切の事務を司り、問屋と宿方年寄とは往還と人馬の繼立と諸大名の宿泊、通行に係ることを掌つた。尙又町は組を組織し、各組に町代役を置くことに制定した。

「横といへど横から見れば直なれや、直も横から見れば横なり。」とは清九郎の自詠である。文政六年(一八二三)八月歿した。

堀木茹亭

天保十四年(一八四三)八月市内上新町の儒者堀木家に生れた。資性高雅克く父恥堂の感化を體し、少時

土井弊牙の門に遊び、國典漢籍の造詣深く、歸鄉して家業に從ふた。明治六年本市に開設したる英語學校の國語教師となり、同十六年四日市の戸長となり、同二十一年より濱一色外四箇村の戸長を兼ね、同廿二年四月町制實施より同三十年八月市制の施行に至るまで、町長として、町の行政に盡す所あり治績大に揚つた。同年七月職を辭すや、直に縣會議員に擧げられた。

夙に燈臺の必要を感じて政府に之が建設を請願し、有志の喜捨を勸誘し、淨財を集めて之を新築し、開榮橋架設の急を悟り、再び有志を歷訪して寄附を需めて之を竣成した。夙に教育の普及發達を期して小學校の建設に努め、商業學校の創立に力めた。又火葬場の不備を憂ひて之が設置に盡した等在職中の功績は著大である。更に地主會員市會議員市參事會員等の首班に列して、本市の發展の爲め粉骨碎身の勞を致し、公職を辭した後も尙且公共の事に努めた。市民は厚く彼の偉大な貢獻を德とし、市も亦大正二年二月銀盃を贈つて其篤行を表彰した。

老ひて益矍鑠とし、筆硯に親しみ、賦詠を樂しんで悠々と餘生を送つた。大正二年二月歿す。享年七十有一歲。

井島茂作

安政二年(一八五五)八月當所堅町に生れた。家は田原家の家老伊達主水助道玄の末葉で、世々庄屋であつた。性溫順謙讓、少時から國典と漢籍に精通してゐた。

慶應三年庄屋役見習を申付けられ、明治五年度會縣山田國札引替役となり、次で第一大區一小區の書記となつた。同十六年四日市の勸業委員に擧げられ、四日市町聯合會議員となり、又三重縣第二回勸業諮問會員を申付けられ、同二十二年、四日市町會議員に當選した。同十八年には三重朝明郡町村聯合會議員となり、次で三重郡第一高等小學校學事委員となり、後高等小學校組合會議員となり、三重郡四日市町外三ケ村學校組合議員となりて小學校の教育普及に努めた。同二十六年四日市商業會議所議員に當選し、次で會頭に就任し、孜々築港の利用と商勢の活躍を考究して之が實現に盡した。同二十九年町立商業學校組合創立委員となり、有志を勸め商榮講を組織して資源を求め、實業教育の必要を叫び寢食を忘れて漸く之を創設した。是れ現存の縣立四日市商業學校の前身である。同三十年市制實施に際し市參事會員となり、市長代理を勤め、同三十一年十一月御裁可を經て本市の市長に就任し、翌年十月に辭任した。

本市が町制より市制への過渡期に際し市の樞機に參與して、市の進展に貢獻したる功績は至大なものがあつた。大正六年四月本市選出の衆議院議員に當選して大正九年に及んだ。晩年居を東京に移して其の寓居に餘生を樂しんだ。大正十四年四月歿した。享年七十一。

福井銑吉

嘉永六年(一八五三)七月石川縣金澤市に生れた。明治九年地租改正事務局に職を奉じ、後縣屬收稅屬に累進し、同二十九年正八位に敍せられ、司稅官補となり、金澤稅務署長を經て同三十一年四日市稅務署長となり、翌年米澤稅務署長に轉じた。

明治三十二年十月本市市長に選ばれ御裁可を經て就任した。天賦溫雅心事の高潔なことは稀に見るところであつた。在任十有五年實に衆望を一身に集めた。其間四日市高等女學校の創設、高等小學校の設置、第六尋常小學校の新設等教育の普及發達に努め、港灣の修築の前提として本市の四大事業と呼ばれた臨時土木事業（阿瀨知川運河の開鑿、海面の埋立、入江の浚渫、諏訪前道路の改修）を完成し、次で國庫の補助を仰ぎ縣營事業として港灣修築の促進に努め、他方に米國航路を開き歐洲航路を通じ、米國領事館を設置し、海員優待のため海員掖濟會寄宿所を置き、第二期港灣修築の基を企劃した等は、洵に彼の獻身的奮勵の結晶である。

大正三年六月辭任以來閑地に就き風月を友とし、書を愛し自ら揮毫して九鳥と號した。大正四年五月歿す。年六十三。

味岡格太郎

文久二年（一八六二）三月濱田に生れた。父銀平は濱田村の戸長を勤めて治績多く、衆望を一身に集めた篤行者であつた。

資性英明敏活、居常簡素父の遺風を繼承して公共の事に力を彊めた。青年の時三重朝明郡役所に勤め、明治二十八年株式會社四日市米穀外一品取引所の支配人となり理事に進んだ。同三十年縣社諏訪神社の氏子總代に選ばれ、常議員副長となり委員長となつた。同三十四年商業會議所議員に當選し常任議員となり、會計部長となつた。市制實施以來市會議員市參事會員となること十有八年、拮据經營市長を助けて、港灣の浚渫、海面の埋立、運河の擴張、及び諏訪新道の改修の事業を完成し、以て築港工事の端緒を開き、又神社の財產整理に留意し、神饌所を設け境內の風趣を添へ公園の施設に力を盡し、尊崇の誠を致した。海員寄宿所の設置に盡瘁し、日本赤十字社海員掖濟會等の事業を翼贊して、特別社員、特別會員に列せられた。大正四年市は其の偉功を表彰したが、在任中大正五年十一月歿した。享年五十五歲。

水谷五郎九

文久三年（一八六三）五月岐阜縣養老郡笠郷村の伊藤家に生れ、明治十二年本市南町の水谷家を嗣いだ。資性溫厚篤實坦懷、人に接し物に凝滯せず、事に臨んで熟慮し然も果斷に富んだ。

本市の町制時代收入役を勤めたこと數年、明治三十年市制實施の當初より市會議員の職にあること二十有四年、又市參事會員たること二十年、其間克く市政の樞機に參與し智謀の泉と仰がれた。四日市商業學校の移管、四日市高等女學校の設立、小學校の增設を始めとし、明治三十七八年戰役に際し、軍人遺族の救護に力めた。特に本市の生命である港灣の問題四大事業を企劃し、隱忍持久して百難を排し艱難辛苦して完成を期し、更に港灣の修築と之に伴ふ港道の開鑿等市の事業の施設經營の多くは、其の頭腦より出でたことは市民の齊しく感銘する所である。本市は大正十一年二月其の偉大な功績を表彰した。本市の商工業界に對しても貢獻する所多かつた。株式會社四日市銀行北勢電燈株式會社等の重役として其事業の發展に勉め、着々其の業績を擧げた。大正十一年十二月病歿。享年六十一。

第二章　實業家

山中幸章

山中家は山中鹿之助幸盛の末裔である。一族は大阪鴻池村に落ち鴻池氏を稱し、他の一族は山中氏を稱して伊賀上野に寄り、伊勢芝田郷に移り末永に留り、寛永年間山中四郎右衛門有房の代に現在の地へ居住した。

幸章は有房の玄孫、有常の次子である。宇は俊民一に机東と言ふ。幼時より學に志し長ずるに及んで愈聖賢の道を貴び孝心厚く家業に力を竭した。二十有五歳父の病歿に遭ひ、兄幸敏多病の故に幸章家業を相續して傳四郎と稱し、遺業の發展に努め、家運の興隆に盡し、四隣に家名を揚げた。

天明年中一身田專修寺の宮家に召されて宮家自詠の和歌と花器を賜はり、華頂宮家に召されて尊超王自詠の和歌一軸を賜はつた。寛政年中神戸城主本多伊豫守に召され、時服廊上下及毎歳五人扶持を賜はり、享和年中には桑名城主松平下總守に召され、時服廊上下及毎歳米三十六俵を賜はり、文化年中紀伊侯に召され、伊勢香良洲浦の土地開拓の功により、毎歳春紀伊和歌山城に登り慶賀するを許された。文政年中幕府は美濃國横間歳に於て、新田開拓の事を同國笠松陣屋に命ずるや、同志六人と協心努力して土地開發に成功した。將軍之を賞し上方郡松下内匠を以て笠松陣屋に召され銀拾枚を賜はつた。

幸章性謙讓質素身を鯑し世に驕らず正直にして秀慮があつた。人と交るに慈愛と信義とを以てし、家事を執るに節儉を務め足ることを知り能く世と推移した。文政年中桑名城主松平越中守に召され、新田開墾の功に依り將軍家に奏聞して豐崎新開地に高三十石を賜ひ、永く保存すべきことを告げられた。其他天保年中信樂代官多羅尾靱負に召され積年の功績を稱讃せられ、時服を賜ひしを始めとして大夫老臣等よりの賞賜は列擧に遑がない。天保三年(一八三二)壬辰十一月二十九日歿。享年八十歳法名を日玄昭居士と稱した。

稻葉三右衛門

三右衛門は天保八年九月美濃國高須に生れ、後入りて市内中納屋町稻葉家を嗣いだ。明治元年太政官會計局御用掛に任ぜられ、同年轉じて領商方となり、同三年總年寄を命ぜられ、更に貨幣調役兼傳馬所取締役後見を拜命し、同四年戸長となり、同六年船改上取締兼務を命ぜられた。資性濶達にして清廉夙に港灣修築に着限する所あがつた。

文久三年同志田中武右衛門と共に、先づ港口掘鑿の工事を竣へ再三之を修築したが、毎に風浪の災を被り沙洲が堆積して工事は屢々水泡に歸した。明治三年回漕會社の汽船が始めて入港したが、碇泊の困難にて漕運の利が無かつた。三右衛門慨然志を固め自費を以て大規模の工事を企てた。同五年埠頭の新築と溝渠の改鑿の計を成し武右衛門を說いて官の免許を請ひ工事に着手した。業未だ成らずして武右衛門盟を辭し、爾後獨力事に當り邁往奮進計畫の大半を成就した。されど資力漸く乏しくし

て經營困難に陷り焦心苦慮資源を求めたが、費額多くして其成果が豫期し難いために、誰一人として事業を共にする者がなかつた。三右衛門は百計茲に盡きたゞ茫然として爲す所を知らぬ有樣であつた。

會々三重縣令岩村定高大に之を惜み、縣費を以て工事の繼續を企畫し着々と之が進捗を圖つたが、故あつて完成することが出來なかつた。三右衛門は深く遺憾とし、決然工事の必成を期し日夜奔走して資金を調達し、同十三年再び自費を以て殘餘の工事を修めんことを請ひ、同十四年官許を得て三度工事に着手し、同十七年に至つて多年の宿志を達成することが出來た。此工事で築造した埠頭は千二百尺、埋立地は一萬四千餘坪で、前後投じた家資は實に拾數萬圓に及んだ。

惟ふに四日市が今日の繁榮を來たしたのは固より地利の便と時勢の進展とに由るとはいへ、三右衛門が勇往邁進して私財を拋ちて港の開築に貢獻したからである。後年縣で四日市港の修築の工事を起し、國庫も亦之を補助して世界の良港として現在發展を遂げつゝあるのも、其淵源は一に三右衛門の義擧に發したのである。明治二十一年特に藍綬褒賞を賜ひ其功勞を表彰せられ、同三十七年五月市民は厚く三右衛門の恩義を感銘し、銅碑を埠頭に建設して其の事績を傳へた。

明治十年私費を投じて橋梁を架設した功に依り銀杯を下賜せられた。大正三年六月歿す。享年七十八。

昭和二年本市市制滿參拾周年の紀念事業として三右衛門の銅像を昌榮橋畔に建設し、同三年八月之が除幕式を擧げた。

川村又助

天保十四年（一八四三）六月本市西町に生れ、資性朴訥勤王の志厚い商人であつた。

夙に萬古燒陶器業の振興に心を傾け、窯元の請に依り陶器問屋業を開き、製品の販路を各地に開拓した。次で之が製造販賣の業を始め新意匠の考案を奬勵し、海外の事情を調査して我國陶磁器の海外輸出の先驅をなし、製品の共同輸送を計畫して運賃の低減を圖つた。又萬古陶磁器商工組合の創置に竭力し、取締役となり、同業者間の軋轢を一掃し、粗製濫造の弊風を矯正し、鋭意製品の改良と貿易の發展に努め重要物産たるに至らしめた。或は雇員職工等と會社を組織し、自己の經營の全部を移して利害の共通を計つた。ために職員、業に奮勵して社運隆昌に赴き、模範工場と稱せられるに至つた。更に法規に依り萬古陶磁器同業組合を設置し、組長に推され斯業のために盡力した。後老年の故を以て辭任したが名譽顧問に擧げられた。

又助は事業の計畫と事務の處理とに天賦の才を發揮し得たのみではない。陶磁器の造詣深く博覽會共進會等の委員に囑せられたこと數回あり、米國費府を始め各國の萬國博覽會に出品して賞牌を受け、內地に於ける出品と褒賞に至つては優指するに遑が無い。

明治十九年天長節に縣下有位帶勳者德行家等の宴に本縣知事より招待を受け、同三十四年農商務大臣より功勞金を賜はり、同四十一年內務大臣より戊申詔書謹本を下賜せられ、同四十四年報德表彰規程により彰功狀幷金員を賜はり、大正六年官より萬古燒陶器に關する功勞を賞し、銀杯壹個を下賜せられ

た。大正七年十二月逝去した。享年七十有六。

三輪猶作

嘉永三年(一八五〇)六月當所濱田三輪嘉左衛門の長男に生れ。資性豁達で寛容の大度があつた。

明治三十年市制實施當初の市會議員市參事會員として市政の樞機に參與して本市發展の基礎を固めた。同三十六年三月本市選出の衆議院議員となり、次期の改選に再選し、日露戰役前後克く君國に忠誠を致した。

明治二十六年四日市米穀取引所の官許に努め、翌年一月市場を開始して初代理事長となり、後理事として之が繁榮に力めた。又本市を起點とする關西鐵道株式會社の設立に努めて重役となつた。又本市の有力者と協力して金融機關の新設を企て株式會社四日市銀行を創立し、第二次頭取として在職十有餘年業績の向上と、本市の財界に多大の貢獻を爲し、勇退の後も重役として同行の隆運に力を致した。夙に教育の振興を劃し、商家の子弟教養のため商業學校設立の急務を說き、同志を勸誘して商榮講を起し、之を資源として實現せしめた。又巨資を投じ自邸內に圖書館を建て、自彊館と名づけて同好研究者の便宜を圖つた。功成りて身を閑地に於て風月を友とした。大正六年九月歿した。享年六十有八。

伊藤傳七

嘉永五年(一八五二)六月三重郡室山に生れた。幼時傳一郎と稱し、溫厚深沈偉人の事績を傾聽するを樂みとした。家代々農を業としたが、祖父の代に清酒八島の醸造を創めた。父は夙に紡績事業の振興を企て、明治十五年傳七の詳密なる調査に基いて、水力原動の紡績所を川島に起し、翌年多大の前途を殘して永眠した。

傳七は父祖傳來の酒造業を弟傳平に委ね、自先考の遺志を繼いで川島紡績所を拮据經營した。傳七は時勢の進運に伴ひ事業の擴張を計畫し、九鬼紋七に謀り八卷道成を介して澁澤榮一を動かし、本市濱町に三重紡績株式會社を創立し、二階建工場を新築した。事業は着々進歩し社運益隆昌に赴き、製品の需要愈加へ茲に增資して愛知工場を新設し、織布綿糸の紡出に努めた。日露戰後販路擴大し、尾張名古屋の兩紡績會社を合併し、本社を名古屋に移し、更に增資し各所の紡績織布工場を或は合併し或は買收し、大正三年大阪紡績株式會社を併合して東洋紡績株式會社と改稱し、其の副社長となり、大正五年社長に推された。

居を本市高砂町に構へて本市の進展に直接間接多大の貢獻をした。即ち三重雜貨商會を開業して牛莊大豆棉花肥料等の輸入を圖り、綿布綿糸を朝鮮支那に輸出して彼我の雜貨貿易を營み、メリヤス會社を興して內地の需要は勿論海外輸出を計り、四日市倉庫株式會社を設け輸出入品保管の便に供し、特に當港將來の改善を企畫する機關として四日市貿易調査會を私設し、本市の有志を勸誘して三重瓦斯商會を組織して之が取引の敏活を圖り、財政に困窮せる四日市製紙株式會社の重役に推されて、其積弊を一洗して整理を斷行したるを始め、其他鐵工電力倉庫瓦斯琺瑯鐵器等各種事業會社の創立に經營に重役として之が興隆に力めた。又名譽職市參事會員として本市商工業の啓發

盛榮に盡瘁した。

明治四十年十月實業に精勵し衆民の模範たる故を以て、綠綬褒賞を下賜せられ、大正十二年十二月更に飾版壹個を下賜せられた。大正七年貴族院議員に選ばれて一門は彌榮えたが、大正九年後進に途を啓き東洋紡績株式會社の社長を辭して閑地についた。同十三年八月七十三歲を一期として奮闘の歷史を殘して終焉した。官深く生前の功績を賞せられ特に正六位を賜はつた。

八卷道成

安政四年(一五一七)十一月陸前の仙臺に生れた。幼時藩の養賢堂に學んで才名があつた。維新の際一家疲弊し印刷會社に雇はれ生計を助けた。二十二歲東京に出で橫濱に移り米人ヘボン博士の英學校に修學し、傍外人の商業振を熟視して得る所が多かつた。我國商工業の不振は金融の壅塞にありとし、之が疏通を圖つて共發達を致さんと志した。

時に澁澤榮一第一銀行設立の意向あることを聞知し、所見を說き澁澤榮一の容るゝ所となり、同行の事務員となつた。次で淸國實業視察の重大使命を遂げ益々信賴を得た。當四日市が尾濃江伊を控へ、西は阪神に通じ、東は橫濱と海上一日の行程にあつて、物產の豐饒と運輸の便益とは比類無い商業の要地であることを說き、支店の設置を勸め贊意を得て、第一銀行四日市支店を濱町に設立した。これは明治十七年のことである。

其頃の本市は未だ商工業も舊態を脫し得なかつたが、道成は赴任以來常に商工業と銀行との關係を力說し、銀行業務の擴張を圖り、泗水商工會を興し、四日市新報の發刊を援けて本市の發達を促した。又伊藤傳七の川島紡績所が規模狹小のため之が擴張に斡旋盡力し、工場を本市濱町に創設せしめた。現在の東洋紡績株式會社の前身三重紡績株式會社はこれである。共他製紙製油精米共立汽船等の諸會社の創立に際しては斡旋の勞を執つたものである。故に共等の盛衰榮枯は自己の責任として百難を排して共事業の成就を圖つた。

道成は頗る義俠心に富み、世に有益の事業を企て、資金に乏しき者には、必ず之を扶翼して成功をせしめた。市民は深く共德に服し本市商工業の誘掖指導者として敬意を表した。彼は在職數年第一銀行を去つて橫濱に居住したが大正十五年病歿した。享年六十有九歲。

九鬼紋七

慶應二年(一五六六)一月本市中納屋町に生れた。資性溫厚闊達公共的精神に富み頭腦も亦頗る明晰であつた。明治二十四年父の遺業を繼ぎ、肥料石炭等の業を營み四日市製油場を經營した。伊藤傳七の紡績事業に協力し、三重紡績株式會社の取締役となり、東洋紡績株式會社と改稱後も重役として斯業の發達に盡した。各種の事業會社に關係して重役となつた。就中四日市米穀取引所の設立、四日市鐵道の敷設、四日市銀行の創立、日進工業の開業、東海電線の創始等各株式會社の重役又は社長として、拮据經營したることは共重なるもので、本市の商工業界の啓發には多大の貢獻を致した。

明治二十六年本市商業會議所創立以來議員在任三十五年、內會頭在職二十有五年、其間當港の特別輸

出入港の指定幷開港場指定に力を致し、主要産物伊勢米の改良を叫び、産業幷輸出米檢査を促し、又内外の海運業者と交渉を重ね、苦心の結果、内國は勿論歐米諸國の定期航路の寄港を得、米國頗事の本市駐在を實現し、以て當港修築の一大刺戟とした。

是に於て築港事業の大成を期し、私事を放擲し私財を投じ、東西に奔走し市民を率ゐ縣民を動かし、關係當局に陳請を盡し、遂に當港築港の壯擧を實現することに努めた。又伊勢灣口神島の船舶通過報信號所の建設に、海港檢疫所の新設に、臨港鐵道の敷設等に努め、海陸連絡の一大基礎を確立し、交通運輸に至大の便益を與へ、以て當港の名聲も世界に轟かしむることに力めた。

明治二十四年町會議員となり、市制實施と共に名譽職市參事會員に推され、大正五年辭任まで二十有六年間一日の如く市政に參與し、日夜心身を本市の發展に勞し、殆んど全市の盛衰を雙肩に荷ふの觀があつた。市民も亦厚く信頼して本市の重鎭と仰いだ。大正四年三月本市選出の衆議院議員に當選し、翌五年四月國家に盡した功勞を錄せられて勳四等に叙せられ、瑞寶章を下賜せられた。又教育慈善の事業は勿論其他の公共事業を翼贊し、巨萬の私財を喜捨して之が善導と發展とに勤め、表彰を受けたこと は多かつた。大正十四年四月多年の功に依り紺綬褒章を下賜せられ、昭和二年六月紺綬褒賞飾版を下賜せられた。昭和三年春自邸に卒去した。享年六十三。

第三章　文學家

西村馬曹

延享二年當所西村家に生れた。幼名は茂貞字は節甫と言ひ、家業を襲いで庄右衛門と稱し、馬曹は其號である。家は代々四日市驛長と爲り問屋を業としした。

馬曹六世の祖重氏は勝右衛門と稱し、三州西尾城主兵部大輔田中吉政に仕へ、天正十八年小田原の役に從ひ魁衛之功により豐臣秀吉に褒賞せられ、桐花文の酒盞を賜はつた。其盞は今猶同家に傳はつて居る。重氏は後仕途の念を絶つて老後民間に歿した。子重則は居を現在の地に定め四日市驛長となつた。

馬曹は重則の曾孫である。幼少の頃より穎悟、書を岡田挺之に歌を三橋成烈に學び、忠孝の念厚く、頗る學藝の趣味が深かつた。家を嗣ぎ夫馬を點檢し、送往迎來に繁忙を極めた中にも餘閑には俳諧を賦し詩歌を作した。交友亦博く其頃知名の士四日市を過ぐる者は馬曹を訪ひ、諸子百家の論說を講究した。曾て那古浦蜃樓記を作し挿畫したことは東海道名所圖會四日市の條に明かである。其他編著として老伴集等がある。寬政十二年十月歿。享年五十五、法名瑞泉院璞譽自含馬曹居士、市内光運寺に葬る。

那古浦蜃樓記

靜者天地之質也。動者天地之氣也。質者姑不論焉。夫一氣之運動轉旋也。含氣者皆與焉。神仙人靈禽獸鱗蟲有逍遙者有苦勞者有顯見者有隱匿者彼此萬態皆一氣哉。吾鄉四日市驛之爲地也在勢灣北畔門也。南界勢之熊岳北則尾州海嶠也。其間亦數十里有鼇洲及小洲數處點々如盆池設石。然吾鄉所望不能抱取其微而已。春夏之交數月中一日晴霄和氣雲靜風收將雨之前自熊岳至尾之嶠忽爾烟靄霧鬟鬟失海門所在而地如連接靄上有物如雲烟變態或臺閣或門闕前有干旄後有旛路行伍排列森々子々奇觀不可說也。須臾湮滅而山海景象復平常矣。其顯見也發南而移轉而失北。古今不違歲率五七回若二三回或不見焉。不過吾鄉畔數千步。蓋所以爲吾鄉名勝也。土人傳道二所皇大神廟遊幸于尾之熟田神廟也。博物者云勢灣之北畔產蜃也尙矣。蓋以爲其所吐也。嗚呼神靈之遊幸也蜃之吐氣也天理不可窮神慮不可測若夫天地間之一氣運動轉旋爲奇觀爲名勝者非邪秋里生將著東海道中名所圖會求眞所記圖寫是奇勝且題事實以贈亦貞之拙筆端之一氣哉

寛政七年乙卯夏五月

勢州四日市驛廳馬曹西村貞節甫

鈴木李東

天明元年（一七八一）八月當所濱一色鈴木家に生れた。幼名を德次郎字を千房と稱した。後に要藏と改め家を繼いで吉兵衛と稱した。俳號は小草亭李東、一圓齋の別號もある。

家は濱一色の庄屋を勤め、代々清酒大和心の醸造を業とした。資性趣味に富み、茶道は不識齋宗元の門人として名高く亂舞は東海に著名であつた。俳諧は名古屋の朱樹叟士朗の門人で卓池梅間等と共に高足の一人であつた。俳壇では北勢の牛耳を採り、士朗初め其頃著名の俳人との消息の交換をしてゐた。

李東の編著には文化二年出版の士朗等の笠寺紀行の「琵琶園小集」、同七年の「八九間雨柳」等がある。其他上梓せぬものに「小草亭句集」「俳人の稀人」等がある。殊に「俳人の稀人」は寛政十年より亨和二年に至る李東の句會手記で其頃の俳壇を研究する好資料である。交友としては桂五、岳輅、巢兆、竹有、秋擧、道彦、巨人、鷲笠、蒼虬等で全國各地に渉つて居る。天保九年歿した。享年五十八。

俳諧としては

二月のはじめ大和のくにへ行脚しける比いせのくに
三重川の邊りなる李東の家に尻かけて歸路にはかならずと約して出でつ、やよひ四日の日おもひの外とくかへり入ぬ庭のさくらは待つけん今朝咲きたりなどあるじの戲れけるに旅のあはれはてて花のもとに興じあへり。

花に來て百までおどれむら雀　　士朗
霞おしゆく夕ぐれの月　　李東
春深き山家に足を踏込で　　卓地

茶の黒きこそ先づ嬉しけれ　　宗古
芥子一重散つ凉しき曙に　　松兄
みのをひろげる遠方の雨　　白甫
鳥飛んでそこらの動く萱屋寺　　眠五
竹の中みち多き山科　　岳輅
松の火の消ゆるばかりに燃のこり　　古友
俗のひももとけかねてうき　　指霍
ぬす人の宵寢〳〵に戀をして　　李東
花に宿かす露萩の關　　士朗

などが代表で俳句には左の如きものがある。

蝸牛月がさはれば動くなり
若草に水見へ初る入日かな
霞して海の音きく曇か那
木犀の香になく鳥の寢覺哉

伊達氏伴

伊達家は伊達右衛門尉氏友の裔である。氏友は勢州淺香の人、應仁の亂に日野に戰死した。子氏武は延德年中に濱田城主田原家の城代家老となり、芝田鄕蘭倉に居住した。天正十三年四代寬氏の時、現在の地其頃の四日市場に移り氏勝の時より代々庄屋となつた。

氏伴は九代寬茂の子で字は是保、通稱は源三郎、初め茂伴と稱し、後に氏伴と改め、子奐又は筵亭は其號であつた。天資溫雅で慈善の心厚く、殊に文學の趣味が深かつた。寬政五年國學の大家本居宣長の門に入り、廣く和漢の書を學び、師事すること數年であつた。家を嗣いで後も恒に詩歌俳句を嗜み、特に書畫を好んだ。當所を往來する文人墨客は皆氏伴を訪ねた。其頃天下に名聲の高かつた浦上春琴、賴山陽、江馬細香、僧應年、月僊等と親密な交際があつた。

文化十年十二月山陽は春琴と共に氏伴を尋ね、韓天壽の書千字文を閱覽し「題韓大年千文後」の作がある。（第十七編所載）天保二年六月歿、逝年六十八。氏伴の父は寬茂逸十と號し俳句に造詣深く、鈴木李東西村馬曹と時を同じくした。

雨色やぼたん見に行く山法師
ほととぎす鳴や雲をく山家かな
後の月蚊の居ぬ里になりにけり
雲助の炭さけてゆくあらしかな

高尾果亭

果亭は本市濱町の舊家高尾九兵衛の長男に生れた。名は吉、字は士常、通稱を九兵衛と稱した。文化文政の雅人で頗る文學趣味に富んでゐた。村瀨栲亭に師事して和漢の史書を涉獵し、菊地五山、鈴木李東、山中幸章等と交深く、書畫を愛玩して月僊、慈僊と親しみ和歌の造詣もあつた。殊に茶道に堪能にて屢々雲州松江城主松平不昧公治鄕の來訪があつた。

果亭は現在濱町の字高尾浦一帶に邸園を設け、垂阪山の土を移して庭園を築き、中に聖堂と文庫を建てた。聖堂は孔子像を祀り嘗て幕府の儒官古賀精里邸を訪ね像を拜して其精巧の作を稱贊したと傳へる。又文庫は和漢の書を藏し閱古樓と名づけ文化年中賴山陽之が記を作つた。（閱古樓記第十七編に載す）

堀木恥堂

恥堂、諱は介、字は君石、通稱を忠良と言ひ恥堂は別號である。濱田の堀木忠兵衛の季子と生れ、母は山中氏である。幼少の時多病のため專ら習字を嗣ふた。商賣の世業を屑とせず、廿七歲始めて志を決し、醫を原岐山に學んで博く諸家の說を攻め、傷寒藥方に當り、文を齋藤拙堂に學んで深く經史を究め、歌詠詩賦を好んだ。天保十二年八月居を現住地上新町に移した。

資性和毅家人に對して小過を咎むることなく、鄕人に接して譚笑を盡すを恒としたが、一旦爭ふ所あ

れば肩を張り口を喬はせ大いに平常と異なりしといふ。文を驛中の子弟に授くる時、諄々として倦まず、其德を慕ひ業を受くる者、日に益々多く皆其學德に薫化した。書は老ふるに從ひ愈堪能となり拙堂は岐山の支裔と嘆稱した。又畫に耽り所藏物を時々臨摸するを娯とした。

壯年の頃山水に遊ぶを好み、遠く筑紀を極め、近く菰山に在りと唱へた。嘗て數人合作之圖を戲作し、書に篆隷あり、楷草あり、畫に山水あり、花卉あり、各〻別手の描出する如く、印章も亦手刻した。之を觀る者皆其作品の優秀なのを激賞した。恥堂交友多く佐々木弘綱、江馬細香、山中信天翁、野田笛浦等は其最な者である。

明治五年八月病を得て遂に起たず。自ら謚して「臨履知免處士」と稱した。衆議して「文靖齋」の三字を冠らせた。享年六十又五、市内光運寺に葬つた。

林　道永

天保七年四月朝明郡茂福村の證圓寺に生れた。諱は通昌、叱石と號した。六歳の頃四日市新丁の不動寺實聞和尚により得度し、黄檗宗に籍した。安政二年の春黄檗山に登つて表忠禪師に參見し、文久二年の春豊前の小倉に適き、萬犬禪師の鉗鎚を受けて參究すること數年、竟に印可を得た。

明治三年秋禪師の寂に會ひ伊勢に歸り、濱一色天聖院に蓮席し、同十三年春召されて黄檗山に登り寺務を監し、尋いで管長に任ぜられた。時に道永四十三歳であつた。同十九年清國客商の請に應じ、長崎福濟寺に住し、學黌を寺中に設けて宗徒に教授した。同二十一年春清國に航し、諸所の名勝を歷遊して翌年に歸朝した。同二十八年秋再び管長の選に膺り、黄檗山に出世し、幾も無く病を以て歸休し、爾來諸方を遊化し、法を說き經を講じ殆んど虚日が無かつた。晩年には三重郡生桑村聖祐寺に閑居したが、同四十四年二月泊然として逝去した。壽七十六。

資性穎悟、人と爲り溫厚師に事へて純孝、螢雪刻苦した。曾て管長の職に在るや、時勢を斟酌し、施設宜しきに適ひ、闔宗思服した。法を說くに布樓那の辯が有り、輕妙圓活聽者一人として感悟せぬ者はなかつた。又教を弘むるの暇には常に公益を圖つた。昔濱一色は茫漠とした瘠鹵で、原頭に只一つの寺院と十數戸の農家があつたのみ、道路も間々梗塞した。三瀧川の水が洞れる時は徒涉することを得たが、一朝降雨の時は忽ち往來の便を缺き、諸人が痛く困苦した。世運の進歩につれて交通の不便を痛感し、市内經濟上にも影響することの至大であることを想立ち、架橋を發願して、夙夜有志を訪ね、東西に寄附を募つて遂に慈善橋を架した。人皆之を便とし官も亦褒賞して物を賜ふた。

道永又書畫を能くし頗る華僧の風致を具へてゐた。著述としては禪宗在家安心法語、說教階梯、講話錄、原人論講義等數部があつた。

生川鐵忠

三重郡鹽濱村の人、出でゝ諏訪神社社司生川守澄の家を嗣いだ。性數理的方面の才あり、幼より刻苦精勵して和漢の典籍を讀み、特に國史の造詣深く、壯年の頃より神宮教院（宇治山田市に現存の神宮皇學館の前身）に奉職し、累進して塾頭を勤めた。官國幣社の神官中鐵忠の教導を受けた者は頗る多かつた。

縣社諏訪神社社司を拜してより、市民の思想善導に力を致し、式年遷宮を始めとし、社殿の營繕社地の設備に力を盡し、克く氏子の信賴を一身に集めて、神社崇敬の思想を高潮した。餘暇には史籍に親しみ特に考證に審かであつた。

壯年の頃日本武尊、天武天皇の御舊蹟を巡拜して之が考證記を著し、又四日市史を編んで、之が草稿を三重縣廳に納め、更に北勢諸郡の神社史編纂に際し之が校閲の勞を執り、刊行に多大の盡瘁をした。其他自詠の和歌漢詩集少くなかつたが明治三十年春祝融の厄に遭ひ烏有に歸した。大正六年十二月五日逝去享年六十五。

生川應心

應心名は恭、初め鷗心と號し、後に霞溪又は九春と稱した。當所北町の生川清吉の長男である。家は小杉屋と言ひ僅かに商を營んで生計を立てゐた。應心は幼少の頃父母を失ひ、母屋を人に貸して其屬舍に住んだ。

性至つて淡泊、寡慾の質であつた。唯繪畫を學ぶことを樂み俗務を放擲した。家元より豐かならぬに專心描法に努めた爲め、貧困日々に迫つたが少しも意に留めなかつた。其描くところの花鳥漸く世評に上り、技益々進み、遂に神戸侯に召されて若干の俸を受けることになつた。居ること數年生活の安定成り、專心描法に構圖に刻苦研究の結果筆致一段の光彩を博した。天保七、八年致仕し多年の宿望を達するために京都に遊び、南宗の描法を研磨し、技更に長じ、名聲頓に振ふに至つた。

弘化年中病を得て歿した。享年五十有餘。妻翠園應心に配して以來畫法を悟り內助の功も亦大であつた。夫の歿後も猶京都にあつて女流畫家として立つたといふ。

僧　慈僊

慈僊は泉州堺の生れである。黃檗山第二十六代華頂和尙の時、大本山の監寺の職にあつた。後本市新丁不動寺第七代目の住職となつた。和漢の學に通じ、詩に巧にして、畫も亦非凡であつた。最も山水及梅竹蘭菊に長じ、用墨太だ濃く、之を望めば黯然とし、就て之を視れば其皴點抹密緻にして條理があつた。人の之を請ひ、其潤筆の資を問へば、其一張は僅かに一日蔬筍の供を以て足るのみと答へた。人皆其寡慾に敬服した。

賴山陽父子は慈僊に師事し、特に交際親密であつた。其高潔な人格と繪畫の妙筆については、本市中納屋町九鬼家所藏の文化六載夏六月山陽外史賴襄撰幷書の奉送慈僊師序に明かである。文政三年(二八二〇)三月江戸瑞聖寺第二十六代の住職に榮進し、翌年正月示寂した。世壽八十九。

生川月海

月海字は政房、通稱は仁左衛門といひ、寬政、化政の頃の畫人である。當所江田に呱々の聲を揚げた。幼にして穎悟、和歌を好み、又繪畫を愛してゐた。長じて畫を僧月僊に學び、大に得る所があつた。筆勢の雄、描寫の妙、其の長を發揮し、寬政の頃には其名遠近に聞ゆるに至つた。當時當所は郡山藩に屬して

ねたが、時の藩主の松平保光は城内に龍華山永慶寺を再建し、伽藍を飾るべき襖の繪の筆者を物色するに當り、月海は選ばるゝ所となつた。是に於て藩主は管て當所の牧民の職にあつた城戸賢を通じて懇囑する所があつた。月海其の需に應じ熱心染毫に盡した。畫成り、之を以て龍華の襖を飾り、藩主の一覽に供したるに、藩主保光は唐畫のよく及ぶ所にあらずとて激賞せられ、當時の畫人も擧げて其の妙技に感服したと傳へられてゐる。

山本月島

月島は、生川月海と時を同じうした。當所新丁の人であつて、幼少の頃より描畫を樂み、文藝にも長じた。山田の月僊和尚に師事して技を練つたこと數年、化政の頃畫家として其名を顯はした。

生川桂濤

桂濤は本市江田諏訪神社附近に住んだ雅人である。經史の學に通じて、文藝趣味の豐饒な性であつた。殊に繪畫を愛し之が模寫を樂み、生川應心について其技法を研究し、筆意を會得して好んで花鳥を描いた。文政天保の頃桂濤の名北勢に顯はれ、其妙筆は應心を凌駕すること數段であると傳へられて居る。

第十四　史蹟名勝編

一　濱田城趾

濱田宇堀ノ田鵜森神社境内及び其の附近をいふ。田原藤太秀鄕十一世の孫足利又太郎忠綱の甥に當り、景綱といふものあり、信濃國に在りて佐野小次郎と稱したが、其の八世の孫田原孫太郎景信なるもの上野國赤堀ノ庄より、伊勢國栗原（今の三重郡常磐村大字赤堀）に移り、此所に築城せしめた。是れ即ち濱田城であつて時は文明二年である。濱田家（田原忠秀築城以來濱田家を稱す）此に在城すること四代百七年、天正三年六月織田信長の臣瀧川一益のため攻略せられ、三代濱田遠江守元綱は戰死し、其の子與右衛門重綱は逃れて、父の仇を討たうとしたけれども果さず、美濃國加賀野井城で戰死した。今鵜森神社の南方ケンポン梨と稱する小樹のある所は元綱の割腹戰死したる所であるといふ。

二　思案橋

濱町と藏町の間にある長さ三間計の水門をいふ。此水門、往昔は長さ十四間の橋で、思案橋又は勸進橋など稱へ、舟揖共の橋下を往來して、深く新丁不動寺前に至つた。天正十年六月德川家康本能寺の變

を避けて濱松へ赴かうとした時、泉州堺より鹿伏兎を經て當所に來り、日既に黄昏に及んで何所より乘船しようかと思案に暮れた所であると傳ふ。

三掃部塚

諏訪西にあつたが、今天理教中和教會津分教會四日市支教會敷地の一部となつてゐる。此所は天正三年六月濱田落城の際、濱田家の臣中川掃部助が堀木信濃守等と共に力戰苦闘、遂に刀折れ矢盡きて戰死し、其の首を葬つた所であるといふ。大正七年天理教會堂を此所に新築する迄は、二三の古松杉と共に雜草木の繁茂せる曹尚物凄き所であつた。俗説に若し此の境内の草木を折損するときは、忽ち病魔に犯さるべしと稱して、人々の侵入せなかつた所であつたが、今は一本の老松と古杉を形見に遺して宏荘なる天理教會堂に、一大偉彩を添へてゐるのみである。

四鳴磬石

新丁不動寺境内にあり、一名漢々石と稱す。今より百六十餘年前同寺の住職讀經の際、此石を叩きたるに、自ら金磬の音を發したから此の名があるといふ。往古は其の形臥牛の如くであつたから又臥牛石とも稱へたが、曩年其の一部を毀損して今は共の形を認めることはできない。

五龍燈の松

新丁不動寺境内にありて、高四丈餘、幹の周り二丈餘、枝葉十五六間に及び、鬱蒼として千古の色を帶びたる老樹であつて、大正十一年二月内務省より天然紀念物に指定せられた。大正十四年春頃より稍衰色を呈し、種々保存の方法を講じたるも、惜むべし翌十五年九月遂に全く枯死した。是に於て昭和二年二月十五日より仝十七日まで三日間を要して之を伐倒し、該伐株を中央として六角堂を建立した。昭和三年三月十八日其の株上に、不動寺寶物、同寺祖先紹益禪師の念持佛たる弘法大師作の千手觀音を奉安して、永久に保存せらるゝこととなつた。該樹の樹齢は伐採前迄は六百有餘との觀察を下され居たるも、倒伐後其の木理を數ふるに幹の最上部に於て二百七十五を有し目通に於て徑約一尺五寸の穴洞ありて其の周圍の木理二百三十七を有してゐた。是に由りて該樹齢は約三百十餘年を經たるものと推算せられる。

該樹を龍燈の松と稱したのは、往昔同所は四日市湊に瀕んで居た地で、毎夜龍の來りて點燈せしことありとの傳説に依り名づけられたものであるといひ、或は此の松に燈火を揭げて船舶の入港に便したから斯く云ふに至つたのであらうともいふ。世人往々之を駒繋ぎの松と稱へるものがあるも、そは誤りである。（巻頭圖版參照）

六駒繋ぎの松

舊陣屋（今の第一小學校の在る所）玄關前にあつた老松であつて、慶長五年六月徳川家康越後の上杉景勝を討伐しようとして、伏見出發仝月廿日當所通過宿泊の際其の乘馬を繋いだから駒繋ぎの松と稱した

といふ。此の樹不動寺なる龍燈の松よりも遙に老大であつたけれども惜しいかな明治九年十二月廿日伊勢農民暴動に依り舊陣屋建物（當時三重縣支廳及び四日市區裁判所が置かれてあつた）を燒棄せられた際其の火焰のため遂に枯死するに至つた。

七　濱往還一本松

今の藏町郵便局東開榮橋南の位置にあつた。當時は駒繋ぎの松、龍燈の松よりも尙遙に雄大なる老松であつて、漁舟商船入港の目標たるのみならず、夏期乘降船客及び牛馬等の納涼樹として非常に貴重せられ、官憲の保護亦頗る嚴重であつたが、安永元年の大地震以來屢々の高潮のため海水の浸潤を受け、遂に安政四年枯死するに至つた。其の後該位置に代りの松樹植付けられ是亦官憲の保護嚴重であつたが開榮橋架設の際取除かれたのである。

八　霞ケ浦

一に那古の浦と稱す。四日市濱より河藝郡一ノ宮村長太の濱に至る海岸一帶の稱であつて、春夏の交風靜に霞靉くの日山岳城廓忽然として海上に現はれ、南より北に移動すること十數分間にして又忽然として消失するを見る。今の所謂蜃氣樓で、當地方では之を那古の渡りと稱し、伊勢大神宮の熱田神宮へ遊幸せらるゝものと言ひ傳へた。往昔は年に一回若くは二回之を見ることが出來て、東海道名所圖繪、和訓栞等にも記され往時名勝の一に數へられてゐたが、今は殆ど之を見ることが出來ない。

那古の渡

（地誌物産九重雜誌所載）

方俗云四日市海邊を那古の海と稱す。又霞が浦と云ふ。春夏の間晴日の日蜃樓を顯す。里諺に言ふ、大神宮尾張國熱田社に神幸あり、其形鳳輦旗及薦鉾矛等を列れて樓臺宮觀の體相を雲霧の如く海上の空中に現す。漁人往々之を見るに隨て須臾にして雲烟の消ゆる如く滅す。奇觀なりといふ。

九　記念館

諏訪神社境内にあり。もと市内南町なる黒川彦兵衛の所有で、明治元年に二回仝二年及び仝十三年の四度畏くも　明治天皇の行在所に充てさせられ、英照皇太后亦御假泊あらせられ

たる建物にて仝家に於て保存して來たが、市へ寄附の申出あり、大正四年六月此處に移されたものである。（卷頭圖版參照）

午起海岸

一〇　諏訪公園　第三地理編公園の章に詳なり三一五頁參照

三瀧川より海藏川に至る間の海岸にして、砂白く松綠に眺望亦絶佳にして水淺く波靜なるが故に例年夏期遠近よりの海水浴客多く身躰の健康增進に好適地である。

一一　鵜森公園　同上三一六頁參照

一二　午起海岸

第十五　風俗習慣編

當所は其の發達の歷史が商業的色彩を持つてゐる。慶長以來多くは天領で陣屋が置かれてあつたが、それが風俗習慣に及ぼす影響は少かつた。寧ろ驛場として或は渡船場として、東西交通の要衝に當つてゐたことにより、享ける影響は至大なるものがあつた。現在當市に特殊的な風俗習慣を持つてゐないことは是が爲めである。驛場渡船場は旅客の往來繁く、他藩の人に接する機會が多い。從つて一般に進步的で同化性が强かつた。されば因習に捉れることがなく、特殊的な舊習もいつかは普遍的なものになつて今日に至つたのである。かくして當市の現在は建築に於ても、衣服飮食に於ても、將た言語作法等の風習に於ても特殊性に乏しいのである。今左に冠婚葬祭、吉例及年中行事等につき其の大要を記さう。

第一章　冠婚葬祭

第一節　冠禮

冠禮即ち元服式は德川時代には行はれてゐたが、明治四年八月斷髮令が發布せられてから、漸次古風

は廢れ、現在では全く跡を絶つた。聯合青年團へ加盟してゐる町では、滿十四歳の男子はこれに入團し、青年團員として活動することになつてゐるが、未だ青年團を組織してゐない町では、諏訪神社祭禮に練を出す爲めに所謂若衆入をする所もある。若衆入の年齢は町によつて異なつてゐるが、大體滿十四歳以上である。この若衆を俗に前髪と云つてゐる。此の若衆入をするとせぬとは本人の意志であるが、せない者は其の印として酒肴料を出す奇習を有してゐる所もある。

第二節　婚禮

婚禮は人生生活に於て、重要なる問題である。従つて古來愼重に考慮せられ、婚儀を結ぶに先だつて先方の家系、資産、血統、係累、社會的地位及び當人の年齢、性格、容貌、體格、教育、嗜好等を調査し尊屬近親者に議り、或は知友先輩の意見を求め、良緣なりと判斷したる後仲介人を立てゝ求婚の意を通じるのである。先方が肯諾すると日を卜して結納を贈る。普通結納は目錄と五種の物品である。五種とは小袖料、家内喜多留、熨斗、末廣、酒肴料である。他に傘、下駄、指輪、時計を添へる事もある。結納品は入輿前仲人が供をつれて納めるのが普通である。納采式が濟むと愈々黄道吉日を選んで結婚式を擧げるのである。結婚式は從來は入嫁、婿入、別々に行はれたが、近來出合式或は神前結婚式が多くなつた。入嫁、入婿の日は立祝といつて親類を招いて饗應し、媒酌人の迎ひに依つて、道具、新婦、新客（親類）の順で先づ中宿（俗にオチツキともいふ）と稱して、先方の親類、又は知己の家で小憩して、新婦は衣服を變へる。斯くして双方準備が整ふと、媒酌人は先づ道具を送る。（供人に祝宴を供し、祝儀を進める。）次に新婦（又は新夫）を迎へて、三三九度の式が擧げられ、續いて親子の盃が交される。これが終ると新客を迎へてこれと新夫、岳父母間に盃が交され、饗宴に遷るのである。この間新婦は三度衣服を變へ色物を着て式に列することになつてゐる。結婚式は一般に暮夜より深夜に至るのを常としてゐる。最後に納盃式があつて、伊勢音頭を歌つて新客を送つて式が完了するのである。道具及び新婦新夫新客を迎へる時は、入嫁先の親戚、知己、近所の人は提灯を點して迎ひに出る。新婦の時は特に待女郎といつて、女が禮裝して迎へる風があつたが次第に廢れて來た。入嫁、入婿の時に土産物として菓子、果物を投げる風習がある。翌日は親戚知己へ結婚披露として三つ目の强飯に新婦（或は新夫）の名前を紅筆で認めた鹽包を添へて名披露を行ひ、親類へは新婦なれば伯母、新夫なれば伯父等の血族者が伴つて挨拶に出て、土産物を配る。夜は親戚緣者知己を招いて披露の宴を張る。婚禮の日から三日（或は五日）新婦は實家に歸へる。これを三日歸り或は里歸りと云つて、ゐる。この時婿入を兼ね行ふ事もある。歸寧が終ると大抵實母に伴はれて夫家に歸るのである。

第三節　葬儀

葬儀の次第は宗派によつて、其の趣を異にしてゐるが、一般には葬儀の前日、親戚緣者の近隣のものへは、俗稱「しにそうぶれ」と云つて、必ず二人組の者が揃つて訃を傳へ、葬儀の日時、役の有無を知らせる。遺骸は北枕とし、納棺通夜の事がある。納棺に先だつて湯灌と云つて、尊屬が集つて、死者の頭髪を剃り身體を洗ひ潔め收斂する。現在は多く酒精消毒を行ふ様になつた。湯灌酒と言つて冷酒に湯豆腐を肴

として出す習慣になつてゐたが近年これも亦少くなつた。葬儀は自宅燒香、告別式、行列を作つて寺院で燒香するといふ三種がある。行列葬儀には野立と云つて親類知己の女が喪服で葬列に參加することになつてゐる。近親者の喪服は白、遠緣者は色物を用ひてゐる。

出棺に先だつて、酒食を出す、これを非時又は齋と云つてゐる。火葬場にても酒食を出す習慣がある。會葬者に對して會葬御禮として寺院又は火葬場で葉書若くは菓子切手等を出す。遺骨は親戚の人によつて拾はれ、骨袋に收め佛壇に納められる。佛式では「骨つとめ」と云つて讀經をする。夜はごばんといつて通夜をするのが普通である。翌日は寺詣りといつて寺院に參詣し法禮をなし、諸支拂整理をする。初七日迄は白の提灯を吊し、初七日の讀經が濟むと「ぼろさげ」といつて是を墓地に納め納骨式を行ふ。

第四節　祭祀

神式に於ては死亡の日から五日目に五日祭を行ひ、十日目に十日祭を擧げ、後旬日毎に祭つて五十日に至る。尙一年祭後五年毎に祭典を擧げて弔祭する。佛式に於ては死亡の日から七日目を初七日と稱し、爾後七日毎に佛事を行ひ四十九日に至つて忌明と云ひ、始めて精進落をする。香奠返しは一般にこの忌明にする事になつてゐる。尙每月命日は月並といつて僧侶の讀經がある。翌年の相當日を一周忌と云つて法要を營み、爾後三年、七年、十三年、十七年、二十三年、二十七年、三十三年、三十七年等三七の數の年を年忌といつて法會を行ひ、五十年を以つて止む。法要には本膳を作つて親戚を招いて讀經法話があり、緣者知己には年忌志として餅又は饅頭を配る。

第二章　吉例

第一節　着帶、分娩、宮參、誕生祝

姙婦五ヶ月目に吉日（戌の日）を選んで帶の祝を行ふ事は近年少くなつた。出產後六日目にかりや餅なるものを親戚知己に配る。これは姙婦が產褥を出るのを祝ふので、產兒が男子なれば黃と白、女子なれば赤と白の餅を配るのである。七日は七夜と云つて普通名付の式を擧げる。この日助產婦は產兒を湯に入れ、紅で眉をつけ、白粉で化粧して親類一同を招いて祝宴を張り名披露をする。この日迄に親戚知己は產衣を祝ふ。普通產衣は近親者は衣服、遠緣者は反物を贈る。名付の日には產衣を祝つた家に强飯に名前を認めた鹽包を配つて名披露を行ふ。產兒は百十日目に宮參と稱して產土神に參拜し、神樂を納める。この日親戚近所の家へ宮參の土產として饅頭等を贈る。端午桃の節句には相當の祝があり、翌年の誕生日には親近緣故者を招待し、或は配り物をして我が子の第一回の誕生を祝するのである。

第二節　賀壽

男子四十二歲を初老或は厄年と云つて身分相應の祝宴を行ふ。六十一歲を還曆又は本卦還りと云

つて、其の子女は赤色の襦絆、股引、帽子等を贈つて長壽を祝ひ、神社參拜還暦の饗宴が開かれる。七十七歳を喜壽、八十八歳を米壽といつて祝宴が行はれたが、近年これ等の賀壽の祝は少くなつた。

第三節　銀婚式　金婚式

結婚後滿二十五年に銀婚式を、五十年に金婚式を擧げる事は富豪舊家に行はれてゐるに過ぎぬ。當日は神酒洗米を神棚に供へ、近親知友を招いて饗宴を開く。饗宴者は祝意を表する爲めに、高砂の老夫婦或は鶴亀等の相應の贈物又は賀詞を書いた扇子、短冊を贈呈するものもある。

第四節　本復祝

重患又は長病に罹つて全快した時は、病臥中見舞又は慰問を受けた者に對して、赤飯或は風呂敷等を贈つて本復を祝ひ、其の厚情を謝することになつてゐる。

第五節　入營除隊祝

入營に際しては近親緣故者は餞別を送つてこれを祝し、入營者は其等の家に挨拶に出で、特に近親者知己に對しては、盛大な送別會を開く。入營當日は町内全部見送つて其の行を壯んにする。除隊に際しても同樣の迎があり、除隊者の除隊挨拶廻り、除隊記念品の贈呈、並に除隊祝賀の宴が張られるのである。

第三章　年中行事

一月

一日　當日は未明に起床して神社に參拜し、或は神棚に燈明を點じて之を拜し、佛教徒は佛壇に禮拜し、屠蘇酒を酌み、雜煮を祝ひ、田作、數の子、黒豆、牛蒡、蓮根等の重組を食して新玉の年の始めを壽ぐ。官公署諸學校では新年拜賀式を擧行し、市内有志の名刺交換會が行はれる。同會は回禮の煩を除く爲めに會員一同が一堂に會して　天皇陛下の聖壽を祝ぎ、會員名簿の配布によつて賀詞に換へるのであるが、未だ回禮は依然行はれてゐる。産土神、壇那寺に參つて敬神、崇祖の意を表はし、神棚、戸前に注連繩を張り、鏡餅を供へる事は盛に行はれてゐる。只門松を立てる事や、男兒の凧上げ、女兒の羽子搖きの年々減少するのは何となく淋しい感じがする。正月三日間は各戸共簾を揭げ、國旗、獻燈を揭げて祝福し、一般に休業する事になつてゐる。各劇場、興業師の櫓太鼓の音が勇ましく町々に響き、萬歳、太神樂の來るのも正月らしい氣分をそゝるものである。夜は百人一首の歌留多の讀み聲、雙六其他各種の家庭的團欒の笑聲が洩れるのも初春にふさはしい。

二日　從來は初荷といつて店開きをしたが、最近四日になつて一般商店は閑散である。只魚問屋、青物問屋に限つて年酒を出し景氣よく初市を行ふ。劇場、活動常設館の初興行で賑ふ。

三　日　前日に同じ。

四　日　「あひもの」と云つて、鹽魚、乾魚類、干物の初市が行はれ、市内の呉服店は聯合して新年大賣出しを行ふ。恒例の寶箱を以つて客引をするので、大混雜を呈し、男子の買ふ事を禁ずると云ふ有様である。屋號を記した新しい法被を着て、初荷を出すのも威勢がよい。

五　日　呉服商其他一般商店の新年大賣出しが行はれ、新年宴會が行はれる。

消防出初式　一月上旬に四日市警察署管内の消防組の出初式が行はれる。

七　日　七日正月といつて、薄粥の中に丸い小餅と春の七草等の蔬菜を加へて食べる事も一部に行はれてゐる。

十五日　上元と言つて正月の最終日である。この日迄を「松の内」とも「注連の内」とも云ふ。注連繩、門松は撤去せられ正月の裝は除かれる。小豆粥を煮る事も舊習を重んずる家に行はれてゐる。

二十四日　初地藏尊法會が光運寺其他の地藏堂に行はれ、參詣人も非常に多い。

寒念佛　寒の入から寒のあき迄、佛道神道の修業者の寒念佛が行はれ、一般の喜捨も相當にある。

二　月

初　午　本月最初の午の日に、堅町東陽寺に初午會式が執行せられる。

節　分　當夜は家によつては、大豆を炒つて神佛に供へ、人毎に年數に應じて、豆を食ふ風習がある。尚家風によつて此豆を「福は内鬼は外」或は「福は内おに（お荷物の義）は内」と唱へながら戸内に撒くことも行はれてゐる。藝妓娼妓の假裝で相當の賑ひを呈する。

祈年祭　縣社諏訪神社で盛大に行はれ學校生徒兒童も參拜する。

十一日　紀元節で各戸共に國旗を掲げて休業し、各學校に於ては奉賀式が擧行せられる。

三　月

三　日　上巳の節句或は桃の節句と云はれ、優雅な雛祭が行はれる。近年次第に廢れ行く傾向がある。初節句の祝ひ物も町規によつて禁じてゐる町もある。初節句の披露として親族知己に蓬餅を配る事は相當行はれてゐる。

十　日　陸軍記念日である。各學校では講話並に遠足が行はれる。在鄉軍人四日市分會、尚武會主催の祝賀會並に軍事講演會が擧行せられる。

春の彼岸　彼岸には墓の掃除が行はれ、墓前には彼岸團子や新しい花が供へらる。佛壇も同樣にして、祖先の靈を祀る。春季皇靈祭には一般に國旗を掲げて祝意を表はし、市内善光寺には彼岸會式が執行せられて賑かである。

四　月

三　日　神武天皇祭

八　日　釋迦如來降誕會を佛教聯合會主催で行ふ。當日は各佛教團体は團旗を先頭に大象を引き、釋

迦降誕の唱歌を合唱して市内を練り歩き、諏訪公園内で崇嚴な佛式で花祭灌佛會を擧げるのである。
兒女等は寺院で甘茶を貰ひ受け邪氣を拂ふ風習がある。
九日、十日　諏訪神社の境内社稻荷高砂町の稻荷東陽寺の稻荷等市内各所で稻荷祭
が行はれ非常に賑かである。當日厄年といつて男十七、二十五、四十二、六十一歳、女十九、三十三歳に當
るものは厄除けのために稻荷神社に幟を獻じ、或は餅鮮魚油揚等を供へる慣習がある。この前後に
初老還曆古稀及び米壽等の祝宴が行はれる。
二十九日　天長節で全市國旗を掲げ祝意を表して休業し、各學校では天長節の式が擧げらる。諏訪公園
では市役所主催の官民大祝賀會が開かれ、聖壽を祝ぎ、宴會福引餘興が行はれる。
春季清潔法施行　四月下旬市内全般に亘つて、清潔法が施行せられる。

五　月

五　日　端午の節句とも云ふ。初節句の家では團子ちまきを親類緣
者知己に配り、鯉のぼりを立て、武者人形を裝つて、男子の誕生を祝ふ風も次第に廢れて行く。菖蒲、蓬
を軒に挿み、菖蒲湯に入る事は今も行つてゐる。兒童愛護デーで幼兒（滿一年未滿）健康相談所が設け
られて乳兒の健康診斷審査が行はれる。
十四日　光運寺境内の秋葉神社祭が行はれ、植木屋金魚屋其他の屋臺店が出て、參拜者は頗る多い。
二十七日　海軍記念日。陸軍記念日と同樣な事が行はれる。

六　月

十日、十一日　四日市商工會主催で、昭和四年（八月十日）初めて商品祭を擧げ、種々の餘興、商工會加盟店の
大廉賣を行つたが、昭和四年から六月十日十一日に行ふことに決定した。兩日は煙火を打ち揚げ、諏
訪神社で盛大な商品祭典が擧行せられ、市内六團体は夫々趣向を凝らし、餘興作り物等を爲し、煙火を
擧げ、各商店の大賣出し、照明看板展覽會等が催されて祭禮氣分が市内全體に漲るのである。
尙十日は時の記念日で各學校では時の記念日に關する講話があり、正午には東洋紡績四日市工場の
サイレン各寺院の梵鐘が一時に鳴り響いて正時を知らせる。
三十日　盆節季で各商店は得意先へ中元の粗景を呈上する。
中　元　六月十五日を中元といつて、其の前後に中元の贈答が行はれる。

七　月

七　日　七夕祭といつて星祭が行はれる。
九日、十日　諏訪神社の境内神社山津見神社の祭典が執行せられ、各町から「あげ提灯」が獻ぜられ、南町
新田町には作り物生花大會があつて、參拜者踵を接する。
盂蘭盆會　七日から十五日迄を盆といつて、初盆の家へ親類から切籠燈籠又は牡丹燈籠盆提灯を贈り、燈
火を點じて死者の靈を弔ふ。十五日には近親者によつて、墓地或は三瀧川原で燒却して魂送りをす

る。切籠燈籠等を受けると、必ず切籠返しの牡丹餅おはぎを配る。十五日には佛教徒の各戸では寺僧の巡回讀經があり、不動寺では施餓鬼が施行せられる。

十二日　市内各小學校の水泳が開始せられ、午起海濱では海濱聚落の設備成り、海員掖濟會前の海濱には店が出される。

十七日　辨財天祭といつて建福寺内の辨財天の祭禮があり、餘興として北町可祝連の手踊等がある。

二十四日　市内の地藏堂では盛な夏地藏尊法會が勤修せられ、初地藏尊會より參詣者が多い。

二十五日　諏訪神社境内の菅原神社祭が執行せられ、天神さんと云つて參拜者が多い。

土用　土用の入りや土用三郎に餅を食べ、丑の日に鰻を食べる風習がある。丑の日には海水浴場で潮とりする人が非常に多い。

八月

舊十五日　芋名月といつて薄女郎花を立て團子芋を供へて一家月見をする優しい風習が存してゐる。

二十七日　縣社諏訪神社の祭禮は明治四年迄は陰曆七月二十六、七日であつたが明治五年に例祭日を陽曆八月二十七日に改められ、更に明治十二年に九月二十七日に改められた。現今でも八月二十七日を夏祭或は昔の祭日として、各町からも上提灯が獻ぜられ、參拜者も非常に多い。

九月

十五日　濱一色の村社八幡神社、八幡町の無格社八幡神社の祭典が執行せられる。

秋の彼岸　春の彼岸に同じ。

二十六、七日　諏訪神社祭の例祭日で、俗に四日市祭といつてゐる。當日は縣から供進使を遣はされ、且神饌幣帛が獻ぜられる。各町からは恒例の練物が出て、近接町村は勿論遠隔の地からも見物があつて、其の殷賑言語に絶し、車馬の通行は杜絶せられる。祭禮前には各戸自發的に掃除が行はれて清楚な氣分になる。

祭禮當日は戸前に簾を垂れ、軒に獻燈を揭げ、練物の通る町々では、家によつて造り物、生花を以つて飾り祝意を表する。左に祭禮次第、各町練物について記して見る。

祭禮の次第は維新前迄は試樂といつて、二十六日には主として御陣屋前で行はれ、各町の練物は先づ四ツ辻方面に集合して、西町組（組合町は久六町、比丘尼町）北町組（組合町は川原町）南町組（組合町は上新町）竪町組（組合町は魚町、即ち今の竪町横丁）中町組（組合町は東中町、中新町、四ツ谷新町）濱町組（組合町は下新町、新丁、北條町）納屋町組（組合町は藏町、北納屋町、中納屋町、桶之町、袋町、南納屋町）といふ順序で、西町から順次御陣屋前に進み、茲で技を演ずるのを例としてゐた。而して大山車の試樂は居町で爲す事になつてゐたが、新田のみは特に西町四つ辻迄曳き出した。是は北町に對して訪問の禮をする爲めであつた。二十七日の祭典は、先づ新田の大山を江田石橋まで曳き出し、濱田の大山を迎へて共に諏訪神社鳥居前に曳き付け、右に新田、左に濱田といふ位置で花納式を行ふのである。

——◇（四日市祭禮邊物其ノ二）◇——

南　町

北　町

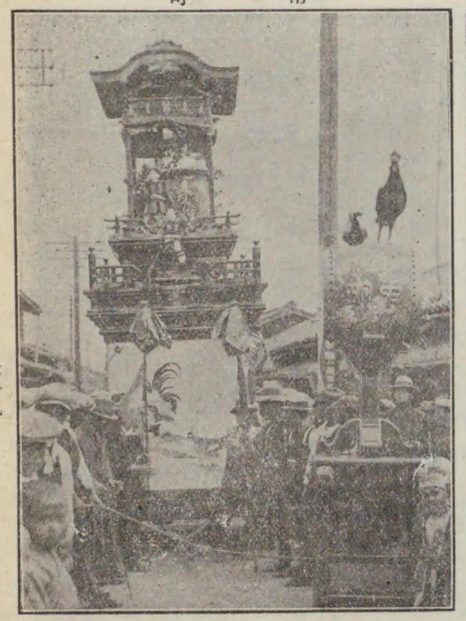

西　中　町

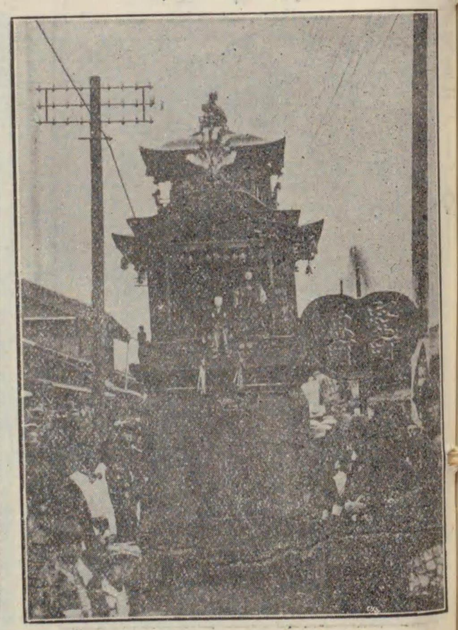

竪　町

——◇（四日市祭禮邊物其ノ一）◇——

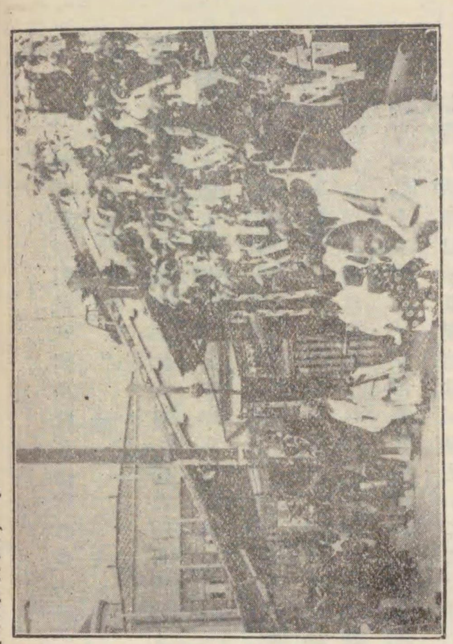

西　町

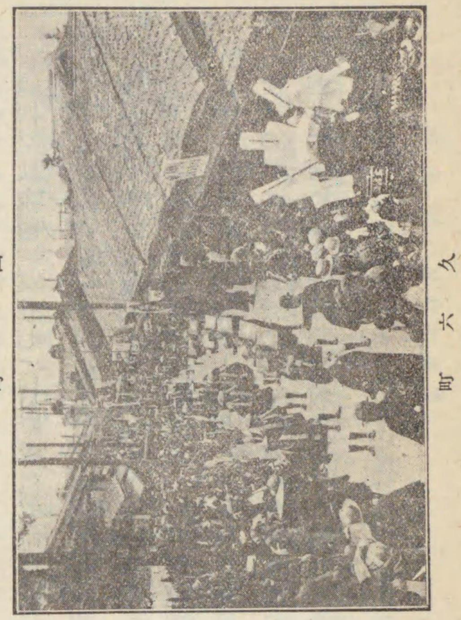

久六町

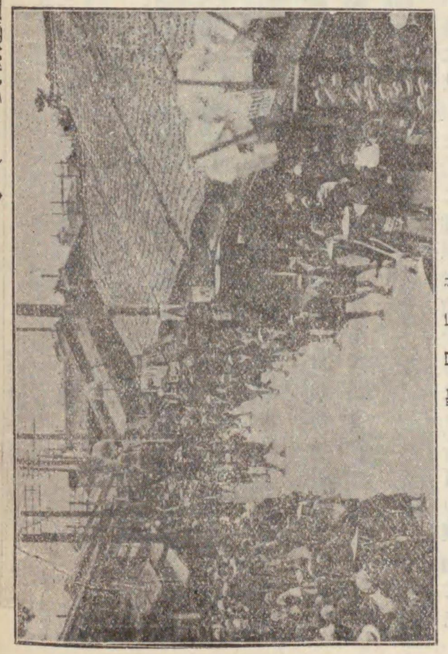

北尼町

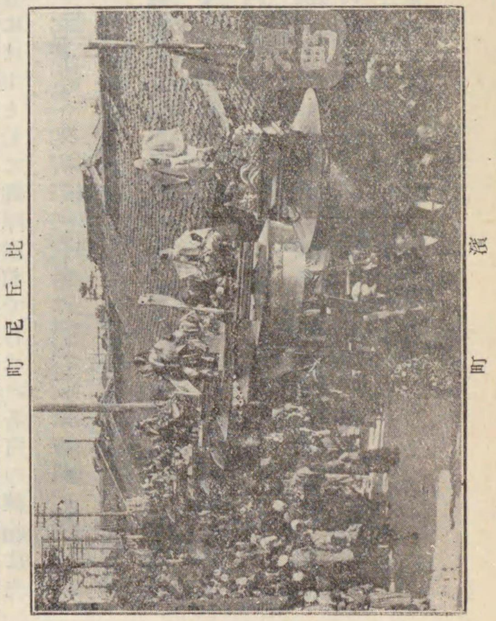

浪町

——◇（四日市祭禮邊物其ノ四）◇——

新　丁

下新町

——◇（四日市祭禮邊物其ノ三）◇——

上新町

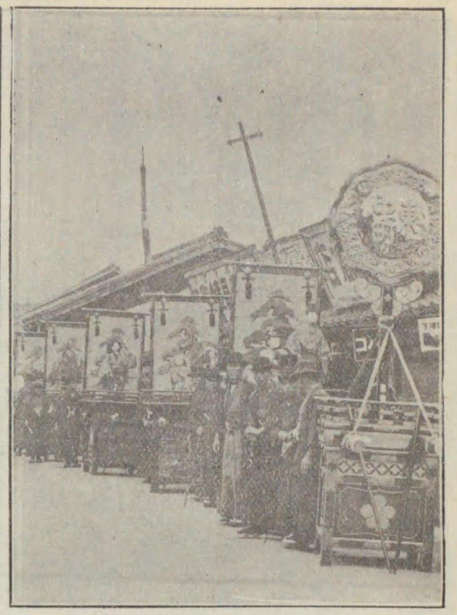

東中町

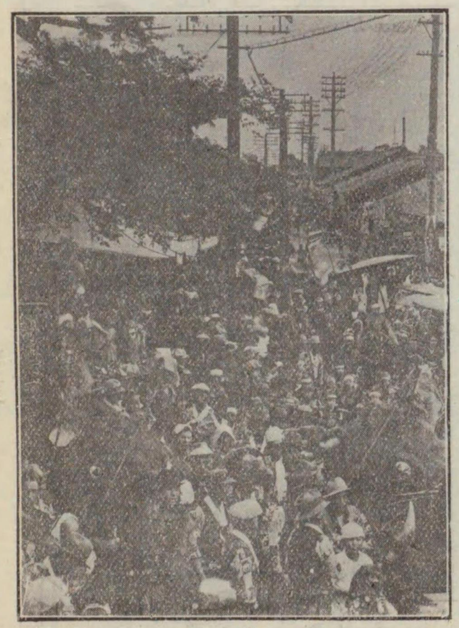

南濱田

江田町

四ツ谷新町

中新町

◇（四日市祭禮邊物其ノ五）◇

北濱田

新田町

藏町

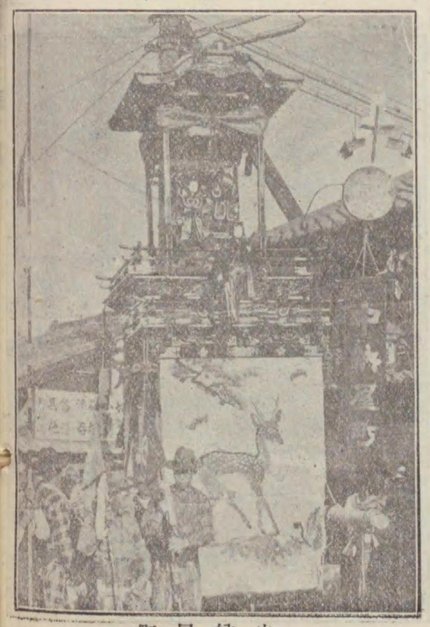

中納屋町

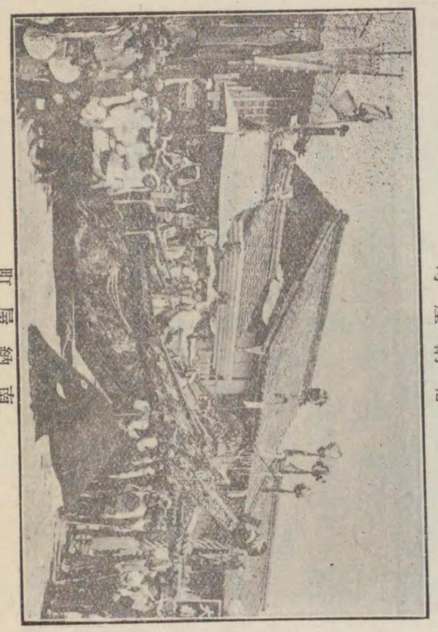

町屋納南

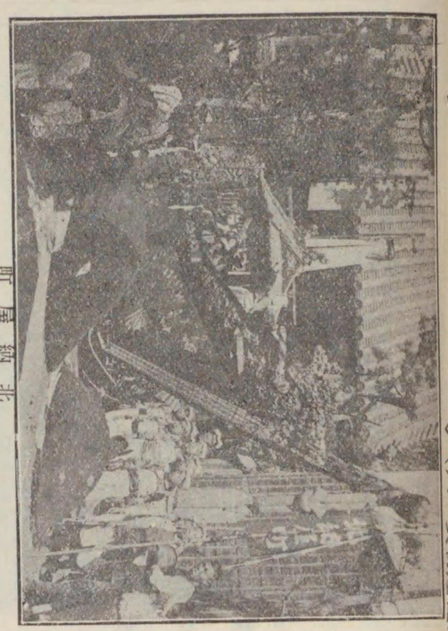

町屋納北

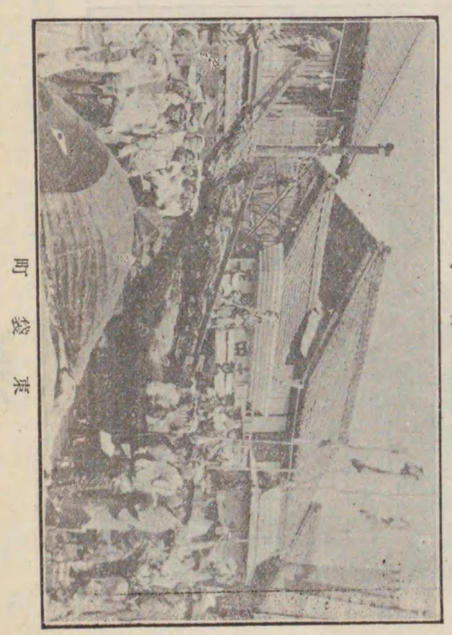

町袋東

町條北

——◇（四日市祭禮遨物其ノ七）◇——

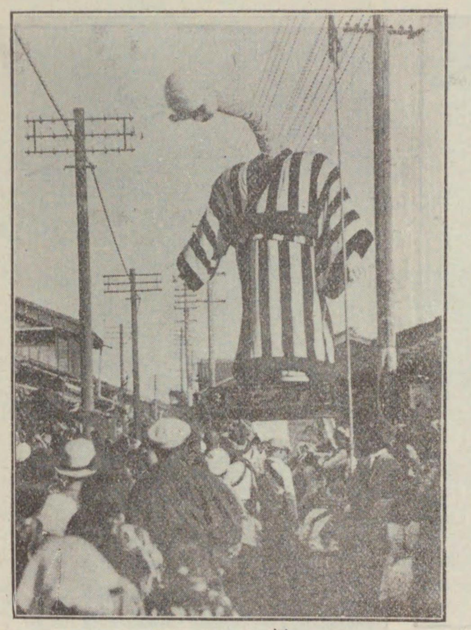

桶ノ町

西袋町

この式は先づ新田が之を行ひ、次に濱田といふ順序で、前乘と稱する係員が、櫻の造花を捧げて社頭に參向し、社頭で神職が之を受取つて本殿の大床に捧げ奉る。是れが畢ると、神酒使といつて、神酒の瓶子を仕丁に持たせて、各大山車に授與するのが例であつた。この様にして獅子舞の式があり、同時に新田、江田、濱田等の練物順に神前にねり込んで演技を行ひ、畢りて便道から歸町し、江田の大山も之に續いて鳥居前から歸村する。次で四日市の練物は、西町の大山を先頭として、南町、上新町、竪町等の練が之に續き、北町の大山が殿となつて諏訪神社に向ふのである。北町、西町、新田の大山が鳥居前に整列すると、花納式獅子舞の式等が行はれるのは皆濱田村と同じである。かくして南町以下の練物は各神前に練り込み、演技を畢つて濱田方面に進み、歸路は北町の大山を先頭として、西町が之に續いて歸町する事になつてゐた。

是より先き、濱田村庄屋並に四日市三役の面々は、御陣屋に出頭し、御出役（當時の出張吏員に對する尊稱）を迎へて倶に社頭に參向し、御出役は拜殿に、三役以下は設けの詰所に詰めて、各警衛の任に當つた。御主役は又領主の代拜をもしたもので、參向の際は領主の定紋ある麻上下を着用し、鳥居前から草履を穿つて代拜の禮をした。右が畢ると自紋の麻上下で警衛の任に當つた。但し場合によつては花納の式が終つた頃に「祭禮の重なる儀式が既にすみたれば餘は適宜に行ふべし。」といつて歸館した事もあつた。この様にして練物が悉く皆通過すると、神職は大麻を御陣屋に納める。是は神事の濟んだ事を上申する爲めで、祭典はこれで終結したのである。

現在の祭禮次第は先づ九月二十五日午後四時頃に、諏訪神社社頭で、西町の獅子が舞ふ。それが

濟むと御分靈を神輿に御還し申して、西町の役員全部が警固して輿丁によつて社頭から石橋、鳥居を通つて、新田、南町を經て辻を西に西町に渡御せられるのである。さうして西町の御分靈安置所に安置し奉ると、神官が神饌を供へ祝詞を奏上して奉拜し、式を終る。二十五日には練物は組合町内及び自町をねるだけである。

翌二十六日は町練といつて、各町の練受所及所望によつて演技をする事になつてゐる。それが終つた頃に西町の御分靈を奉還し給ふのである。順路行列は渡御の時と同樣である。渡御が畢ると神官が奏樂裡に神殿に御納め申上げ、式を了り、次で納屋組、同盟組の二團体の年番が拜殿で神樂を納める。明くれば二十七日、この日は祭禮中最も崇嚴な式典が執行せられる。其の式次は次の通りである。

一　午前八時社司以下祓ヲ修ス
二　八時三十分供進使以下修祓畢テ拜殿ニ着座
三　開扉　奏樂
四　供進　奏樂
五　祝詞奉上
六　御幣物ヲ上ル
七　供進使祝詞奏上
八　拜禮
一　供進使玉串ヲ献テ拜禮
二　隨員拜禮
三　社司玉串ヲ献テ拜禮
四　社掌拜禮
五　氏子總代代表者玉串ヲ献テ拜禮
六　同總代及參列者拜禮
九　撤饌　奏樂
十　閉扉　奏樂
畢テ退散

右の式中に神事として、西町、濱田、北町、新田の獅子が大山車の上で舞ふのが普通であるが、大山車は現在では飾る時と然らざる場合とあるから鳥居前で舞ふ事になつてゐる。それが濟むと、神酒使といつて仕丁が神酒を瓶子に入れて各大山車に獻ずると、新田、濱田、江田、西町、北町の順序で造花の櫻花を社頭に捧げ、神官がこれを納めて花納式が畢る。これと同時に各町の練が西町を先頭にして社頭に練込み、社頭で演技をして便道から歸路につき、午後五時過全く演技が終る。午後七時から共同會（橋北も含む）同和會、濱田の三團体の役員の神樂納めがあつて、全く祭禮が終るのである。練物は豫定が濟む迄は練り歩き、各町の練物が全部歸町するのは午後十一時過である。歸途は歸り山車といつて練物の飾りを變へるのでこれを見る見物人は時の立つのも忘れて蝟集する。

各町の練物の今昔を比較して見よう。

町名	現今の練物	神輿の行列	大名行列
安永年間の練物			
西町	樂大山車	道樂　舞樂の人形　四神の鉾	
比丘尼町	不詳		大名行列
久六町	不詳		大名行列
北町	七福神		小山紅葉狩
南町	踊り（染分手綱、冠り合戰）二切		小山浦島太郎　三番叟
新田町	山車曳もの鹿狩		小山天の岩戸　神樂
堅町	朝鮮人		小山唐子遊び　活動人形

西中町	船づくし	山	司馬溫公の甕破り
東中町	かさぼこ	釣り物	謠曲人形
北條町	魚盡し	魚盡し	
濱町	關船	釣り物	かさぼこ　時代人形
上新町	おもひ〳〵のねり物	釣り物	上代人形
中新町	なし	山	湯立神事　活動人形
四ツ谷新町	なし	山	髮洗ひ　活動人形
下新町	打物盡し	山	辨慶に牛若丸　活動人形
新丁	一の谷二段目	山	菅公謫居の狀　活動人形
江田	大神樂	山	大黒天袋破り　活動人形
南濱田	富士の牧狩	富士の牧狩	
北濱田	鹿がり	釣物	和歌の三神
藏町	唐子	小山	宇受賣命　狸の腹皷　活動人形
中納屋町	關船	小山	唐子遊び　活動人形
北納屋町	鯨つき	鯨舟	鯨つき
桶之町	百物語	小山	大入道魔性　活動人形
南納屋町	鯨つき	鯨舟	鯨つき
西袋町 東袋町	をほこ鯨つき	小山	倭姫命　田鶴愛撫の狀　活動人形
		鯨舟	鯨つき

二十八日　山おろしといつて、練物を山藏に納めて町內役員若衆は慰勞の宴を開く。

十　月

九　日　鵜森神社祭　餘興として煙火、宮角力等がある。

十　日　金刀比羅神社祭が執行せられる。

十七日　神嘗祭

二十四日　諏訪神社境內で佛式と神式で招魂祭が崇嚴に擧行せられる。

二十　日　戎講と稱して、商家では福神を祀り、酒宴を張つて祝ひ、問屋仲買人等は伊勢神宮に參拜することもある。

十一月

三　日　明治節　四大節として學校では拜賀式を擧行する。

一日……七日　体育デーとして、各小學校兒童職員は体育デーのマークを胸間につけ、種々の体育奬勵のポスターを各所に貼付して、市民に体育の必要を知らしめ、又本市小學校聯合運動會、青年團運動會等が行はれる。

十五日　七五三詣りといつて、男は七つ五つ、女は三つの歳に、男子は上下着けと云つて現在では紋付袴で、女子は髪置きといつて、紋付の振袖を着、親に伴はれて諏訪神社に參拜し神樂を奉納する。

二十三日　新嘗祭　各神社にて祭典を執行す。

十二月

六日…十日　歳の市といつて商工會主催で市内商工會加盟店の聯合大賣出が行はれ、市内は幟提灯等で飾られ、福引券が景品として出され、市中は賑かである。

十一日…三十一日　各商店聯合で年末顧客慰安の意味で、湊座觀劇券を呈して自由に開期中觀覽せしめてゐる。

三十一日　「大晦日」と稱して各戸共多忙を極める。商家は節季で年中の總決算日である。一般に新年を迎へる準備で町通りは人々の往來で夜遲くまでざわめいてゐる。注連繩を賣る店が所々に出されてゐる。諏訪神社に參拜する人も非常に多く、中には越年する人も相當にあつて、社頭には篝火が終夜焚かれてゐる。各寺院からは百八の梵鐘が殷々と響いて來る。晦日蕎麥を食べ、注連繩を張り、簾を揭げ、鏡餠を飾り明朝の準備をする等歳末の忙しい中に希望に滿ちてゐる。

第四章　雜

第一節　遊

廓

德川時代の中期當所は驛場として、娼婦の前身とも云ふべき飯盛女が、既に相當跋扈してゐたものである。寛延三年（一七五〇）の諸雜記中に西町孫八が、十里と申す虛無僧差置き、其上十里は遊女宿をした事が漏れて、追立てられた事が記されてゐる。當時遊女宿は公然と許されてゐなかつたが、私娼とも云ふべき飯盛女が風俗壞亂する爲め、度々召抱へ人數等に制限が加へられたが、容易にこれを根絶する事は出來なかつた。越えて弘化三年（一八四六）六月當地の飯賣女抱旅籠軒數調査報告により、表に示すと左の如くである。

飯賣女							
旅籠屋數	一人抱		二人抱		三人抱	四人抱	抱へザル家
南町	五〇軒	四軒		二三軒	九軒	六軒	八軒
北町	五一	一三		二二	八	九	三

右の記錄によると旅籠一軒につき平均二人宛の飯盛女を抱へてゐる。之に依つても當時、彼等暗に唉く女が如何に跋扈してゐたかゞ察せられるのである。然るに明治五年政府は私娼の弊害を認め、公

娼制度を立て、從來の娼妓に解放を命じた。三重縣は同年十月八日太政官達第二百九十五號の公布に照して、管下遊廓所在の樓主に左の如き娼妓解放の令を發した。

當管下在町の婦女子年季を定め、遊女、藝妓並宿驛飯盛女、茶汲女など其他種々の名稱を附、身賣奉公に差出候義向後一切令禁止候事。

一　是迄右體の奉公に差出有之分は、其原籍姓名年齡は勿論抱先き相對年期證文寫相添、各大區の分取纏め、當十日限可差出事。

右之趣觸示し候間、管內一般無洩可得其意候。萬一違背候もの有之に於ては、其所役人落度たる可く、嚴重處分申付候間、前以心得可罷在事。

當時當所の娼妓解放員數は南町三百四十六人(抱主二十二名)北町百六十一名(抱主二十六名)川原町六名(抱主二名)の多數に上つてゐた。次で同年十一月九日更に娼妓營業規則を定め、同六年二月改正貸座敷遊女藝者渡世規則が發布され、鑑札下附によつて其存在を認められる事になり、曩に一旦解放された娼妓も、多くは元の主家に戻つて公然營業をする樣になつた。明治八年當地貸座敷業者有志は、高砂町に東京吉原遊廓を模して大遊廓を設立し、北町南町の遊廓をこゝに移して營業を創めた。明治九年十二月伊勢農民暴動の際、放火に遭つて悉く烏有に歸し、其の營業に一大頓挫を來し、大部分は北町南町に復歸して營業を創め、高砂町に止つて營業を續けたものもあつた。爾後當所には北町南町高砂町の三箇所に遊廓を有することになつた。明治十五年の統計によると、貸座敷數六十一、娼妓二百六十九名とあるも、明治五年に比較すると其の數に於て激減してゐる。爾來年によつて多少の盛衰はあつたが、近年不景氣の襲來と廢娼制度の制定によつて、著しく其の數を減じた。昭和三年の調査によるに、藝妓置屋三十一戸、藝妓百三十四名、貸座敷業四十戸、娼妓百二十三名を示してゐる。

第二節　鄉土の民謠

鄉土の特色を表はした樣な民謠の別にないといふことは非常に寂しい感がする。手毬歌も盆踊り歌も伊勢參り歌も田植歌も籾磨り歌も船頭歌もあるが、鄉土特有のものではない。普遍的のもので鄉土藝術味のないものである。たゞ諏訪神社祭禮の練物に出る、南納屋町北納屋町東袋町の鯨舟鯨つきの歌が、稍鄉土的色彩のあるものである。併しこれとても本市のみの獨專練物でなく、本縣でも富田町、磯津村に同樣の練があつて、何處が最も初めのものかは判然せぬ。左に其の歌詞を記して見よう。

四日市市祭禮の練物中の鯨舟の役歌及搗歌

一　安藝の宮島廻れば七里
囃　裏は七浦ノホホイホイ七惠比須おめでたや
一　沖の鷗がせみ鯨にとまる
囃　サアせみが來る〳〵あれへ來るあれへ來るおめでたや
一　宮前で鯨をついた
囃　サアこれもお宮のノホホイホイ御利生かやおめでたや
一　嬉し目出たの若松樣へ
囃　サア枝も榮えてノホホイホイ葉も茂るおめでたや
一　嬉し目出たで參れば渡る
囃　サア伊勢の小野田のノホホイホイ宇治橋渡るおめでたや
一　これで玉を持てたわむれ遊べ
囃　たわむれ遊べヤアサこれで治まる
一　良い聲で唄歌ふて流して行け
囃　アアソレ(鯨船の艫をあげる)

同じく流し歌

一　朝熊山から鳥羽浦見れば
囃　淺黄暖簾がちら〳〵とヤアサ治まる御代やトーネ
一　伊勢の内宮の手洗水は
囃　あれは五十鈴川よヤアサ治まる御代やトーネ
一　伊勢の豊久野錠懸松は
囃　今は枯木で靴かけヤアサ治まる御代やトーネ
一　鼈蹴椿は山坂照らす
囃　鰯は四日市の濱を照らすヤアサ治まる御代やトーネ
一　今年しや豐年穂に穂が咲いた
囃　桝はさておいて箕で計れヤアサ治まる御代やトーネ
一　吉田通れば二階から招く
囃　しかも鹿子の振袖でヤアサ治まる御代やトーネ
一　大皷皷の音がする
囃　あれは若衆の寄合やヤアサ治まる御代やトーネ
一　伊勢は津でもつ津は伊勢でもつ
囃　泗水港は船でもつヤアサ治まる御代やトーネ
一　沖の暗いのに白帆が見ゆる
囃　あれは紀伊の國蜜柑船ヤアサ治まる御代やトーネ

第十六　災異編

第一章　戰爭及暴動

第一節　濱田合戰

天正三年六月六日、織田信長の臣瀧川一益が當所濱田城を攻め、一擧にして之を略取した。文明二年築城以來百六年間居城した濱田城主も遂に滅亡するに至つた。此戰を濱田合戰と稱す。其の戰況は左の通である。

（伊勢軍記所載）

爰に三重郡濱田の城主をば濱田遠江守とて、日頃は五百騎の大將として神戸の與力なり。友盛滅亡の以後敢て信孝に從はず。信孝瀧川左近將監に命じて之を誅罰せんと欲す。之に依て一益天正三乙亥年六月六日軍兵を率ゐ長嶋を出でて三重郡に赴き、例の如く方々に放火し堂社佛閣を燒拂ひつゝ攻め來る。濱田城にても其の煙を見て、一益攻寄すると覺悟し赤堀と申合せ、近邊の地下士百姓を催しけれども、遠江守日比邪見にして人に情無き者なる故催促に應ずる者一人もなし。止むなく堀木信濃守中川掃部助是等を宗徒の者として上下百餘人籠りける。斯くて長嶋勢雲霞の如くに城の四方を取り卷き鬨の聲を發す。城中にても思ひ切たる事なれば遠江守を始めとして百餘人の者共大手の門を開き太刀長刀を閃かして一同に駈出ける。寄手の者共是を見て小勢の分として城を出づ